

決算審査特別委員会会議録(1日目)

1 日 時

令和7年10月24日(金曜日)

開会 午前9時00分

閉会 午後4時01分

2 場 所

委員会室

3 出席委員

委員長 川口 和代 副委員長 向井 哲哉

委員 日野 猛仁 委員 門田 裕一

委員 北橋 豊作 委員 森川 建司

委員 正岡 満

4 欠席委員

なし

5 説明員

宮崎栄司	議会事務局長
井ノ口司	議会事務局次長
岡井隆治	会計課長
新 英二	会計課係長
高橋雄二	監査委員事務局長
森下 勝	監査委員事務局次長
皆川竜男	総務部長
渡邊有香里	総務課長
赤尾章司	総務課課長補佐
坪内亮憲	総務課課長補佐
栗田計誠	財政課長
山口高宏	財政課課長補佐
大野正志	財政課課長補佐
中沖賢一	財政課課長補佐
太森真喜恵	中山地域事務所長
二宮誠二	中山地域事務所次長
川本英人	双海地域事務所長
松本恵子	双海地域事務所次長
池田 誠	危機管理課長
坪内 悟	危機管理課課長補佐
伊予岡一幸	危機管理課課長補佐
橘かつら	税務課長

宇都光英	税務課課長補佐
向井大昌	税務課課長補佐
木村隆司	税務課課長補佐
向井功征	企画振興部長
谷仲寿夫	企画政策課長
木下里香	企画政策課課長補佐
向井英樹	企画政策課課長補佐
曾我部雅之	企画政策課係長
米湊明弘	市民福祉部長
福積秀子	長寿介護課長
福島淳太	長寿介護課課長補佐
上田令奈	長寿介護課係長
窪田春樹	教育委員会事務局長
小笠原幸男	学校教育課長
武智ゆかり	学校教育課課長補佐
中塚正洋	学校教育課課長補佐
赤石雅俊	学校教育課課長補佐
武知 齊	学校給食センター所長
北岡康平	社会教育課長
西岡美加	社会教育課課長補佐
田窪幸司	社会教育課課長補佐

6 事務局職員出席者

宮崎栄司 議会事務局長 井ノ口司 議会事務局次長

7 その他の出席者

なし

8 会議に付した事件

認定第	1	号	令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第	4	号	令和6年度伊予市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	5	号	令和6年度伊予市浄化槽整備特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	6	号	令和6年度伊予市伊予港上屋特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	8	号	令和6年度伊予市都市総合文化施設運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	9	号	令和6年度伊予市水道事業会計決算の認定について
認定第	10	号	令和6年度伊予市下水道事業会計決算の認定について

9 会議の概要

午前9時00分開会

~~~~~

○川口和代委員長:皆さん、おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開催いたします。3日間スムーズに会の運営ができますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

○川口和代委員長:宮崎事務局長

○宮崎栄司議会事務局長:決算審査に係る補足を申し上げます。説明ですけれども、歳出と歳入を一括して行います。それから、説明に当たっては、決算の概要など総括的な説明は省くとともに、金額の読み上げは最小限にしております。

それと、決算書に記載されており、一読すれば分かる事柄につきましては、説明を省略させていただきます。

質問は、決算に関することに限定をお願いいたします。

最終日の総括には、各部長と会計管理者、それから上下水道課長が出席します。

○川口和代委員長:それでは、審査に入りたいと思います。

傍聴につきましては、愛媛新聞社ほか、議員の皆さん、また一般の方の傍聴を認めておりますので、よろしくお願いいたします。

今現在愛媛新聞社の方はいらっしゃっていませんが、途中でいらっしゃったら、よろしくお願いいたします。

○議会事務局(午前9時01分～午前9時12分)

説明員:宮崎栄司議会事務局長 井ノ口司議会事務局次長

傍聴議員:平塚優美 西岡勝志

傍聴人:なし

欠席委員:なし

○川口和代委員長:それでは、議会事務局の所管に係る決算審査を行います。認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。井ノ口次長

○井ノ口司議会事務局次長:それでは、議会事務局の一般会計所管部分についてご説明いたします。

決算書116、117ページ、成果調書1、2ページをお開きください。歳出について、1款1項1目議会費、執行率は96.6%です。議会費は、議会運営に係る経費となっております。

1節、報酬は、執行率99.7%となっております。こちらは、議員の報酬です。昨年、議員の一人が亡くなったことに伴い、減額補正をしております。

次に、3節、職員手当等のうち、議員に係る執行率は100%となっております。こちらは、議員の期末手当です。報酬と同様に、減額補正をしております。

次に、4節、共済費のうち、議員に係る執行率は、100%となっております。これにつきましては、市議会議員共済会の事務に要する費用に係る事務負担金及び年金の給付に要する費用に係る負担金となっております。

次に、8節、旅費は、執行率79.1%となっております。これにつきましては、議員の行政視察に係る旅費や、セミナーへの参加に伴う旅費、議長の各種定期総会への出席のための旅

費及び随行職員の旅費となっております。

次に、9節交際費は、執行率29.2%となっております。これにつきましては、葬儀用の生花や各種団体への賛助金等に係る33件の支出であり、明細はホームページにおいて公表しております。

次に、10節需用費は、執行率73.3%となっております。これにつきましては、コピー代や図書の追録代等の消耗品費、成果調書に掲載しております、議会だより発行に係る印刷製本費が主な支出となっております。

次に、11節役務費は、執行率91.2%となっております。これにつきましては、議会で使用するタブレット端末に係る通信運搬費、会議の音声データ反訳に係る筆耕翻訳料が主な支出となっております。

次に、12節委託料は、執行率79.2%となっております。これにつきましては、成果調書に掲載しております、定例会・臨時会における会議録の作成業務、伊予市ホームページにおける会議録検索システム管理業務及び議会インターネット映像配信業務委託料、タブレット端末運用保守業務等委託料が主な支出となっております。

次に、13節使用料及び賃借料は、執行率93.3%となっております。これにつきましては、タブレット端末に係るグループウェアシステム等の使用料及び常任委員会の現地調査に係る車借上料等が主な支出となっております。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、執行率85.4%となっております。

これにつきましては、全国・四国・県等の議長会、各種協議会、議員連盟等への負担金と、議員への政務活動費が主な支出となっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。108、109ページ、中段になります。

21款5項1目雑入、1節議会費雑入は、タブレット端末通信費負担金として351,860円の収入済額となっております。これにつきましては、タブレット端末通信費の3分の1を議員から自己負担していただくものです。

以上で議会事務局所管部分の説明を終わります。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。森川委員

○森川建司委員：2点お願いします。1点目は1款1項1目10節需用費、不用額が約27パーセントと割合が高いのですが、内訳を教えてください。2点目は成果調書2ページ、事業の内容と事業効果ですね、ここ去年はほぼ一緒ですね、ページ数は変わるものの、ここはずっと一緒なんですよ、全てが、これちょっとマンネリしてないかなという観点からですね、例えば広報、市の出す広報、部数を100部減らしてます。これは人口減に対応してるのかどうか分かりませんが、議会だよりもそのへんの部数、まったく変わってないんですけど、そのへんのところどういう考えなのか。

○川口和代委員長：井ノ口次長

○井ノ口司議会事務局次長：まず、成果調書の方からですけど、おっしゃるとおり部数のことについては、検討はしているんですけど、大きな数字を変えるところまでは至っていないというところで、今後検討してまいります。成果調書の書き方のマンネリ化もまったくそのとおりで、これについては今後改善するよう措置を講じることといたします。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午前9時10分 休憩

午前9時11分 再開

○川口和代委員長:再開いたします。井ノ口次長

○井ノ口司議会事務局次長:細かい内訳になりますと別資料を確認しないといけないので、後で回答させていただきます。

○川口和代委員長:ほかございませんか。質疑もないようですので、以上で、議会事務局の審議を終了します。暫時休憩いたします。

午前9時12分 休憩

午前9時14分 再開

### ○会計課(午前9時14分～午前9時28分)

説明員:岡井隆治会計課長 新 英二会計課係長

傍聴議員:平塚優美 西岡勝志

傍聴人:なし

欠席委員:なし

○川口和代委員長:再開いたします。これより、会計課の所管に係る決算審査を行います  
認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

○川口和代委員長:岡井会計課長

○岡井隆治会計課長:会計課所管分について、ご説明を申し上げます。

まず、歳出から、決算書122、123ページをお開きください。下段をお願いします。2款1項5目会計管理費、執行率81.73%でございます。内訳としまして、8節旅費につきましては、支出がございませんでした。

10節:需用費、執行率は69.37%で、月刊誌地方財務の代金、追録代、コピー料金のほか、歳入歳出決算書印刷代など、会計課における一般管理費でございます。

11節:役務費、執行率71.19%でございます。主なものは、細節4手数料で、内容としましてコンビニ収納サービス手数料、口座振替手数料、口座データ伝送サービスの手数料がございまして、また、昨年10月から振込手数料の見直しがあり、指定金融機関である伊予銀行のデータ伝送が1件当たり110円、振込依頼書によるものが1件220円から660円、新たに口座振込手数料としてかかっております。

11節役務費は、不用額が大きくなっており、主に手数料がその要因でございます。振込手数料につきましては、急な支払等に備える必要があるほか、年度末及び年度終了後の出納整理期間中に支払件数が多くなることから、予算確保の必要性があり、結果的に不用額が発生することが多くなりますが、円滑な出納業務と、より効果的な予算計上、節約に努めてまいります。

続きまして、12節委託料、執行率93.74%でございます。支出内容のトータル収納サービス業務委託料は、指定金融機関が、毎日の出納済帳票をデータ化し、会計課へ一括送付

することで、事務量の軽減を図ったものでございます。ただし、標準化システムや地方税統一QRコードの導入等によるトータル収納サービスシステムの改修費がかかること、トータル収納サービス業務そのもののサービス終了も今後予定されていることから、令和7年9月末をもって、トータル収納サービス業務委託は終了しております。

124、125ページをお願いします。備考の欄にございます、口座振替収納事務委託料は、指定金融機関の、口座振替に伴うデータの振分け処理等の委託料でございます。

13節、使用料及び賃借料、執行率99.00%は、口座振替データ伝送に使用する、ソフトウェア使用料でございます。

主要な施策の成果調書1、2ページをお願いします。中段にございます出納事務事業2款1項5目の事業内容欄に、公金収納及び公金支払に係る件数をそれぞれ記載しております。

主な成果としまして、令和5年度に開始した地方税統一QRコードの付与による地方税共通納税システムの拡大に伴い、トータル収納システムの収納済通知書件数や、スマホアプリを含むコンビニ収納件数が減少傾向にあります。

今後におきましても、サービスの向上と業務の効率化を図りつつ、収納・支払事務ともに、口座振替の推進に努めたいと考えております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。決算書の100、101ページをお開きください。

17款、1項、2目、1節、基金預金利子及び17款、1項、3目、基金運用収入でございます。令和6年度は、19の基金が運用されており、その運用利子でございます。

2節、配当金のうち会計課所管分は、愛媛電算への出資金30万円に対する配当金でございます。

次に、106、107ページをお願いします。21款、2項、1目、1節、市預金利子は、歳計現金の運用による利子でございます。

なお、決算書396、397ページに、各基金の令和6年度中の変動について、掲載しておりますのでご参照ください。

以上で、会計課所管分の説明を終わります。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川委員

○森川建司委員：1点お願いします。

成果調書、先ほど説明があったんですけども、その下の公金支払事務、支出命令証憑(しょうひょう)かな、総件数が5年度よりもたしかかなり減ってるんです。それは、説明あるように、部単位ごと複数の支払いを取引先ごとまとめて一括払いにしたから減ったという理解でいいのかと、具体的に一括支払いすることによってどれぐらいの経費節減ができたかについて教えてください。

○川口和代委員長：岡井会計課長

○岡井隆治会計課長：森川委員おっしゃるとおりでございます。この支払い件数、昨年から、10月から口座振込の手数料がかかり始めたんでございますけれども、各課それぞれ同じ支払い先のは各課まとめて支払をしております。

具体的にですけれども、主な支払い日、2のつく日に、2日、12日、22日を基本的に振込

みの日で指定しておりますけれども、その日で調べましたところ、昨年の7月からの集計になりますけれども、削除といいますか、減らした件数が1万761件で、減少率としましては35.62%が減っております。ですので、およそですけれども3分の1が減っておるということで、この分1万761円掛ける単純計算110円の金額、支払手数料が削減できておるというふうな結果となっております。

なお、支出命令の証憑の総件数そのものは、各支出の命令を切った枚数ですので、こちらにつきましては年々増減がありまして、令和5年に比べますと、千件ほど減っておりますけれど、こちらにつきましては、件数、削減ということではなく、支出命令を切っている全ての件数ということです。

○森川建司委員：結構です。

○川口和代委員長：ほかに。日野委員

○日野猛仁委員：成果調書の2ページの真ん中のほうに書いております支払い事務について、口座支払いによる支払い方法を促進しという形なんですけど、実際どういった形でやられて、どのぐらいこの1年で口座の支払いというのが増えたものなのか、ちょっと教えていただきたいのですが、分かりますでしょうか。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午前9時23分 休憩

午前9時24分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。岡井会計課長

○岡井隆治会計課長：こちらにつきましては、今まで窓口受け取りとか、そういった形の現金の収受による支払いをしておったものでございますけど、こちらを口座払いに振り替えることによりましてそういったところのお金の受渡しというのが確実になるということでございます。

具体的には、例えば報酬でありますと、事前に資金前渡等による資金を受け取って現金でお渡しするというのを口座払いに変更するというので、そういう安全性に努めてまいったということでございます。

○川口和代委員長：日野委員

○日野猛仁委員：私はいろいろ公金の分で、逆に窓口で払いよった分を口座から引き落としなのかなと思ったら、そういうものではないんでしょうか。その分の件数を市としても促進していった効率性を上げるような努力をしているんですよ。実際今までは仮に口座払いとか、それが全体の2割程度だったんですけど、促進してそれが30に上がったとか、ちょっとそういったデータがお持ちでしたらと思ったんですけど、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：岡井会計課長

○岡井隆治会計課長：こちらの成果調書の支払い事務ということにつきましては、市から支払うほうの出金のほうでございまして、入金の方につきましては、従来どおり口座振替をしてくださいますというような通知をしておるというところで、あまりそこで大きな変化というのはないというのが実情でございまして。

○川口和代委員長：日野委員

○日野猛仁委員:この意見書の中にも、毎年のように、何と申しますか、合理化、効率化を図って下さいという文言が常に入っているんですね。ですから、逆に言ったら、会計課においてもいろんな形で効率化も図られていると思うんですが、その一つであるのかなと思って質問したんですが、そういった事例があるようでしたら教えていただきたいと思います。

○川口和代委員長:岡井会計課長

○岡井隆治会計課長:大きな流れとしましては、この中段あたりにございますQRコードの付与、固定資産税それから軽自動車税、それから市県民税、国民健康保険税、こういったところの収納についてQRコード、共通納税システム等でスマホであるとか、そういったところからの収納が増えるということになっておりますけど、これも次年度以降、今の予定ではございますけれども、さらに業種を拡大することによって、なるべく皆さんが支払いやすい方法というのを進めることで収納率でありますか、払いやすさというのを拡大させるというような方向で検討しております。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、以上で会計課の審査を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

午前9時28分 休憩

午前9時31分 再開

○監査委員事務局(午前9時31分～午前9時47分)

説明員:高橋雄二監査委員事務局長 森下 勝監査委員事務局次長

傍聴議員:平塚優美 西岡勝志

傍聴人:なし

欠席委員:なし

○川口和代委員長:再開いたします。

これより、監査委員事務局の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。  
森下次長

○森下 勝監査委員事務局次長:それでは、監査委員事務局、所管分について、ご説明申し上げます。

歳出について、事項別明細書の128、129ページ、中段をお願いします。2款1項9目公平委員会費です。執行率89.8%でございますが、ここでは、公平委員会に係る経費について支出しています。

それでは、主要となる項目のみ、簡潔に説明させていただきます。

まず、1節報酬でございますが、これは、委員長1名、委員2名、合計3名に係る報酬でございます。

次に、7節報償費につきましては、昨年度、県内11市の持ち回りで、本市が担当市でございました、県の総会開催時における講演会の講師謝金でございます。

次に、10節需用費ですが、これは、先ほどの説明と同じく、県総会開催における、コピー代及び資料作成費、昼食代の支出でございます。

次に、18節負担金及び交付金でございますが、全国及び県連合会の会費と、県総会の出席者負担金でございます。公平委員会費については以上となります。

続きまして、140、141ページ中段をお願いします。

2款2項1目税務総務費になります。この目のうち、本課所管分は、1節報酬、10節需用費、11節役務費及び18節負担金補助及び交付金の一部で、固定資産評価審査委員会に係る経費について支出しております。支出合計は、3万2,752円でございます。

まず、1節報酬ですが、これは、委員3名分の委員報酬でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金における、研修会負担金1,000円は、委員が受講したオンライン研修の受講料でございます。固定資産評価審査委員会に係る経費については、以上となります。

続きまして、144ページ下段から147ページになります。

2款4項1目選挙管理委員会費でございます。

ここでは、一般職員の人件費及び、選挙管理委員会に係る経費を支出しております。本課所管分の支出合計額は、138万3,273円でございます。

まず、1節報酬については、委員長1名及び委員3名、合計4名分の報酬でございます。

次に、8節旅費ですが、これは、全国都市選管連合会理事会・総会、全国四国支部事務局長、全国四国支部職員事務研修会等の出席に伴う旅費でございます。

次に146ページをお願いします。

18節負担金・補助及び交付金ですが、全国及び四国の選挙管理委員会連合会の分担金等になります。選挙管理委員会費については、以上となります。

続きまして、その下になります、2目選挙啓発費でございます。

ここでは、愛媛県都市明るい選挙推進協議会連合会に係る費用等、選挙啓発に要する経費について支出しております。

そのうち、10節について、細節4:印刷製本費は、子ども連れ投票周知用チラシ、お手伝い希望カードの経費でございます。選挙啓発費については、以上となります。

続きまして、その下になります、3目市長・市議会議員選挙費でございます。執行率は、79.9%になります。

これは、令和7年4月20日に執行されました市長・市議会議員選挙の年度またぎになりましたので、準備に要した費用でございます。当日に係る経費については、令和7年度予算にて執行しております。

まず、1節報酬については、会計年度職員の雇用に係る報酬になります。

次に、10節需用費について、細節1、消耗品費は、主にポスター掲示板代金、ビラ証紙等候補者用表示代金でございます。

次に、細節4、印刷製本費は、主に投票用紙、投票入場券、不在者投票用外封筒ほか印刷代金でございます。

市長・市議会議員選挙費については、以上となります。続きまして、その下になります、4目衆議院議員総選挙費でございます。執行率は、84.6%になります。

ここでは、令和6年10月27日に執行されました、衆議院議員総選挙にかかった全ての経

費を計上しております。

まず、1節報償費について、これは、投票管理者、開票管理者、各立会人、また、会計年度任用職員の雇用に係る報酬でございます。

次に、3節、職員手当等について、細節7、時間外勤務手当につきましては、選挙事務に従事した一般職員に係る時間外勤務手当でございます。

細節13、管理職特別勤務手当につきましては、期日前の勤務時間外に勤務した管理職員に係る手当でございます。

次に、7節報償費につきましては、投票日当日に選挙事務に従事した管理職員に係る報償費及びポスター掲示板設置に係る地権者等に対する謝礼でございます。

148ページをお願いします。

11節役務費について、細節1、通信運搬費は、投票入場券郵送代等、細節4、手数料は、投票用紙分類機及び計数機の点検、投票のしおりの新聞折込等でございます。

次に、12節委託料については、市内133箇所に係るポスター掲示板設置業務委託料と伊予地域の各投票所、開票所への資材配送業務委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料については、投開票所の施設使用料49万840円、机椅子、借上げ料26万4,000円、投票箱送致用タクシー借上げ料10万6,770円等、計88万5,370円でございます。

次に、17節備品購入費については、国民審査用プリンタ1台とくじ棒2セットをそれぞれ買い替えたものでございます。

続きまして、5目衆議院議員総選挙啓発推進費でございます。内訳は、選挙啓発用、懸垂幕3本、9万7,900円でございます。不用額につきましては、啓発費から支出する予定の、子ども連れ投票周知用チラシ、コミュニケーションボードの印刷費を選挙費の予算から支出したことにより不用となったものでございます。衆議院議員総選挙啓発推進費については、以上となります。

続きまして、150ページ中段をお願いします。

2款6項1目監査委員費になります。こちらは、監査委員に係る経費と職員2名分の人件費でございます。

本課所管分は、人件費を除く、合計214万9,119円でございます。

まず、1節報酬は、監査委員2名分の報酬です。

次に、8節旅費については、四国地区監査委員会総会、県都市監査委員協議会出席に係る旅費でございます。

次に、12節委託費につきましては、工事監査に伴う技術調査に係る委託料でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金については、全国都市監査委員会会費及び西日本都市監査事務研修会会員都市分担金でございます。監査委員費については、以上となります。

最後に、歳入について説明いたします。98、99ページをお願いします。

16款3項1目4節選挙管理委員会費委託金ですが、こちらは、在外選挙人の管理事務に係る特別経費1,178円でございます。選挙人名簿の抹消処理を行ったことによる委託金でございます。

その下の6節衆議院議員総選挙費委託金については、衆議院議員総選挙に係る委託金1,788万4,082円でございます。歳出の衆議院議員総選挙費の合計額と同額でございます。

7節衆議院議員総選挙啓発推進費委託金については、啓発のための懸垂幕等に係る委託金8万5,000円です。最後に、108、109ページをお願いします。

21款5項1目2節総務費雑入でございます。この節に、県公平委員会通常総会が本市で開催されたことによる開催交付金22万円及び出席者負担11万7,000円の計33万7,000円が含まれております。

以上で監査委員事務局所管部分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川委員

○森川建司委員：2点お願いします。

1点目は、予算書147ページ、2款4項2目選挙啓発費のところですが、選挙啓発というと通常ポスターとか標語とか、決して伊予市も投票率は高くないんですけども、この選挙啓発でそういうことは全くやってないように思えたんですが、その理由を教えてください。

次は、2款4項4目衆議院選挙と市議会の選挙でポスター委託料が違うんですが、これは多分貼り出す数が違うからかなというのが、それでいいのかどうかと、あと何で衆議院選挙だけポスター掲示板設置謝礼を払うのかというのが私は疑問なんですけど、以上です。

○川口和代委員長：森下監査委員事務局次長

○森下勝監査委員事務局次長：まず、啓発の関係なんですけども、毎年この消耗品費の中に含まれております。18歳に到達した有権者にバースデーはがきを毎年送付しております。これは啓発事業の一環として行っております。

また、明るい選挙啓発ポスターということで、毎年小・中学校からポスターを募集して、これを県の審査に応募しているというそういった事業を毎年行っておりまして、この消耗品費の中には、応募した児童・生徒に対してスケッチブックを計上しておりまして、そういったことで啓発の一環として行っております。

また、二十歳を祝う会で冊子を配付したり、明るい選挙推進協議会の会員によります啓発活動も選挙時には行っておりまして、あとまた今年令和6年度から始めました子ども連れ投票チラシの配布を各小学校にも配布しておりまして、選挙時には、子ども連れ投票に来た方に啓発グッズを、記念品というものを渡したりとか、そういった活動もしております。

○川口和代委員長：暫時休憩をお願いします。

午後9時45分 休憩

午後9時46分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。高橋局長

○高橋雄二監査委員事務局長：まず、ポスター掲示板の設置委託料に関しましては、衆議

院議員のほうは令和6年度に支出をしております。170万8,300円ということで、市長・市議のほうは令和7年度で支出しておりますので、ここには載っていないわけですが、設置業務の委託料の内訳では、参議院は1枚の掲示板、市長・市議になりましたら市長選挙と市議選挙で2枚になりますので、委託料の経費は変わってきております。

あと、謝礼につきましても、令和6年度決算には衆議院、147ページの一番最後のところに載っておりますけども、これと同じように、市長・市議のほうも同じ箇所、同じ場所に設置をしますので、謝礼のほうも同額を支出するようにしております。

○森川建司委員：してるんだね、しとんだね。はい。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で監査委員事務局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時51分 再開

#### ○総務課(午前9時51分～午前10時20分)

説明員：皆川竜男総務部長 渡邊有香里総務課長 赤尾章司総務課課長補佐 坪内亮憲  
総務課課長補佐

傍聴議員：平塚優美 西岡勝志

傍聴人：なし

欠席委員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。

これより、総務課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

渡邊総務課長

○渡邊有香里総務課長：まず、歳出から説明申し上げます。別紙の資料を提出しておりますのでご用意ください、こちらは他課と混在する予算等について、総務課対象分のみを抽出したものととなります。

別紙の1ページをお願いします。これにつきましては、他課との混在はありませんが、人件費を除いた資料でございます。決算書では116ページから121ページになります。

2款1項1目、一般管理費、執行率45.72%です。

執行率が低くなっております主な理由としましては、被災地応援派遣事業費について、能登半島地震被災地支援の経費が想定より低かったことと、派遣期間が短くなったことによるものでございます。

1節、報酬につきましては、特別職報酬等審議会の委員報酬で、そのほか予算計上してありました倫理審査会・政治倫理審査会や公務災害補償等認定委員会などにつきましては、事案が発生せず、未開催となったことに伴い、不用額が生じております。

3節、職員手当等については、被災地応援派遣事業費の時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当で、能登半島地震被災地支援の経費が、想定より低かったこと、派遣期間が短くなったことにより、不用額が生じております。

7節、報償費につきましては、メンタルヘルスカウンセリング12回分の経費及び愛媛県市長会秋期会議における講演講師謝礼金でございます。

8節、旅費につきましては、主に、職員の市町村アカデミー研修等への参加と、市長の全国市長会、道路整備促進期成同盟会等の中央要望や陳情等、また、関東や近畿県人会の総会等への出張に伴う経費でございます。

9節、交際費につきましては、市長交際費支出基準に基づき、市長が各種団体の総会等に出席する際の会費や、市政に功労のあった方の葬儀への供花、市長出張時の地元特産品購入等に要する経費でございます。

10節、消耗品費につきましては、ファイル等、業務に必要な事務用品代で、能登半島地震被災地支援事業に係る消耗品費について、不用額が生じております。

11節、役務費では、手数料において、階層別研修で国・県の事業を活用したほか、弁護士相談が当初の見込みを下回ったことなどにより、不用額が生じております。

12節、委託料の職員健康診断委託料では、一般健康診断、婦人科検診、ストレスチェックの費用でございます。不用額は、入札減少金及び実績に基づく減です。

13節、使用料及び賃借料の主な支出は、市長車用電気自動車リース料、有料道路等使用料等でございます。職員の会議への参加に係る有料道路使用料等が当初の見込みを下回ったことにより、不用額が生じております。

18節、負担金補助及び交付金につきましては、愛媛県市長会負担金、四国市長会議及び愛媛県市長会秋季会議の開催市負担金や、職員研修負担金等でございます。職員自己啓発研修助成金に、自己啓発研修への参加が少なかったことによる不用額が生じております。

決算書の121ページをお願いします。同じく18節、市町総合事務組合退職手当負担金等は、特別職及び職員のうち、一般会計306人分でございます。不用額は、定年退職者等を含め予算措置していた特別市町負担金について支出がなかったため、生じたものでございます。

決算書、120ページから123ページをお願いします。併せて、成果調書1、2ページ中段広報紙の発刊を御参照ください。

3目、文書広報費は執行率94.09%です。

1節、報酬は、情報公開・個人情報保護審査会を予算計上していましたが、事案が発生せず、未開催となり、不用額が生じております。

7節、報償費につきましては、広報区長50人、広報委員255人分の謝金です。

10節、需用費のうち、印刷製本費は、毎月発行の広報いよし1万4,400部に係る経費です。

12節、委託料につきましては、本庁舎、各地域事務所間等の文書送付業務委託料と、伊予市例規集データベース更新委託料等のほか、松山ブロックのごみ処理の広域化に伴う行政文書等廃棄処理業務委託料でございます。

13節、使用料及び賃借料の例規集システム使用料等は、第一法規(株)が所有する例規検

索システムに伴うサーバー等機器類の使用料で、これによりシステム障害時等における24時間対応など、安全かつ確実にシステム運用ができるものでございます。そのほか、広報編集用パソコン賃貸借料等、郵便料金計器レンタル料等でございます。別紙資料の2ページ上段の表をお願いします。

7目、企画費は執行率2.20%です。

総務課所管業務は、男女共同参画基本計画策定審議会及び研修会の開催等に関するものでございます。

10節、需用費、消耗品費及び11節、役務費、通信運搬費のみの支出となっており、その他の科目につきましては、執行がありません。審議会を開催する必要がなかったこと、また、女性リーダー育成委員会補助金について、日本女性会議の開催がなかったことによるものでございます。

続いて、2ページの下段をお願いします。

15目、諸費は、執行率86.01%です。こちらは、行政相談業務及び自衛官募集事務に係る経費でございます。以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたします。決算書98、99ページをお願いします。

16款3項1目1節、諸費委託金は、自衛官募集事務に係る委託金でございます。108、109ページをお願いします。

21款5項1目2節、総務費雑入の主な収入は、派遣職員給与等負担金で、愛媛県後期高齢者医療広域連合及び伊予市観光物産協会ソレイヨに派遣している職員の人件費負担金等でございます。そのほか、(公財)地域社会振興財団交付金等1,449万375円のうちに、市町村職員中央研修所受講者助成金、それから市長会役員等旅費助成金71万670円を含んでおります。

以上で総務課所管分の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○川口和代委員長:以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川委員

○森川建司委員:2点お願いします。

1点目は、全体像がちょっとつかめなかったんですけども、市長が出張したその旅費とか、あるいはタクシーの利用料とか、結構市民感覚では結構高額なように思うんですけども、市長の出張に伴う旅費等々まとめるとどれぐらいになるのか教えてほしいです。1点目です。

2点目は、成果調書の2ページのやつで、広報紙の発刊に係る説明がございました。昨年度と比べて発行部数を100部減らしたんですけども、その減らした理由について教えてほしいのと、それから諸収入という、いわゆる広報紙に広告を載せますよね、この広告が昨年度よりも半減したんです。金額にしたら36万円が18万円ぐらいになっているんですけども、この辺の理由をお願いします。

○川口和代委員長:暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

○川口和代委員長:再開いたします。赤尾総務課課長補佐

○赤尾章司総務課課長補佐:森川委員の2点の御質問に御回答いたします。

市長の出張旅費につきましては、総額で約212万5,000円でございます。それに伴うタクシー等借り上げ代金につきましては約22万5,000円でございます。

2点目の広報紙の部数の減の理由でございますが、広報紙の印刷費が毎年上がっております。それだけが理由ではございませんが、経費の節減を毎年検討する中で、印刷部数の中に予備等も含んでおります。配付実績を検証いたしまして、少しでも減らせるということで100部減らした次第でございます。

広告料につきましては、広報紙また市のホームページで募集をかけておりますが、応募がなかったというのが現実でございます。

○川口和代委員長:森川委員

○森川建司委員:2点お願いします。

市長の出張旅費200万円と、それからタクシー22万円ということなんですけど、7年度予算のときに相当厳しい財政状況だということで、そのときにやはりこれだけ厳しい中で、財政調整基金も10億円を割ったというようなときに、私としては市長とか副市長は減額してはどうかという話もしたんですけども、そういう厳しい中で、不必要とは言いませんけど、出張に行く、タクシーに乗る、この辺はここで言う話かどうか分かりませんが、やはり厳しい財政状況を範を垂れる必要があるんじゃないかなと思いますが、この辺について、昨年より結構増えているんじゃないかと思うんですけども、その辺ところもし分かれば教えてください。

2つ目は、広報紙が読まれないから多分広告がなかったんだと思うんですけど、なかったというよりも、それでも18万8,000円は入っているんでゼロではなかったと思うんですけども、その辺についての今後の取組について教えてください。

○川口和代委員長:渡邊総務課長

○渡邊有香里総務課長:1点目の質問について私のほうからお答えいたします。

確かに旅費についてはなるべく節約するようにこちらも努力はしているんですけども、愛媛県市長会の役員であったということと、東京等への出張により大幅な補助金等が獲得できているという成果も含めて考えていただきたいというふうには思います。

それから、収入の面でございますけれども、先ほど細かくは金額については説明いたしませんでしたが、愛媛県市長会役員等の補助金がございます。助成金がございます。愛媛県のほうから25万円ほど助成がありますので、この中に一部助成をしていただいているということがございます。

これからも市長、副市長の旅費につきましては精査をしていきたいとは思いますが、事業等いろいろなことを考えて広域的な視野でちょっと考えていきたいと思っております。

○川口和代委員長:赤尾総務課課長補佐

○赤尾章司総務課課長補佐:2点目の広報紙に関する御質問について御回答いたします。

御指摘のとおり、広報紙が読まれないと広告収入というものはなかなか得られないというふうに思っております。

まずは市民の皆様にご覧いただける、親しみを持っていただける広報紙づくりにまずは取り組みまして、魅力ある広報紙をつくと同時に、そういった広告収入の周知啓発を今

以上に行っていきたいと考えております。

○川口和代委員長：北橋委員

○北橋豊作委員：1点だけ確認させてください。

別紙の様式に7目企画費の中で、男女共同参画基本計画策定審議会の関係ですけども、執行率2.2%ということで、ほとんどゼロに等しいんですけども、説明の中では、開催する必要がなかったというふうなことで、なかったのであればなぜここに計画したのか、ちょっとその理由を教えてください。

○川口和代委員長：赤尾総務課課長補佐

○赤尾章司総務課課長補佐：男女共同参画に関する御質問について御回答いたします。

こちらにつきましては、第2次伊予市男女基本計画が平成29年度に策定されたもの、10年計画でございますが、令和8年度が終期となっております。こちらの中間の見直しを令和3年度に行いまして、令和6年度の2月にさらにもう一度見直しをかけまして、計画の見直しをかけまして、様々な変更事項を設けました。

すみません、令和6年2月に審議会を開催しております。令和5年度です。その見直しをかけた状況を令和6年度中は事務局のほうで進捗状況を管理しておりまして、今年度審議会を開催する予定としております。昨年度につきましては、その進捗管理というようなことで、委員に集まっていたくような機会が設けられなかったというところでございます。

○川口和代委員長：北橋委員

○北橋豊作委員：ということは、当初は6年度に審議会を開催する予定はあったがという認識でいいんですか。

○川口和代委員長：赤尾総務課課長補佐

○赤尾章司総務課課長補佐：その進捗を管理する中で集まっていたくような必要性といえますか、機会がなかったというようなことでございます。

○川口和代委員長：ほかございませんか。日野委員

○日野猛仁委員：3点ほど。

資料の1ページ目です。8節の旅費、執行率が46%、説明で職員の研修を予定していたのに、なかなかそれが執行できていないということだったんですが、もう少しそのあたり原因を教えてくださいと思います。

それと、2点目は、この121ページにあります3項1目7節報償費で、広報区長であったりとか広報委員の謝礼なんですけど、69万円あるんですけど、多分どこかの地区の方が出てないのかなと思うんですけど、そのあたり今後こういった形で対応されるつもりなのかというのをお尋ねします。2点だけで結構です。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。渡邊総務課長

○渡邊有香里総務課長：では、1点目の質問について私のほうからお答えいたします。

旅費の不用額なんですけれども、これは能登半島の被災地支援のほうの旅費の不用額

となっておりまして、職員の研修の旅費ということではない。大幅な執行率減の理由は、能登半島の被災地支援の旅費がちょっと少なくて済んだというところで不用額が出ているものでございます。

○日野猛仁委員：説明の中で職員の研修をとって言ったはずですが。実際計画していたのに行けなくなったとかということ。

○川口和代委員長：説明の中に希望者が少なかったからとかという説明がありましたね。自己啓発のね。渡邊総務課長

○渡邊有香里総務課長：自己啓発研修というのは、職員が自ら希望して自分で行きたい研修というのを自分の啓発のためにするものでありまして、職員の研修というのは人事のほうからいろんな研修所の研修を行かせる職員に対してあっせんするようなものでして、そちらについてはきちっと実施を行っております。

ただ、自己啓発研修のほうは、職員自ら行く分が2種類あるんですけども、まず宿泊を伴う研修とそうではない県内で行われる試験とかを受ける参加助成というものがあるんですけども、そちらの県内のほうについては割合応募があるんですけども、県外で宿泊を伴うような研修というのはちょっと応募が少ない。これは毎年そうではあるんですけども、そういったものについてちょっと不用額が出ているというところでございます。

なお、啓発は進めたいと思うんですけども、県内で資格を取ったり試験を受けたりする研修については割合応募が今のところは着実にあるというようなところでございます。

○川口和代委員長：赤尾総務課課長補佐

○赤尾章司総務課課長補佐：広報区長、広報委員に関する報償について御回答いたします。

こちらにつきましては、広報区長につきましては50人いらっしゃいますが、年額14万円ということでお支払いさせていただいておりますので、予算額と同額となっております。

広報委員の報酬につきましては、報酬の内訳として、均等割と世帯割というものを設けております。広報委員お一人当たりの均等割として2万4,250円で、世帯割といいますのが、配布世帯数に応じてお支払いさせていただく報酬になります。そちらが予算額に対しまして実績額が減少しておりますので、そこで不用額が出ている部分もでございます。それと、お一人広報委員の報酬を辞退される方がいらっしゃいました。

○川口和代委員長：日野委員

○日野猛仁委員：最初に聞きました研修、特に職員の研修なんですけど、なかなか県外というか、1泊を伴うものはなかなか難しいというところではあるんですけど、そういった傾向であれば、それなりのやっぱり予算も組んでいかななくてはいけないのかなというふうに思っています。

たまたまちょっと昨日市長と同じ会議で会ったんですけど、今査定をやられておるようで、最初の段階で18億円ぐらい何か少し余分なお金というか、削らないかんお金という形で非常に大変なんだよということだったんで、そのあたりもしっかりと精査をしていかないといけないのかなと思いますので、それも含めてお願いしたいと思います。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

1点私からよろしいでしょうか。いただいた資料の2ページ目のところで、2款1項1目の18節女性リーダー育成委員会に補助金というのが、全国女性会議がコロナ禍の中ちょっと

中止になって、それ以来行われてないですよ。これは予算を上げているということは、開催される可能性があるということで毎年上げているのか、その会の動向がどうなっているのかをちょっと知りたいです。

○川口和代委員長：赤尾総務課課長補佐

○赤尾章司総務課課長補佐：ただいまの日本女性会議の関連する御質問に御回答させていただきます。

御指摘のとおり未開催というようなことにはなっておりますが、もし開催された場合というようなことも含めて予算計上させていただいておりますが、現実的に令和6年度は開催がなかったということでございます。

ただ、女性会議自体は開催を常に検討されておるようで、令和7年度、今年度につきましては、奈良県橿原市のほうで開催されておまして、これはまた別の話にはなるんですけど、別の形で伊予市からも2名御参加いただいております。

○川口和代委員長：ありがとうございます。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で総務課の審査を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時28分 再開

○財政課、各地域事務所(午前10時28分～午前11時16分)

説明員：皆川竜男総務部長 栗田計誠財政課長 中沖賢一財政課課長補佐 大野正志財政課課長補佐 山口高宏財政課課長補佐 太森真喜恵中山地域事務所長 二宮誠二中山地域事務所次長 川本英人双海地域事務所長 松本恵子双海地域事務所次長

傍聴議員：平塚優美 西岡勝志

傍聴人：なし

欠席委員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。これより、財政課及び各地域事務所の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。  
山口課長補佐

○山口高宏財政課課長補佐：歳入歳出決算事項別明細書の122、123ページ、中段をお願いいたします。

2款1項4目財政管理費、予算額320万4,000円、支出済額275万3,199円、不用額45万801円で、執行率85.9%でございます。

この目は、予算編成、起債管理及び契約事務に係る経費でございます。

1節報酬、執行率87.5%、入札監視委員会委員4名に対する報酬でございます。1回目の委員会での委員出席が3名となったことにより、不用額が生じております。

8節旅費、執行率48.3%、特別交付税に関する中央要望に係る出張旅費でございます。

10節需用費、執行率93.9%、参考図書追録代金・コピー料金、事務用品費等でございます。

11節役務費、執行率54.7%、郵送料でございます。

12節委託料、執行率100%、入札契約管理システムの保守業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料、執行率100%、入札参加資格審査申請システム、調達情報提供サービス等の使用料でございます。

18節負担金、補助及び交付金、執行率79.5%は、地方財務協会賛助会費及びえひめ電子入札共同システム負担金でございます。えひめ電子入札共同システム負担金において、入札実績件数が見込件数より少なかったことから、不用額が生じたものでございます。

124、125ページをお願いいたします。

6目財産管理費、執行率92.9%でございます。

この目は、普通財産・物品・公用車の管理、火災保険及び災害賠償補償保険事務に係る経費でございます。

7節報償費、執行率50%、財産処理委員会委員5名に対する報償費でございます。2回の開催を予定しておりましたが、1回となったことにより、不用額が生じております。

8節旅費、執行率0%、10節需用費、執行率90.3%でございます。

燃料費につきまして、公用車の燃料代を一元管理しておりますので、この科目で公営企業を除く全ての燃料代を一時立替え後に各科目に振り替えている関係上、不用額が生じております。

また、印刷製本費につきましても、封筒や収入支出伝票について、同じく一時立替えを行うことによる不用額が生じております。

修繕料は、公用車管理に係る車検及び点検、修繕代金等でございます。

11節役務費、執行率96.9%、公用車車検時の手数料及び保険料、各公共施設の火災保険料でございます。

12節委託料、執行率66.6%は、普通財産管理における市有地草刈業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料、執行率99.1%、固定資産台帳管理システム使用料等公会計管理に関するソフトウェア使用料でございます。

17節備品購入費、執行率0%は、公用車ドライブレコーダーを4台購入予定としておりましたが、廃車等に伴い既存品流用による対応が可能となったことから、未購入とし、不用となったものでございます。

18節負担金、補助及び交付金、執行率70.4%、伊予安全運転管理者協議会会費及び中山特産品センター前水路の負担金等でございます。

26節公課費、執行率100%、公用車車検時の自動車重量税でございます。

続きまして、126、127ページ、下段をお願いいたします。

8目地域事務所費、執行率92.9%でございます。

この目につきましては、伊予、中山、双海各地域事務所の管理運営費等を計上しております。

まず、電子データの資料2ページの伊予地域事務所は緑色、中山地域事務所は黄色、双海地域事務所は青色となっております。

予算額9,797万7,905円のうち、伊予地域事務所の予算額は5,794万5,905円で、支出済額が5,515万6,699円、不用額278万9,206円、執行率95.2%でございます。

10節需用費、執行率94.5%、消耗品費はコピー料金、PPC用紙等の庁舎管理に伴う事務用消耗品でございます。

光熱水費は庁舎の電気料金及び上下水道料金、修繕費は本庁舎自家発電設備修繕、本庁舎立体駐車場看板修繕等に要した経費でございます。

11節役務費、執行率89.2%、通信運搬費は電話・FAX及び郵便料金、手数料は不燃物収集運搬、貯水槽点検・清掃に要した経費でございます。

128、129ページをお願いいたします。

12節委託料、執行率95.2%、庁舎等清掃業務、エレベータ保守点検業務、空調設備保守点検業務、機械警備業務等で、不用額は入札減少金によるものでございます。

13節使用料及び賃借料、執行率99.6%は、第2別館及び公用車駐車場の土地借上料、NHK放送受信料等でございます。

14節工事請負費、執行率94.0%、本庁舎污水ポンプ更新工事ほか3件の工事に係る経費でございます。

17節備品購入費、執行率100%、デスクワゴン等庁舎内備品購入費用でございます。

18節負担金、補助及び交付金、執行率0%、防火管理者講習受講料でございます。管理者に変更がなく不要となったものです。

続いて、中山及び双海地域事務所につきまして、説明いたします。支出内容は、中山地域事務所と佐礼谷支所の運営に関する経費でございます。

まず、2款、1項、8目の地域事務所費のうち、中山地域事務所管理費、予算現額1043万3千円に対しまして支出済額9,649,194円で不用額783,806円となっており、執行率92.5%でございます。

支出内容ですが、10節需用費のうち、消耗品費につきましては、執行率99.7%で、コピー代及びPPC用紙等の事務用消耗品でございます。

次に、燃料費につきましては、執行率82.5%で、これは、公用車のガソリン代及び佐礼谷支所ガス代でございます。

次に、印刷製本費につきましては、執行率67.2%で、これは、封筒代等でございます。

次に、光熱水費については、執行率85.9%で、これは、中山地域事務所及び佐礼谷支所の電気代並びに、地域事務所の上下水道代でございます。

次に、修繕料ですが、執行率82.4%で、これは、JR伊予中山駅前防犯灯取替、地域事務所駐車場ラバーポール補修に要した経費でございます。

次に、11節役務費のうち通信運搬費ですが、執行率90.8%で、これは、中山地域事務所及び佐礼谷支所の電話代及び郵便料金に係る経費でございます。

次に、手数料ですが、執行率100.0%で、これは、中山地域の公共施設の不燃物収集運搬処理及び中山地域事務所の中水貯水槽の点検等に要する経費でございます。

次に、12節委託料ですが、執行率96.4%で、主なものとしましては、中山地域事務所清掃業務、中山地域事務所のエレベーター保守管理業務、・公共施設可燃ごみ収集運搬処理業務等でございます。

次に、13節使用料及び賃借料ですが、執行率94.5%で、これは、中山地域事務所玄関

マットリース料、佐礼谷自治支援センターの複合機リース料等に係る経費でございます。

次に、14節工事請負費ですが、執行率86.7%で、これは、中山地域事務所、中山小学校、中山中学校の電話機器更新経費のうち中山地域事務所負担分の経費でございます。

続きまして、双海地域事務所に係る決算につきまして説明いたします。

支出内容は、双海地域事務所及び下灘コミュニティセンターの維持管理・運営に係る経費となっております。

2款1項8目の地域事務所費のうち、双海地域事務所管理費の予算現額は2,959万9,000円に対しまして、支出済額2,617万6,952円、不用額342万2,048円で、執行率88.4%でございます。

支出内容ですが、10節需用費のうち、消耗品費につきましては、執行率98.1%です。これは、コピー料金やPPC用紙等の消耗品費でございます。

燃料費につきましては、執行率67%で、下灘コミュニティセンターのボイラーで使用する灯油代と公用車のガソリン代でございます。

印刷製本費につきましては、執行率96.5%で、封筒代金等でございます。

光熱水費につきましては、執行率81.3%です。これは、双海地域事務所及び下灘コミュニティセンターの電気料金と水道料金でございます。

修繕料につきましては、執行率97.4%です。これは、主なものとして、下灘コミュニティセンター2階屋外活動スペース床修繕工事代金、双海地域事務所高圧機器修繕工事代金でございます。

11節役務費のうち通信運搬費につきましては、執行率87.5%です。これは双海地域事務所及び下灘支所の電話料金と郵便料金でございます。

手数料につきましては、執行率100%で、双海地域事務所の廃棄物収集運搬処理手数料と、双海地域事務所の受水槽・浄化槽の清掃手数料等でございます。

12節委託料につきましては、執行率89.2%です。主なものとしましては、空調設備保守点検業務、日常清掃業務、可燃ごみ収集運搬業務、エレベーター保守点検業務等でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、執行率59.1%です。土地賃借料、NHK放送受信料等でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、執行率100%です。甲種防火管理新規講習負担金でございます。

決算書の134から135ページをお願いいたします。上段です。また、別冊資料の3ページをお願いします。

2款、1項、14目の地域振興費のうち、中山交流センター管理費は、予算現額27万4千円に対しまして、支出済額13万3355円で不用額14万645円となっており、執行率48.7%でございます。

支出内容ですが、10節需用費のうち、消耗品費につきましては、執行率83.3%で、これは、ボランティア清掃時の高枝切狭代等でございます。

次に、燃料費につきましては、執行率11.1%で、これは、ボランティア清掃時の混合油代でございます。次に、負担金、補助及び交付金につきましては、執行率84.1%で、河原学園との施設利用割合負担金でございます。

決算書136、137ページをお願いします。

2款1項16目合併振興基金費、執行率100パーセントで、市民の連帯の強化又は地域振興に要する経費の財源に充てるため4億2,110万円の積立てと、基金利子298万7,721円を合併振興基金へ積立を行っております。

2款1項17目公共施設等総合管理基金費、執行率100パーセントでございまして、公共施設等の計画的な新規整備事業、更新整備事業、統廃合事業、長寿命化事業、集約化・複合化事業、除却事業等に要する経費の財源に充てるため、法定外公共物売払代金62万2,736円の積立てと、基金利子及び国債の運用収入の合計357万4,387円を公共施設等総合管理基金へ積立を行っております。

決算書138、139ページをお願いします。

2款1項22目財政調整基金費、執行率100パーセントで、一般会計の年度間の財源の調整を図り、財政の健全な運営に資するため、基金利子140万6,000円を財政調整基金へ積立を行っております。

決算書140、141ページをお願いします。

2款1項23目減債基金費、執行率100パーセントで、基金利子36万円に加え、令和6年度国の1次補正予算による普通交付税の再算定において、後年度の公債費の償還増に備えるため創設された臨時財政対策債償還基金費6,152万円を、合わせて積み立てたものでございます。

続きまして、272、273ページをお願いします。12款公債費1項公債費1目元金、執行率99.98%、地方債の元金償還金です。

12款公債費1項公債費2目利子、執行率99.83%で、地方債の利子償還金等でございます。

13款諸支出金1項普通財産取得費1目土地取得費及び2目建物取得費につきましては、歳出科目設定のために予算額1,000円としておりましたが、未執行でございます。

14款予備費1項予備費1目予備費執行率53.39%でございます。

内容につきましては、別冊資料の4ページに記載してますとおり、文化交流センター空調機修繕工事71万5,000円、双葉集会所玄関扉修繕工事23万1,000円、自動体外式除細動器AED代金90万8,600円、同じく12万9,800円、児童館あすなろ雨漏り修繕工事27万50円、花の森ホテル誘導灯取替工事93万5,000円、NHK受信料214万9,905円に対し、予備費を充当したものです。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、財政課所管の歳入決算の説明でございますが、2款の地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までは、款、項、目及び収入済額の読み上げのみとし、特に予算額と収入金額が乖離している科目について、内容の説明をさせていただきます。また、13款以降で複数課にまたがる歳入科目につきましては、別冊資料の1ページに、財政課所管部分について記載しておりますので、併せてご覧ください。

決算書64、65ページをお願いします。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税、収入済額3,941万7,000円、2項：自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税、収入済額1億2,062万8,000円、3款1項1目利子割交付金、収入済額319万円、4款1項1目配当割交付金、収入

済額3,043万5,000円、次ページ、66、67ページをお願いいたします。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、収入済額4,523万1,000円、6款1項1目法人事業税交付金8,174万9,000円7款1項1目地方消費税交付金、収入済額9億1,505万4,000円、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、収入済額902万9,790円、次ページ、68、69ページをお願いいたします。9款1項1目環境性能割交付金、収入済額2,033万9,000円、10款1項1目地方特例交付金、収入済額1億8,912万4,000円、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金、収入済額386万8,000円、11款1項1目地方交付税、収入済額67億2,117万9,000円、昨年度比で2億4,707万1,000円増額、うち普通交付税が59億8,568万円で2億1,375万5,000円増額となり、主な要因としまして、令和6年度国の1号補正予算による普通交付税の再算定により増額となったものです。特別交付税は7億3,549万9,000円で3,331万6,000円増額となっており、地方バス路線運行維持対策に要した経費等に係る措置額の増加など本市の特殊財政事情が一定程度反映されたと思われます。

70、71ページをお願いいたします。12款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額337万4,000円。

72、73ページをお願いいたします。別添資料1ページも併せてご覧ください。

14款使用料及び手数料1項使用料1目総務費使用料、1節財産管理費使用料、収入済額205万2,513円でございます。行政財産の一部について使用を許可し、収入を得たものであり、財政課所管はこのうち、204万153円で、伊予市公営施設太陽光発電事業35施設に係る行政財産使用料が140万7,123円、電話及び電力柱等の行政財産目的外使用料が56万9,047円、庁舎自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料が3万8,400円、庁舎会議室等使用料で2万5,583円でございます。

82、83ページをお願いいたします。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、4節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、収入済額は、6億3,992万5,840円、経済対策による臨時的な国庫補助金であり、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施しております。

100、101ページをお願いいたします。別添資料1ページも併せてご覧ください。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入、収入済額1,842万625円のうち、財政課所管は1,411万6,551円です。太陽光発電、駐車場、自動販売機設置などの用地や事務所としての普通財産及び行政財産の余剰部分を貸し付けております。

2目利子及び配当金1節基金預金利子、423万5,607円のうち、財政課所管の収入済額が291万3,316円になります。これは、財政調整基金、減債基金、合併振興基金、公共施設等総合管理基金、ふるさと応援基金の利子でございます。

3目基金運用収入は、公共施設等総合管理基金等の一部を国債により運用した運用益でございます。財政課の所管に係りますのは、1節公共施設等総合管理基金運用収入391万2,192円、4節合併振興基金運用収入227万5,322円です。

2項財産売払収入1目不動産売払収入1節、土地売払代金62万2,736円です。これは、法定外公共物売払代金でございます。

2節立木売払代金4万4,425円については、秦皇山休養施設の立木伐採に係る売払代金でございます。

2目物品売払収入1節物品売払代金についても、収入額はございませんでした。

102、103ページをお願いいたします。

18款1項1目一般寄附金1節一般寄附金、収入済額2億6,206万7,500円のうち、財政課所管は1万7,000円、一般寄附1件です。

104、105ページをお願いします。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、繰越金を活用し減額に努めましたが、令和6年度決算では3億2,000万円の繰入れを行っております。

3目公共施設等総合管理基金繰入金は、花の森ホテル高圧電気機器取替工事外8件の財源としまして、2,180万円の繰入れを行っております。

7目減債基金繰入金は、地方債元金償還の財源として、2,394万円の繰入れを行っております。

20款1項1目繰越金1節前年度繰越金、令和5年度決算に伴います剰余金として、収入済額11億490万2,002円でございます。

108、109ページをお願いします。

21款諸収入5項雑入1目雑入2節総務費雑入、収入済額2,830万9,976円のうち、財政課所管の収入済額は、226万2,469円でございます。その内容は、公用車、庁舎等の事故・災害に係る保険金61万5,234円、公用車及び建物に係る災害共済解約戻入金2万4,246円、庁舎における自動販売機電気代等実費弁償74万59円、双海地域事務所共益費等49万6,619円、市民ロビー広告付案内板広告料等36万9,011円、JR鉄道敷地借地経費1万7,300円でございます。

110、111ページをお願いします。

10節雑入、収入済額2,108万312円のうち、財政課所管の収入済額は、1,642万8,268円ございまして、主なものとしましては、公益財団法人愛媛県市町振興協会から基金交付金913万2,000円と市町交付金が722万6,252円のほか、本庁舎1階ロビーに設置しておりますコピー機使用料等7万16円でございます。

22款市債1項市債1目臨時財政対策債1節臨時財政対策債、収入済額3,090万円でございます。同款同項2目総務債、収入済額5億5,240万円のうち、財政課所管の収入済額は、1節合併振興事業債4億円は、将来のソフト事業の原資とする合併振興基金への積立てに伴う借入でございます。

110、111ページ下段から112、113ページをお願いします。

同款同項4目衛生債、収入済額1億7,470万円のうち、財政課所管の収入済額は、3節上水道事業出資債4,930万円で、重要給水施設配水管耐震化事業に伴う借入れでございます。

以上が歳入決算でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。日野委員

○日野猛仁委員：1点お尋ねしたいと思います。

いただいている参考資料の2ページに、伊予市庁、中山・双海地域事務所の明細書がついている。その中で需用費というところであるんですが、中に燃料費であったりとか光熱水

費がそれぞれ予算にあって、私ども承認はしとんだけど、いざ並べられたら、比較的双海地域のほうが高いのかなというふうに思うんです。

ただ、下灘コミセンの灯油代であったりとか電気代はその辺かかるのかなというふうに思うんですが、消耗品費なんかは項目で言うとコピーであったりとか、その後が需用費になるんですが、やはり伊予のところよりもちょっと高いんですね。そのあたりどういった、言うたら当初の予算額であって、不用も今回このとき2,000万円ぐらいの不用が出ていますんですが、そのあたりちょっと教えていただきたいと思います。

○川口和代委員長：川本双海地域事務所長

○川本英人双海地域事務所長：確かに双海地域事務所の場合は、双海地域事務所とあと下灘コミセン、両方とも結構規模的に大きいところがありまして、燃料費については、日野委員のお見込みのとおり、下灘コミセンの灯油代で、その執行率が悪いところは、下灘に憩いの家という施設がございました。今は休止して、来年の4月からまた新しい形で運営が始まっていくと聞いておるんですけども、所管は長寿介護課になっております。どういう形になるか分かりませんが、憩いの家のお風呂の灯油代のほうが結構かかってまして、予算書上はある程度の金額を組んでおります。お風呂は今後使わないというようなことなので、来年度の運営が始まりましたらまた予算の見直しをしていきたいと思っております。

消耗品等につきましては、双海地域事務所、下灘コミセン両方ありまして、コピーとかというのは、横の公民館等で共用で行っております。その関係で多少中山と比べると少し高いのかなと思っております。

○川口和代委員長：日野委員

○日野猛仁委員：先ほど言ったように、燃料費であったりとか光熱水費は分かるんですが、2,000万円の消耗品を計上していたんですが、不用になっているので、何かしら計画していたのができなかったのか、消耗ですからちょっとそのあたりがよく分かりづらかったのだからちょっとお聞きしたんですが、そのあたり再度お願いをいたします。

○川口和代委員長：2,000万円、単位が違う。暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

○川口和代委員長：再開します。ほかにございませんか。森川委員

○森川建司委員：4点お願いします。

1点目は、今タブレットの2ページ、今日野委員が質問したところなんですけど、10節の需用費、特に消耗品費ですけども、これ各地域事務所とも100%になっています。先ほど議会事務局の審査のときに、需用費がたくさん余ってんですよ。何でかという、コピー代が半分になったんです、途中から。それは全庁的にやったというふうに私聞いています。

であれば、このところ需用費はもっと下がっていいと思うんですけども、このコピー代とかを100%使っているのも、もらった分は使い切りにしたのか、あるいは全庁的なコピー代が、カラーが10円が5円、それから1円が50銭かな、そういうふうになつとるのに、それが反映されてないんじゃないかという危惧があるので、そここのところをお答えください。

それから、タブレットの4ページ、予備費。予備費というのはあくまでも緊急的なものと

思うんです。災害のところにも分かりませんが、特別会計の中を見ると予備費なんか一切使っていないんです。でも、この一般会計だけ予備費を本当適当に、適当というか、そんなに緊急性もないのに使っているような気がするんです。その予備費の運営について教えてください。考え方を。

次に、この決算審査意見書のほうでちょっと持っておられますか。これで2点ほど。

1つは、11ページ、先ほども説明があったんですけども、市税の収納率が僅かと言いながら0.2%落ちているんです。というのは取るべきところが取っていないということなんです。額にすると結構大きくて、未済額が0.2%落ちていて、結構な額が収入になってないというところ、この辺についての見解をお願いします。

それから、17ページ、市債というところ、一番最下段です。市債は5年度は3億6,300万円、36.62%、6年度ですが、6年度については3億1,400万円、23.2%、年々借入れが増えとんです。こういう状況をどのように考えておられるのかについてです。

それから、先ほど収入未済額、市税だけ言いましたけれども、市税だけじゃなくて、53ページの表を見ると、市税だけじゃなくて、国民健康保険税とか新規住宅資金貸付金等、こういうことで5年度も6年度も収入未済額については同じ指摘を受けとんです。これについて全く改善されていないんじゃないかと思うんですが、その辺のところをお願いします。

○川口和代委員長：栗田財政課長

○栗田計誠財政課長：私のほうでまず森川委員の御質問に答弁をさせていただきまして、不足分につきましては各担当課長補佐のほうから補足をさせたいと思います。

1点目の消耗品の考え方について、少しさきに受検をしました課の情報、不足しており申し訳ございませんが、コピー代の半減と機器の導入の変更に伴う効率化に関しましては、その影響は各課に及び、我々財政課にもあろうかと思っております。

執行率が100%になっているのは、ひとつちょっとこれ予算現額の見方にもちょっと関わるところであります。少し同類の他の事業に資金を流用させた影響があつて全額を使い切ってしまったように見えているのではないかと思います。

予算現額、通常予算額は1,000円単位で計上されますが、この消耗品費の中に円単位の予算額が出てきているということは、流用があつて、流用を受けたか、流用で渡したかのいずれかです。ですので、本来予算で足りない費目が他にあつたために流用したか、あるいは消耗品が高くなったので流用を受けたか、結果として必要十分な状況で決算をしたというのがこの表からは読み取れるのかなと思っております。

2点目です。予備費の使い方についてです。

予備費については、全件乙決裁、副市長の決裁を受けて執行をされます。十分原課で必要性、緊急性を諮った上で、定例議会に上程していたのでは間に合わないような市民に危険が及ぶ案件、こういった件について予備費充用が検討されます。ですので、この表に載っている部分については、全て緊急性が高く、定例議会を待っては間に合わない、そういった案件と御了解をいただいたらと思います。

それから、意見書のほうに参ります。市税の収納率が落ちている件につきましては、細かい内容のほうで財政課では十分捕捉はできておりません。収納率の向上については、全部の課に対して全て向上に向けて最大限の努力を払うように予算編成あるいは決算を通じて周知はしておりますが、なお細かいところにつきましては、よろしければ税務課のほうへお尋

ねいただけたらと思っています。

それから、4点目にありました起債について答弁申し上げます。

借入額については最適化、できる限り後年度への影響を防ぐために、借入額は小さいほうがよいというのは御承知のとおりです。

我々財政課の目標としましては、できる限り借入額と返済額を比較したときに、返済額が大になるように、借入額が少になるように、これが逆転をしますと当然市債が増えていって将来への負担が大となりますので、それを目標として運営をしてきておりますが、この5か年間についてはちょっと特殊な事情があらうかと思えます。課長補佐の答弁にもありましたが、合併振興基金への基金の造成、積立てを行っておりました。5か年間で17億円の基金造成を目指して、これは計画的に借入れを行ってきた経緯もございます。

逆に、令和8年度からはこの基金造成が終了しますので、返還額のほうが大になり、借入額がぐんと下がってくるというふうに逆転をするのではないかと思います。事業費の今後の予算編成の過程の中で流動的な部分もあります。

いずれにいたしましても、返済額が大になるような、借入額が少になるような運営を常に念頭に置いて予算編成はやっておるところです。

それから、5点目の収入未済額の増につきましては、これも総論的な話になって恐縮ですが、3点目にありましたとおり、収入未済額はもちろん少であるべき、もちろんゼロが理想ではございますが、未済額はないにこしたことございません。これについても、財政課、予算編成、執行、チェック等を通じて内容については捕捉をしていきたいと思っております。

また、税務課のほうでは、収入未済額とともに不納欠損額についても説明があらうと思えます。

いずれにしましても、財政課も内容をチェックをしながら運営しておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○川口和代委員長：森川委員

○森川建司委員：2点お願いします。

1点目は、需用費のコピー代の件ですけれども、これは細部は分からないという回答でございましたけれども、財政課ですからこそ範を示して、できるだけこういうことが全庁に行き渡るようお願いします。それについて再答弁をお願いします。

2点目は、予備の運用で、副市長決裁でやっている。緊急性だという話がありましたけれども、この表を見て、いや本当に緊急性があるのかなというのにちょっと疑問です。

例えばAED除細動器の代金を払う。これ多分同じ日に、10月31日にこれどうなんだろう、期限が来たとか、支払いの期限が来たからと。これ定期的に更新の時期があるんで、多分これ予算立てるのが当たり前で、この時期に更新があるからといって、別に予備費を運用する必要は全く私はないと思うんですけど、その辺のところもう一度お願いします。

○川口和代委員長：栗田財政課長

○栗田計誠財政課長：1点目の御指摘は御指摘のとおりです。コピー代について経費の最少化を図るのは私どもの責務です。コピー代については、枚数、量の問題と単価の問題、二正面があらうと思えます。

単価の圧縮につきましては、定期的な、おおむね5年に一度の機材の大規模な入替えがあるのが通例です。そのときに最も市として有利な事業者の選択、入札を通じて単価の縮

減を図っていく必要があろうと認識しています。

もう一つ、量につきましては、こちらもできる限りのペーパーレス化を図ることで量の縮減を目指して取り組み、また各課へも声かけをしていきたいと考えています。

大きい2点目の予備費の充用について答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、AEDの動きにつきましては、さきの私の答弁では説明がつかない部分があるかと思えます。これは私の説明不足もあったと思えます。率直に申し上げて、AEDの代金が予備費に出てくるとすれば、これは予算計上が漏れていたと御指摘を言わざるを得ません。

予算計上漏れにつきましては、私どもも細心の注意を払って計上漏れを防いでまいりますが、どうしてもやむを得ず、これは人的なミスだと思えますが、計上漏れはゼロになっていない、そういった中で補正予算を編成しながら計上漏れをリカバーしてまいりますが、それにいとまがないケースについては、やむなく充当というケースもございます。その点前段の答弁とはかみ合っておりませんでしたので、おわびし、訂正申し上げます。

○森川建司委員：結構です。

○川口和代委員長：ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で財政課及び各地域事務所の審査を終了いたします。暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

### ○危機管理課(午前11時18分～午前11時55分)

説明員：皆川竜男総務部長 池田誠危機管理課長 坪内悟危機管理課課長補佐 伊予岡一幸危機管理課課長補佐

傍聴議員：平塚優美 西岡勝志

傍聴人：なし

欠席委員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。

これより、危機管理課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

池田課長

○池田誠危機管理課長：危機管理課所管に係る決算につきまして、歳出より、御説明申し上げます。

それでは、各事務事業の決算内容について、決算書128ページをお願いします。下段、2款1項10目交通安全対策費です。

主要な施策の成果調書は3ページ中段、交通安全対策事業です。

この目では、交通安全施設整備、交通安全推進など交通安全対策に係る経費を執行しており、執行率は92.97%です。

7節報償費では、交通安全街頭指導用務などで、交通指導員56人に対し、1回2,000円の出務手当を支出しています。

10節需用費の消耗品費は、主に交通安全啓発用物品の購入費で、反射タスキやリストバンドのほか、幼稚園や保育所の5、6歳児への交通安全啓発絵本、小学生への黄色帽子や集団登校時の班旗、中学生への自転車用反射材、といった交通安全啓発用品を購入しています。

次に、決算書130ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料は、交通安全県民大会へ関係者を派遣するためのバス・ジャンボタクシー借上料です。

14節工事請負費では、市道の防護柵や道路反射鏡の設置、修繕等を執行しており成果調書3ページ中段に掲載しておりますが、区画線設置工事等を7カ所、道路反射鏡を6件の新設と18件の修繕、5件の撤去、2件の移設を行っております。なお、不用額は入札減少金によるものです。

18節負担金、補助及び交付金の主な支出は、伊予交通安全協会交通指導員設置負担金で、伊予交通安全協会が雇用する交通指導員3人分の人件費を松前町と85%按分して負担しているものです。

交通安全運動推進費助成金は、交通安全協会の市内各支部が実施する交通安全運動推進事業に対して、均等割と人口割により助成しているものです。

次に、決算書132ページをお願いします。中段、13目防災諸費です。

成果調書は3ページ下段、防災行政無線等管理費と自主防災組織活動事業費です。

この目では、防災や国民保護に関連する経費を執行しており、執行率82.08%となっております。

10節需用費は、災害用備蓄物資としての保存食や飲料水・簡易トイレやおむつ等の購入に係る消耗品費、防災行政無線の維持・運用に要する電気代等光熱水費、同じく防災行政無線施設の修繕料が主なものです。

11節役務費では、主に通信運搬費として衛星系及び地上系防災通信、衛星携帯電話、防災無線、IP無線等に係る回線使用料などを執行しております。

12節委託料では、防災行政無線保守点検業務が主なものであり、不用額は、入札減少金によるものです。

13節使用料及び賃借料は、市・消防署・消防団に配備しているIP無線機ほか賃借料及び災害時の職員参集や市民に防犯・防災情報を配信する防犯・防災情報等配信システム利用料を執行しております。

14節工事請負費は、防災行政無線の戸別受信機等の設置・取替工事代金及び伊予消防署に設置してある防災行政無線・遠隔制御装置移設工事代金です。

不用額は、戸別受信機等の新設や取替等の件数が、当初見込みより少なかったことによるものです。

17節備品購入費は、トイレカー及びIP無線機充電器の購入によるものです。

続いて、決算書134ページをお願いします。

18節負担金、補助及び交付金では、自主防災組織活動事業費補助金のほか、家具転倒防止対策事業費補助金、県防災通信システムの維持管理負担金等を支出しております。

不用額は、自主防災組織活動事業・家具転倒防止対策事業に係る補助金交付額が見込の予算計上額より少額だったことによるものです。

つづいて決算書、136ページをお願いします。

15目諸費につきましては、総務課との共有科目でございますので、別途配布しております資料の様式2にて説明申し上げます。

成果調書につきましては5ページ下段、防犯灯設置費補助事業です。

この目では、防犯対策等に関する経費を執行しており、執行率は93.39%であります。

12節委託料では、郡中小学校前地下道の防犯設備点検業務の委託料を執行しています。

18節負担金、補助及び交付金では、伊予地区防犯協会負担金のほか、防犯灯設置費補助金124件を執行しております。

続きまして、9款消防費につきまして、御説明申し上げます。

決算書238ページをご覧ください。

成果調書につきましては55ページからになります。消防団設備等整備事業と消防団施設等整備事業です。

238ページ、1項1目の常備消防費では、松前町及び砥部町との消防業務の共同処理に係る伊予消防等事務組合負担金を支出しております。

2目非常備消防費では、消防団員報酬等の人件費や車両・ポンプ等消防団設備の整備費のほか、消防団の運営に係る経費などを執行しており、執行率は88.76%となっております。

1節報酬では消防団員報酬、各種訓練、火災等の出動報酬を支出しております。

10節需用費は、消防団設備・運営に係る消耗品、燃料費、修繕料等を執行しています。

11節役務費は、消防団車両の法定点検・継続検査の手数料、自動車損害保険料などを執行しております。

17節備品購入費では、計画に沿って更新しております、消防団の小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプの購入費のほかに消防ホースや法被等を購入しております。不用額は、小型動力ポンプ積載車などの入札減少金です。

18節負担金、補助及び交付金では、市町総合事務組合負担金、これにつきましては団員の損害補償、退職報奨金等に関する事務の負担金となっております。

消防団員福祉共済制度掛金等の主な内訳は、消防団員福祉共済制度掛金が226万8,500円で、消防団員が死亡又は障害を受けた場合に支給される遺族援護金、生活援護金、弔慰金、見舞金等の掛金となっており、そのほか、愛媛県消防協会費等を執行しております。

補助金等の内訳につきましては、消防団本部・分団本部運営費に48万6,000円、少年及び女性防火クラブ活動補助に17万9,220円が主なものとなっております。

次に、決算書240ページをお願いします。

3目消防施設費では、消防詰所の建設と維持・修繕並びに消防水利の新設と維持・修繕に係る経費を執行しており、執行率は88.39%となっております。

11節役務費では、詰所建設又は維持に係る各種検査の手数料、火災保険料として消防詰所の建物総合損害共済基金分担金を執行しています。

12節委託料では、消防詰所建設に関わる各種業務のほか、浄化槽の維持管理業務について執行しております。

14節工事請負費では、主なものとして、第2分団第4部三島詰所の解体・新築工事費及び令和5年度繰越分第4分団第4部上三谷詰所の新築工事費で、不用額は入札減少金です。

18節負担金、補助及び交付金では、上水道配水管敷設替に伴う消火栓の工事負担金と消防団第10分団第3部の消防詰所に関する上水道組合負担金3万円です。

次に、4目水防費に移ります。

水防に係る出動報酬や事務費を執行しており、執行率は22.08%となっております。

1節報酬は、水防工法訓練及び水防出動報酬を支出しております。

10節需用費のうち消耗品費は、災害発生に備えた土のう、ブルーシート等の補充に関する経費が中心となっております。

歳出については、以上でございます。続いて、歳入につきまして、御説明申し上げます。76ページ、上段をお願いします。

14款1項7目消防費使用料につきまして、調定、収入済額とも同額で、電力柱等の消防団詰所敷地占用料です。

同じく76ページ下段14款2項1目総務手数料、1節防災諸費手数料です。調定、収入済額とも同額で、煙火消費の許可に関する手数料です。

続きまして決算書100ページ上段をお願いします。

17款財産収入は、他の課との共有で執行しておりますので、配付しております別紙資料様式1で説明いたします。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入です。調定、収入済額とも同額で、分団本部以外の消防詰所が市有地に建築された場合に、地元広報区から徴収する土地貸付料となっております。

次に、決算書102ページ上段をお願いします。

18款1項2目消防費寄付金、1節非常備消防費寄付金です。

調定、収入済額とも同額で、令和5年度繰越分第4分団第4部上三谷詰所の新築工事費に伴う、基準面積を超える部分に関する地元広報区負担分98万9,769円です。

同じく18款1項3目総務費寄付金、2節防災諸費寄付金は、企業版ふるさと納税225万円です。

続いて、決算書108ページ、中段をお願いします。21款5項1目雑入です。

2節の総務費雑入につきましては、こちらも他の課と共有で執行しておりますので、別紙資料様式1で説明いたします。

調定額、収入済額ともに同額で、内訳はJAえひめ中央中山支所が防災行政無線を使用することに伴う保守管理に係る負担金10万円です。

決算書に戻りまして、110ページをお願いします。

8節消防費雑入では、調定、収入済額とも同額で、第2分団第1部中村消防詰所事故に伴う建物総合損害共済金114万7,850円、そのほか、消防団員安全装備品整備事業助成金は、消防団員の公務災害を防止するため防火服、防火帽を購入したもので、そのほか、消防団員福祉共済制度事務手数料等となっております。

続きまして、同じく110ページ中段の22款1項2目総務債の3節防災対策事業債は、調定、収入済額とも同額で、トイレカー購入の財源として借り入れを行ったものでございます。次に決算書114ページをお願いします。

22款1項8目消防債の1節非常備消防施設整備事業債は、調定、収入済額とも同額で、第7分団第2部安別当の小型動力ポンプ積載車と、第1分団第2部下唐川の小型動力ポンプ更新の財源として借り入れをしたものでございます。

続いて、22款1項8目消防債の2節消防施設整備事業債は、調定、収入済額とも同額で、第4分団第4部上三谷詰所の新築工事費と第2分団第4部三島詰所の解体及び新築工事費、第4分団第2部宮下詰所の新築工事設計費の財源として借り入れたものでございます。

以上が歳入に関する説明でございます。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。正岡委員

○正岡 満委員：3点をお願いします。

まず、1点目なんですけど、2款1項10目ですか、交通安全対策事業に関する分で、この分の4ページ。

○川口和代委員長：成果調書の4ページですか。

○正岡 満委員：はい。道路反射鏡の設置状況ということで、これ申請とか修繕とかずっと載ってますけれども、これ今いわゆるカーブミラーの台帳作成を行ってますよね。それでまだ進んでる状態だと思うんですけど、これは台帳作成において出てきた案件なのか、通常こういった形で毎年こういうのが、90万円ぐらいの予算があると聞いているんですけど、その事業で出てる案件なのか、そのあたりをちょっと説明していただきたいと思います。

2件目なんですけど、2点目は2款1項13目の17節ですか、備品購入費、トイレカーで1,000万円近いお金の分が不用額で残っている。これはいろんな関係でできなかったということは聞いているんですけど、それは来年度、7年度には購入できないということで繰越明許費には載ってないのか、いつそれが大体予測としてできるのかという点。

それともう一点、2款1項13目で18節、この分で補助金、これは家具転倒防止材の対策事業補助金49万2,100円、従来は100万円と予定してたんですけど、その半分しか達成できなかったということで、7年度も引き続きその補助金を出すというふうな形で聞いてますけど、これってやっぱり半分しか達成できなかったというのはちょっと問題であって、今後関連云々でまた補助金出るようになってますよね。そういった分も踏まえて今後ちょっとこのあたりはように検索しなくてちゃいけないんじゃないかと思うんですけど、その3点よろしくをお願いします。

○川口和代委員長：正岡委員、質問されるときに何ページのと言っていたかと皆さんがよく分かると思いますので。

○正岡 満委員：134ページと135ページです。

○川口和代委員長：伊予岡危機管理課課長補佐

○伊予岡一幸危機管理課課長補佐：1点目と3点目についてお答えいたします。

まず、反射鏡の関係なんですけど、こちらは台帳の作成とは関係なく、通常の前年度に各区長から要望が上がったものについて修繕、更新をしたものであります。

そして、3点目の家具転倒につきましては、こちら6年度の実績55件ということで半額程

度であったんですけど、県の補助事業もありまして7年度も予算計上をしております。現在がまだ3件しか申込みがありませんので、今後広報紙とかでまたさらに周知をしていきたいと考えております。

○川口和代委員長：坪内危機管理課課長補佐

○坪内 悟危機管理課課長補佐：2点目のトイレカーの件につきまして私のほうからお答えいたします。

トイレカー、これ不用額が199万円になっておりまして、確かにユニバーサルデザインの部分につきましては購入ができなかったということで、これ予算減額で落としております。こちらのほうについては入札減少金になろうかと思えます。

7年度につきましても引き続き予算計上をしておりますけども、ユニバーサルデザインの自動車に必要なのは、トヨタのタウンエースという車なんですけど、まだ発売のめどが立っていないということで、業者のほうに確認しております。ですので購入については見通しが立っていない状況となっております。

○川口和代委員長：正岡委員

○正岡 満委員：1点だけお願いします。

先ほど1点目に言いました台帳作成をやっていく段階でもっと出てくると思うんですね、いろんなカーブミラーに関する修繕なり撤去なりが。そうすると、やっぱりこういった予算は別に、7年度も同じような予算の金額しか組んでないので、今後ちょっとそのあたりはどうか、増えたら補正予算で出してもらえとか、そういうふうになるのか、そのあたりちょっともう一度返答お願いしたいと思えます。

○川口和代委員長：池田危機管理課長

○池田誠危機管理課長：正岡委員の御質問に私のほうから答弁いたします。

台帳整備を行う中で、更新もしくは撤去が必要なものもいくつか見つかっております。それにつきましては、現行予算で対応可能なものにつきましては対応を行っております。

今後そういった本数が増えていった場合につきましては、また補正予算等の計上等も検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○正岡 満委員：はい、分かりました。よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：ほか。森川委員

○森川建司委員：1点だけお願いします。

成果調書の4ページの一番下のところ、防災士の資格取得者、5年度が17人で、翌年度は24人と、少しずつ増えつつはあるんですけども、松山市は1万人を超えとるんですね。それで、防災士の資格の取組をもう少し考えておられるのかどうか。

それから、今までの取得者が今年度は300人で、6年度が327人になつとるんですけども、これ例えば亡くなられた方とか、あるいは明らかにちょっと高齢化してもう動けない、動けない私防災士の人もよく知つとんですけども、そういう方たちは除いて実際に動ける人がこの防災士327なのか、いやいやそれはもう今まで資格取った人の合計よというのか、そこをちょっと教えてください。

○川口和代委員長：坪内危機管理課課長補佐

○坪内 悟危機管理課課長補佐：防災士の資格取得につきましては、地元の自主防災会の方をお願いして、御興味のある方、意欲のある方についてどんどん推薦をしてくださいとい

うことをお願いをしております。

また、今年度につきましては、伊予市の職員につきましても、意欲のある職員につきましては取得するようにしております。

もう一つ、人数の件なんですけども、御本人さんから申入れがあったり、御家族の方から文書等で御返答のあった方については把握しておりますけども、その327人全体が把握できておるかという、ちょっとできていない部分もございます。ですから、327人全員が動ける人かという、全員とはちょっと言い難い状況でございます。

○川口和代委員長：森川委員

○森川建司委員：再質問じゃなくて要望なんですけど、松山市のトイレフォーラム、四国で初めてやったフォーラム出たときに、課長が、1万人を超えてしっかりやっていると。市挙げて、あるいは防災課挙げて取り組まないと、なかなか各自治会、自主防災会に任せていたらなかなか底辺は広がっていかないんじゃないかと思えますので、よろしく願います。

○川口和代委員長：池田危機管理課長

○池田誠危機管理課長：森川委員、ありがとうございました。

現在本市につきましても、防災士につながる取組ということで、今年度ジュニア防災士、ジュニア防災検定を行うようにしております。これは小・中学生に防災検定を受けていただくということで、目的としては、将来につながる子ども世代からの防災意識を高めてもらうということを目指しておりますので、またそういった取組につきましても継続して行ってまいりたいと思います。よろしく願います。

○川口和代委員長：ほかにございませんか。日野委員

○日野猛仁委員：1点だけ。

成果調書の56ページにあります消防費の中の項目で、消防団用の小型ポンプであったりとかホース、法被等の更新という形なんですけど、特に法被の関係なんですけど、ふだんの活動はもう活動服で訓練をしています。法被は唯一出初め式のときに着るんですけど、出初め式もここ最近は何人数を絞って各分団で数名出たらいいというような形になってると思うんです。そうするともう法被を着る機会がないんですね。なのにこれそこにお金をかけ続けるということは、少しもう考えていくべきだと思うんですけど、そのあたりの考え方をお聞かせください。

○川口和代委員長：伊予岡危機管理課課長補佐

○伊予岡一幸危機管理課課長補佐：消防団のこちらの装備につきましては、やはりどうしても法被は出初め式だけという形にはなっておるんですけど、ただ新入団員とかの用意する必要がありますので、こちら6年度は法被は40着、そしてまたサイズが合わない方もおりますので、ズボンが20着、こちらにつきましては62万400円という購入をさせていただいております。

また、今後につきましては、消防団のほうともお話をしながら、必要か必要じゃないかも含めて検討はしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○川口和代委員長：日野委員

○日野猛仁委員：伊予市も財政が厳しいと。先ほど部長には今年の査定も最初の査定も出て非常に厳しいというところであって、消防団の方も最低限のホースであったりとか小型ポンプというのは当然そろえていかないとと思うんですけど、ふだんの活動服も、あれも今2

着目よね。2着目というか、1回活動服になってから何年かして素材というか、そういった形で更新をして、ある程度は充実をしておるのかなと思うんですが、やはりある程度そのあたりは、財政的にも厳しいので、今後は活動服で統一するとかぐらいにしておかないと、いつまでたってもそれ数十万円というお金を出さないかんというのは、着る機会も、言ったように、もしかしたら10年で数回とか、それは上の部長とかになってくると違うんでしょけど、そのあたりは考えるべきだと思うんですが、そのあたり部長どうですか、お考えを。

○川口和代委員長：皆川総務部長

○皆川竜男総務部長：日野委員の御質問に対しましてお答えいたします。

私どもも、それは不必要なものはやはり省いていくべきだと思っております。

ただ、この件に関しましては、団の相手方もございますので、今後団のほうとも相談しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：北橋委員

○北橋豊作委員：1点だけお願いします。

成果調書の4ページですけども、先ほど森川委員が触れた自主防災会の関係ですけども、そこでやはり防災訓練なり地域防災力の向上のためにというようなことで、年間1回なり数回それぞれ訓練をしておると思うんですけど、現在伊予市、今自主防災会65あると思うんですけども、それで交付件数ですね、これ最大1か所10万円やと思うんですけども、10件の交付というふうなことなんです。やはりここが一番重要やというふうに私は感じております。

私の稲荷が平成19年に恐らく伊予市では一番早い自主防災会組織ができたと思うんですけども、その中でちょっと交付件数が少ないんじゃないかと思うわけなんで、これはもう一応行き渡つとるから少ないのか、それとも偏っておるのか、活動しておるいわゆる訓練とか、地域防災力を上げるための啓蒙とかやられてない地区もあるのか、そこ辺の認識はどうなんですか、ちょっとそこ辺お答え願ったらと思います。

○川口和代委員長：坪内危機管理課課長補佐

○坪内 悟危機管理課課長補佐：今北橋委員が言われたとおり、地域によって温度差というのはやっぱりあるかと思っております。熱心なところは熱心に取り組まれて補助金も申請をされるというふうになってございます。

ただ、なるべく活動をしていただけるように、補助の範囲についてもなるべく広く取るようにしてございますので、今後また補助活用について皆さんに御理解いただけるように啓発していきたいと思っております。以上になります。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

委員長の私から1点お願いします。

成果調書の4ページのトイレカーの購入費ですが、本当にトイレカー導入になってとてもよかったと思うんですが、効果のところ、最後のところに、被災者や参加者の衛生環境を確保することができたという表示があるんですが、これを購入してから何かに、訓練とかに使っただとか、使用実績はあるのか。ふだんはどこに置いているのか。皆さんが目に触れるところにあるのかとか、あといろんな大きなイベントがあるときにトイレが不足するようなお祭りとかもありましたよね。そういうところにこれを持って行って広報にもつなげるとか、そういうお考えがないのかというのをお聞きしたいと思います。

○川口和代委員長:坪内危機管理課課長補佐

○坪内 悟危機管理課課長補佐:これを実際にトイレとして使用したという実績は今のところございません。

ただ、そういうイベントのときに呼ばれて展示をしていただけないかと、明日の保健センターであるあちらのほうにも言って展示をしてほしいということで展示するようにしてございます。

お祭りとか、地元のほうで貸し出すというふうなことにもしておるんですけども、貸し出す際にやっぱりきれいにしてお返ししていただくというふうな限定になりますので、その点でちょっとやっぱり皆さん二の足を踏まれておるところがあるかと思えます。

あと、今のところ置き場所としましては、JAの選果場のところ、じゃんじゃかの裏手側のところですね、あのところちょっと屋根があるとありますんで、そちらのほうに置いてありまして、週1か2週に1回ぐらいに動かしてぐるぐる市内を回って、バッテリー上がりとかも防がなければいけませんので、それで皆さんにちょっと見ていただいておりますかなというような感じになってございます。以上になります。

○川口和代委員長:ありがとうございました。

まだ一度もトイレカーとして使ってないというので、一度使って、どの程度1回使ったらメンテナンスが大変なのかというのを検証を早い時期にしてほしいなと思えます。それは要望です。ありがとうございました。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、以上で危機管理課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は、午後1時からといたします。

午前11時55分 休憩

午後0時59分 再開

○税務課(午後0時59分～午後1時29分)

説明員:皆川竜男総務部長 橘かつら税務課長 宇都光英税務課課長補佐 向井大昌税務課課長補佐 木村隆司税務課課長補佐

傍聴議員:なし

傍聴人:なし

欠席委員:なし

○川口和代委員長:再開いたします。

これより、税務課の所管に係る決算審査を行います。

まず、認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。橘課長

○橘かつら税務課長:一般会計の税務課所管部門について、御説明いたします。

まず、歳出について、事項別明細書の138、139ページをお願いします。併せて、主要な

施策の成果調書の7ページ8ページをご覧ください。

## 2款1項20目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業費

この目は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施した、一人当たり所得税から3万円、住民税から1万円、合計4万円の、定額減税及び給付事業に係る事業費で、全体の執行率は95.40%でございます。

1節報酬、執行率96.81%、これは定額減税受付等に係る会計年度任用職員2名分の報酬です。

3節職員手当等、執行率78.02%、職員の時間外勤務手当です。

8節旅費、執行率78.65%、これは会計年度任用職員のうち、市外居住者1名分の通勤費です。

10節需用費、執行率52.65%、不用額の主なものは印刷製本費で、当初専用の封筒を作成する予定でしたが、既存のものを活用することで経費削減に努めた結果、不用が生じたものです。

11節役務費、執行率76.54%、これは申請書や返信用封筒等の郵送代及び給付金の振込手数料です。不用額の主なものは、通信運搬費です。

17節備品購入費、執行率100%、申請書読取用の2次元コードスキャナー3台分の代金です。

18節負担金、補助及び交付金、執行率96.15%です。

支給対象見込8,000人の予算に対し、支給対象者7,133人中6,979人に給付を行っております。対象者に対する給付率は97.84%です。140、141ページをお願いします。

2款2項1目税務総務費、この目のうち、税務課所管分は、8節旅費及び18節負担金、補助及び交付金でございます。

これは、愛媛県都市税務協議会への出張旅費及び松山地区租税教育推進協議会負担金で、執行率は78.86%です。

松山地区租税教育推進協議会の協力による租税教室を、昨年度は、税務課職員により、市内小学校7校で実施しております。

続きまして、2款2項2目賦課徴収費、繰越分を含む全体の執行率は、76.82%です。

1節報酬、執行率78.05%、これは、納税通知書等の封入・封かん作業に係る会計年度任用職員10名分の報酬です。

7節報償費、執行率100%、これは、中学生から募集した税の作文の市長賞記念品の図書カード代です。

中山中の3年生に、図書カードと賞状を授与しました。

8節旅費、執行率50.23%、これは、職員の出張旅費及び、会計年度任用職員の通勤費です。次ページをお願いします。

10節需用費、執行率59.98%、主なものは事務用品代及び納税通知書等の印刷代です。不用額の主なものは、印刷製本費の入札減少金です。情報システム標準化のためのテスト印刷用帳票等に多額の入札減少金が発生したものです。

11節役務費、執行率74.67%、これは、納税通知書、督促状等の発送に係る郵送代及び滞納者に関する税務調査に係る照会サービス(DAIS)の利用料です。

郵送件数及び照会サービスの利用件数ともに、見込みよりも減少したことにより、不用が

生じております。

12節委託料、執行率78.92%です。

備考欄に記載のほか、土地異動修正業務委託料1,638,000円、申告支援システム運用支援業務委託料1,452,000円等がございます。

定額減税調整給付に係るシステム改修委託料は、令和5年度からの繰越しで、予算額800万円に対し、決算額427万6,800円となっております。

不用額の主なものは、この定額減税に係るもので、予算編成時は、給付制度の詳細が定まっていなかったため、見込みで計上していたことにより、結果として多額の不用が生じております。

13節使用料及び賃借料、執行率99.46%です。

備考欄に記載のほか、地方税電子申告ASPサービス利用料120万9,016円、登記履歴台帳システム利用料41万520円等がございます。

18節負担金、補助及び交付金、執行率92.98%です。

愛媛地方税滞納整理機構の負担金については、成果調書の7ページ、8ページを御参照ください。

負担金として350万円を支出し、国保税を含めた本税30件の、1,628万1,462円を移管し、本税770万2,986円と、延滞金等45万2,100円の、合計815万5,086円が徴収されております。移管徴収率は47.31%です。

備考欄に記載のほか、資産評価システムセンターへの年会費、各種研修会の受講料がございます。

22節償還金、利子及び割引料、執行率62.53%です。

過年度に納付済みの市税に係る還付金と加算金147件分でございます。

法人市民税など、多額の還付が発生する場合に備え、例年ある程度の予算を確保しております。以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたします。62、63ページをお願いします。62ページの一番上段が、市税全体の調定額と収入額になります。

市税全体の徴収率は、98.22%で、昨年度との比較では、0.17ポイントの減となっております。

1款1項1目1節個人市民税現年課税分、徴収率99.25%、前年度比0.06ポイントの増です。

2節滞納繰越分、徴収率48.73%でございます。

2目1節法人市民税現年課税分、徴収率99.46%、前年度比0.4ポイントの減、2節滞納繰越分、徴収率6.86%でございます。

2項1目1節固定資産税現年課税分、徴収率99.23%、前年度比0.06ポイントの減、2節滞納繰越分、徴収率25.31%でございます。

2目国有資産等所在市町村交付金、国や県などの公有財産のうち、警察官舎や県営住宅など、公共用財産として本来の用途に供さない資産に対しては、固定資産税相当額の金額が交付されるもので、四国森林管理局、四国財務局、愛媛県及び伊予市外二町共有物組合からの交付金でございます。前年度比4.0ポイントの減です。

3項1目1節、軽自動車税滞納繰越分、令和元年度の税制改正により、軽自動車税が種

別割の課税へととなったことから、旧制度の軽自動車税は現年課税分がなくなり、滞納繰越分のみとなっております。徴収率27.59%でございます。

2目1節環境性能割、軽自動車税環境性能割は、令和元年10月に創設された、以前の自動車取得税に相当するもので、県が賦課徴収事務を行い、市へ納付されるものです。

令和6年度の課税台数は413台でございます。64、65ページをお願いします。

3目1節種別割現年課税分、徴収率98.73%、前年度比0.15ポイントの減

2節滞納繰越分、徴収率28.58%でございます。

4項1目1節市たばこ税現年課税分、調定額、収入済額同額の2億1,165万2,540円で、前年度比7.5ポイントの減となっております。76、77ページをお願いします。

14款2項1目3節税務総務費手数料、税証明閲覧手数料6,443件、督促手数料6,440件分の収入です。次のページをお願いします。

4節自動車臨時運行許可申請手数料、いわゆる臨時ナンバーの交付手数料で、208件分です。82、83ページをお願いします。

15款2項1目4節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらは、財政課所管になりますが、このうち3億1,955万1,037円が、税務課の定額減税に係る給付金及び事務費に対する国の交付金でございます。歳出合計と同額になります。98、99ページをお願いします。

16款3項1目2節賦課徴収費委託金、これは、本市が行う県民税の賦課徴収事務の経費に係るもので、納税義務者1人当たり3,000円が交付されるものです。

106、107ページをお願いします。21款1項1目1節市税延滞金、これは、981件分の延滞金でございます。以上で、歳入の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。北橋委員

○北橋豊作委員：1点だけお伺いしたいと思います。

143ページなんですけれども、愛媛県地方税滞納整理機構負担金の関係で、成果調査の8ページ、いわゆる事務事業費内訳は例年350万円変わってないと思うんですが、令和6年度の実績は右に出ておるんですけど、その下、地方税共同機構負担金272万1,685円支出しておるんですけども、令和5年度から見たら90万円ぐらいこれ増えておるんですけども、これはいわゆる移管件数が増えたのかどうなのか、ちょっとそこのところをお聞きしたいと思います。

○川口和代委員長：向井税務課課長補佐

○向井大昌税務課課長補佐：こちらのほうは、e-Taxの使用料の部分になりまして、こちらのほうが年々改修等を行っておる関係で負担金が徐々に増えておるという形になり、また使用者の人数も年々増えてあるというところ、それに対する負担金の増となっております。

○川口和代委員長：北橋委員

○北橋豊作委員：ということは、年々やっぱり移管件数が増えることになって、金額がここは増えれば増えていくというふうなことでよろしいんですか。

○川口和代委員長：木村税務課課長補佐

○木村隆司税務課課長補佐：こちらのほうに記載させていただいております滞納整理機構

負担金と地方税共同機構負担金に関しましては、負担金の枠ではあるんですが、それぞれ違うもの、異なるものになっております。北橋委員お尋ねの地方税滞納整理機構への移管件数は30件で変わっておりません。共同機構負担金に関しては、先ほど向井補佐のほうからお答えしましたように、こちらのほうのシステムの改修が入ればまた負担金のほうが増額になる可能性があるものということになります。

○川口和代委員長:ほかございせんか。森川委員

○森川建司委員:2点お願いします。

1点目は、今北橋さんのに関連するんですが、徴収率というのがあります。徴収率はどういうふうに変移しているかということについて教えてください。

それから、歳入で結構徴収率が下がっているという、全体に下がっているという話でしたけれども、この黄色の決算審査意見書のところでちょっと見させてもらいますが、11ページよろしいでしょうか。11ページの一番右端、対調定収入率ということで、令和5年度に対して令和6年度は市民税も0.2ポイント下がってしまして、法人税も0.4ポイント下がってしまして。それから、固定資産税も0.2ポイント、軽自動車税も0.1ポイントということで、主として市が徴収しなくちゃいけないもの全てが下がったんですね。このちょっと原因を、それと対策をお願いします。

○川口和代委員長:橋課長

○橋かつら税務課長:確かに徴収率のほうは全体各項目において減少をしている現状です。

個別に申しますと、市民税につきましては、実際昨年度は定額減税などがありまして、調定額自体が減少しているんですけれども、それよりもこちらのほうで分析しているのでは、物価の高騰に対するのが追いついてない関係で、実際の税額は減収しているんですけれども、個人個人の生活に係る負担については、その影響でなかなか徴収率が伸びてなかったというふうに分分析をしております。

あと、続いて固定資産税のほうにつきましては、今相続人の関係で登記が義務化されているので、順々に登記のほうを行っているんですけれども、なかなか相続人とかが特定できないという事案が増えております。その関係でなかなか税収のほうにそれが結びつかない影響はそちらのほうに出ているということが分析されております。

あと、軽自動車税とかは、実際は制度の改正によって税率が高くなっている関係で、調定額のほうが増えておる状況です。

あと、たばこ税につきましても、実際に今はたばこを吸っている方の件数とかは変わりはないんですけれども、今は税率の高い加熱式たばこ、安いほうのを買っている関係で税収が伸び悩んでいるという状況だと思っております。

それに対する徴収率の向上に向けての取組なんですけれども、こちらのほうでは定期的に未納の方に対する催告を行うとか、個別の相談に乗るとか、そういったのを丁寧に行っている状況です。

それがなかなか現実の生活の中で生活困窮されている方の割合が内容としては5割以上出ていると思われまますので、そのあたりがなかなか徴収率の向上には結びついていない状況だと思っておりますが、これから先もずっと丁寧に個別の相談等に応じて徴収率の向上に努めていきたいと思っております。

○川口和代委員長:森川委員

○森川建司委員:市民税が徴収できないのは、本当に生活苦しい人が多くて、とてもじゃないけど払えない。自殺するかもしれない、分からんけんもう、そういうことで政権が変わって景気が上がれば自然と徴収率は上がるという認識で持っていていいのかが1つ。

それから、固定資産税ですけれども、相続人が特定できないから上がらないというのは、これこの自治体も一緒だと思うんです。これをどういう形で特定できるようにすればいいのかというの、我々も考えなくちゃいけないんですけども、実際に実務をやっている皆さんが市を通じて県なり国なりに働きかける必要があるんじゃないかなと思いますけど、その辺のところどうでしょうか。

○川口和代委員長:宇都税務課課長補佐

○宇都光英税務課課長補佐:まず、日々の業務で職員のほうが各種戸籍等を関係の自治体に請求して取り寄せております。それで、相続人を特定する努力、相続を追ってそういった努力を続けております。

そういった中で、相続人が特定できまして、そこで課税している場合もあるんですけども、どういたしましても何代か前から亡くなってそのままという方もやはりおられますし、地元を離れて遠くに出てもう実際の資産も分からないぐらいのとかという方もやっぱりおります。そういった相談は乗っておりますが、ただ、もちろん国、県に対しても、森川委員おっしゃいますとおり、都市税務協議会とかありますので、その機会も通じてどんどんそこらあたりは述べていきたいなと考えております。

○川口和代委員長:橘税務課長

○橘かつら税務課長:私のほうから1点目のほうについてお答えいたします。

今回政権が変わりましてその影響によって今度これから先徴収率の向上に向けた影響が出てくる可能性があるかということなんですけれども、確かにおっしゃられるように、その可能性はあるとは思いますが。

○川口和代委員長:ほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、次に参ります。

認定第2号令和6年度伊予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。橘課長

○橘かつら税務課長:国民健康保険特別会計、歳出について御説明いたします。

事項別明細書の286ページ下段から289ページにかけてお願いします。

1款2項1目賦課徴収費、全体の執行率は50.86%です。

1節報酬、これは、納税通知書の封入封かん作業に係る会計年度任用職員の報酬です。定額給付金給付業務と時期的に重複したため、給付金の予算から支出したことにより、全額未執行となっております。

8節旅費、こちらも会計年度任用職員の通勤費ですが、報酬と同様に給付金の予算から支出したことにより、全額未執行です。

10節需用費、執行率37.00%、主に納税通知書の印刷製本費等の事務費ですが、給付金予算を活用したことにより、不用が生じております。

11節役務費、執行率64.58%、納税通知書の発送に係る郵送料でございます。296、

297ページをお願いします。

7款1項償還金及び還付加算金、このうち1目から4目までが国保税の還付に係る支出で、税務課所管となっております。

執行率は19.40%、支出済は、1目の一般被保険者に係る保険税の還付金及び還付加算金のみでございます。以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたします。278ページから、281ページ上段にかけてをお願いします。

278ページの一番上段が、国民健康保険税全体の調定額と収入額になります。

全体の徴収率は93.18%で、昨年度比、0.64ポイントの増となっております。

国民健康保険税のうち、1目一般被保険者分の1節、2節、3節の合計額が現年課税分となりますので、合計額で説明をさせていただきます。なお、2目の退職被保険者分は、令和2年度より課税対象者がいなくなったことから、滞納繰越分のみとなっております。

現年課税額の合計額として、調定額7億873万1,900円に対しまして、収入済額6億8,419万5,016円、収入未済額2,453万6,884円、還付未済額24万2,000円、徴収率96.54%でございます。

昨年度と比較しますと、収納率は0.15ポイントの減となっております。

次に1目の4節、5節、6節と、2目の1節、2節、次ページに続きまして、3節が滞納繰越分となりますので、滞納繰越分の合計額で説明をさせていただきます。

調定額4,967万6,252円に対しまして、収入済額2,249万5,150円、不納欠損額199万5,075円、収入未済額2,518万6,027円、徴収率45.28%です。

昨年度比、徴収率は0.14ポイントの増となっております。

続きまして、2款1項1目1節督促手数料、国民健康保険税に係る督促手数料3,005件分です。282、283ページをお願いします。

7款1項延滞金加算金及び過料、国民健康保険税の一般被保険者、退職被保険者の滞納に係る延滞金で697件でございます。以上で、歳入の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で、税務課の審議を終了します。暫時休憩いたします。

午後1時29分 休憩

午後1時32分 再開

○企画政策課(午後1時32分～午後2時16分)

説明員：向井功征企画振興部長 谷仲寿夫企画政策課長 木下里香企画政策課課長補佐  
向井英樹企画政策課課長補佐 曾我部雅之企画政策課係長

傍聴議員：なし

傍聴人：なし

欠席委員：なし

○川口和代委員長:再開いたします。これより、企画政策課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。  
谷仲課長

○谷仲寿夫企画政策課長:企画政策課の主な業務として重要施策や企画、総合計画、地方創生、行政改革といった、市の方向性を決定する政策部門のほか、庁内電算システムの管理やDXなどのデジタル推進を担当する電算部門、そして統計等の3部門を所管しています。職員は7月現在で、課長の私以下、課長補佐が2名と職員7名、ソフトバンクから地域活性化企業人として派遣勤務している職員1名の、計11名で業務に当たっております。

令和6年度決算について、これより、業務を所管する担当補佐から説明を申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長:向井英樹企画政策課課長補佐

○向井英樹企画政策課課長補佐:令和6年度一般会計において企画政策課が所管する事務事業の決算につきまして説明します。まず、歳出から説明します。決算書は120ページから、令和6年度主要な施策の成果調書は、1ページからお願いします。

同じ科目内の予算を複数課で執行しているものにつきましては、配布しております企画振興部企画政策課決算審査資料にて説明します。

なお、説明につきましては、主な事項と特筆すべき事項に絞って行います。

決算書は120ページ及び121ページ、配布資料は1ページです。

2款1項2目行政管理費、こちらは、行政改革推進に係る経費です。

主に、行政評価委員会の運営に関する事務費で、事業全体の支出済額は79万8,960円、執行率は81.36%です。

まず、1節、報酬につきましては、行政評価委員会委員6名、7回開催分の報酬です。欠席された委員が1名、1回ございました。成果調書1ページ及び2ページをご覧ください。

中段に記載しておりますとおり、令和6年度は事務事業評価手法の見直しを行い、各部から選出したモデル事業28件の評価シートを作成、そのうち、15件について行政評価委員会にて外部評価を実施しました。モデル事業を実施した担当者や行政評価委員会からの意見を基に修正を加え、令和7年度から本格運用を行っているところです。

次に、8節、旅費につきましては、研修や出張等がなく、全額未執行となっております。

次に、10節、需用費につきましては、印刷製本費について、郵送用の封筒代金を予定していましたが、昨年度の余部で対応できましたので、未執行となっております。

続いて、決算書は124ページから127ページ、配布資料は2ページをご覧ください。

2款1項7目企画費です。主に総合計画の進捗把握のための市民満足度調査の実施のほか、SDGs推進事業、官民連携事業等に要する経費を支出しています。全体の支出済額は199万7,467円、執行率は89.05%です。成果調書3ページ及び4ページをご覧ください。

中段に記載しておりますとおり、8月15日から9月13日の約1か月間を回答期間とし、18歳以上の市民1,500人を対象とした市民満足度調査を実施しました。527人の方から回答をいただき、その結果を公表するとともに、特に市民の関心度の高かった分野について、去る5月24日に開催した地域創生フォーラムのパネルディスカッションのテーマ設定に

活用しました。

また、官民連携事業として、明治安田生命保険相互会社との連携事業として子育て関連のワークショップを実施しています。

この連携事業に関連してとなりますが、24節、積立金につきましては、明治安田生命保険相互会社から頂いた寄付金81万500円をふるさと応援基金に積立しております。

続いて、決算書130ページ及び131ページをお願いします。

2款1項11目電子計算費です。

この費用は、主に、市民課等で使用する住民情報のシステムに係る経費で、令和5年度委託料の繰越分を含め、1億8,878万824円、執行率91.40%です。

12節、委託料では、住民情報システム標準化業務委託料として令和3年に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務20業務のシステムについて国が示す標準仕様に適合したシステムを構築する費用を支出しております。こちら18業務について今年10月に標準化システムへの移行を予定しておりましたが、先日の全員協議会でもご説明した通り、来年9月に実施時期を延伸することとなりました。残り2業務については予定どおり来年2月に移行する予定で構築を進めております。次に、高速プリンタ機器保守委託料として大量印刷を行う大型連帳プリンタ及び裁断機の機器に係る保守経費を支出しております。そのほか、住民基本台帳ネットワークシステム機器保守委託として、主に市民課業務で使用する機器類の保守に係る経費、社会保障・税番号制度における情報連携に関するレイアウト変更に対応するため番号制度に関する総合行政システム改修業務委託料等を支出しています。

また、昨年度からの繰越事業分として、戸籍法、住民基本台帳法の改正による、戸籍や住民票への氏名の振り仮名表記追加に伴って、コンビニ交付システムの改修委託料及び住民基本台帳ネットワークシステムの業務アプリケーション等適用に係る改修業務委託料を支出しております。

13節、使用料及び賃借料では、住民情報システムの環境を管理する個人番号利用事務系ネットワークサーバのサービス提供に係る利用料等の支出を開始しております。これにより、生体認証や国の標準仕様を満たすログの取得を可能にし、特定個人情報を含む環境のセキュリティ強化を実現いたしました。また、市民課等で現在使用している住民情報システム等の使用料や住民基本台帳ネットワークシステム機器のリース料、住民情報システムへのウイルス対策ソフト使用料を支出しております。

続いて、決算書130ページから133ページ、併せて成果調書3、4ページをお願いします。配布資料は3ページをご覧ください。

2款1項12目情報化推進費です。この費用は、主に、文書の作成・管理や支払業務等、職員の内部処理事務のためのシステムに係る経費で、支出済額は、令和5年度委託料の繰越分を含め、7,826万5,243円、執行率98.02%です。

12節、委託料では、公共ネットワーク保守委託料として伊予、中山、双海の3庁舎間及び総合保健福祉センター、農業振興センター等、市施設全体を接続しているネットワークに係る保守費用を支出しております。この支出には、業務用のインターネット環境として構築している情報セキュリティ強化サーバや多様な働き方を実現している無線LAN環境についても含まれており、本市ネットワーク全体の安定した稼働を実現しております。次に、第1別館

ネットワーク環境整備業務委託料として、第1別館のネットワーク機器について保守期限の到来により機器の入れ替えを行い、併せて無線LAN環境の構築を行った費用を支出しております。そのほか主なものとしまして、業務で利用しているシステムの仮想マシンに係るバージョンアップ業務やその保守業務、また、ネットワーク環境の監視を行っている監視サーバの入れ替え業務やストレージ装置のバッテリー交換業務等の費用を支出しております。また、昨年度からの繰越分として、サーバ室に無停電電源装置を設置し、業務継続性の向上を図りました。

13節、使用料及び賃借料では、財務会計等内部情報システムクラウド利用料として、平成26年度に導入した財務会計、文書管理、庶務事務等のシステムクラウドの利用料を支出しており、職員業務用パソコンリース料として、パソコン392台分、令和元年から令和8年までの7年間のリースに係る昨年度分の経費を支出しております。また、職員の文書作成やメール等を管理している職員業務用サーバ機器のリース料のほか、県下全ての市町が同一のセキュリティーレベルでインターネットを接続することを目的として愛媛県が構築した愛媛県自治体情報セキュリティークラウドサービスの利用料や情報資産の受渡しに活用するクラウドストレージサービス使用料などを支出しております。

続いて、決算書は134ページから135ページ、配布資料は4ページをご覧ください。  
2款1項14目地域振興費です。

主に、愛媛県過疎地域自立促進協議会負担金の支出、自動運転バス運行事業に要する経費を支出しています。

事業全体の支出額は1,130万8,600円、執行率は93.00%です。

まず、18節の負担金につきましては、愛媛県過疎地域自立促進協議会負担金を支出しています。

次に、成果調書の5ページ及び6ページも合わせてご覧ください。自動運転バス運行事業関連ですが、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、双海町JR伊予上灘駅から日尾野までの区間、原則、週5日間、悪天候や車両点検等による運休日をのぞき、242日運行しています。乗車数は、延べ1,795人です。

決算につきまして、令和5年度は、伊予市が実施主体となっていたため、関連経費を事業費として計上、支出しておりましたが、令和6年度につきましては、伊予市と民間事業者で組成したコンソーシアム(共同体)に切り替え、資金管理を民間事業者が担ったことから、本市で予算を計上する必要がなくなったため、事業費については決算上、現れておりません。今回、決算として計上しているのは、昨年度、個人版ふるさと納税及び企業版ふるさと納税において、寄付金の使途に自動運転バス運行事業費に充てることを希望した方がいたことによる、基金への積立金となります。

続いて、決算書は136、137ページ、成果調書は7、8ページをご覧ください。

2款1項18目高度無線環境整備推進事業費です。こちら、光ファイバ未整備地域の整備費用として超高速ブロードバンド整備事業費補助金を支出しています。

事業全体の支出額は2億4,217万2千円、執行率は49.74%です。

こちらにつきましては、令和5年度からの繰越額全額2億4,217万2千円を第2期補助金として令和6年度に支出し、逆にほぼ同額の、令和6年度予算として計上した金額については第3期に係る補助金として全額翌年度に繰り越したことから、執行率が約50%となって

いるものです。

成果調書8ページ上段をご覧ください。第2期整備として令和5年度から令和6年度にかけて双海町上灘地区及び中山町佐礼谷・長沢地区を整備し、サービス提供を開始しております。

続いて、決算書は136ページから139ページになります。

2款1項19目デジタル化推進事業費です。

主に、行政サービスのオンライン申請に関する支出や愛媛県と市町とのDX推進に係る協働事業等に要する経費を支出しています。

事業全体の支出額は1,404万2,109円、執行率は92.18%です。

11節、役務費については、施設利用予約システムに係る収納代行手数料や郵送料を支出しております。

次に、13節、使用料及び賃借料につきましては、役務費と同じく、施設利用予約システムサービスの導入及び運用に係る費用を支出しております。市内13カ所の施設について予約から支払いまで完結できるオンラインサービスを10月から開始しており、その決裁に係る導入及び運用経費も併せて支出しております。また、伊予市ホームページや公式LINEからの検索機能としてAIチャットボットの使用料やデジタルで文字起こしが可能な録音機器に係るクラウドサーバ利用料等を支出しております。

次に、18節、負担金につきましては、愛媛県と20市町協働事業で、主に高度人材シェアリング事業やえひめ電子申請システムの共同利用等に係る愛媛県市町DX協働事業負担金を支出しています。また、三大都市圏に所在する企業と地方自治体が協定書に基づき社員を地方自治体に一定期間派遣する地域活性化起業人制度を活用し、ソフトバンク株式会社から派遣されていることに対し、企業に支払う負担金を支出しております。本制度により、専門的な知見を活かし地域の課題解決に向け1名の方に業務を担っていただいております。

続きまして、決算書138ページから139ページ下段をご覧ください。

2款1項21目、市制20周年記念事業費における、支出額は9万1,080円、執行率は59.14%です。

ここでは、企画政策課が所管した市制20周年記念事業のうち、去る5月24日(土)に開催した地域創生フォーラムに関する経費ですが、周知用のチラシの印刷、配布など、フォーラムの準備のために令和6年度中に実施する必要があったものに係る経費を支出しています。

なお、周知用チラシ印刷代金について、入札により安価で発注できたことから、執行率が低くなっております。

続きまして、決算書148ページから149ページをお願いします。

2款5項1目、統計調査総務費における支出済額は、530万5,324円、執行率91.02%です。

ここでは、企画政策課に配属され、統計業務を担当する職員の人件費等を支出しております。

続きまして、決算書150、151ページをお願いします。

上段2目、基幹統計費における事業全体の支出済額は520万8,495円、執行率

77.31%です。

この基幹統計は、社会や経済の様々な状態を把握し、国や地方自治体が行う施策の基本資料として活用するものであります。

1節、報酬では、農林業センサスに係る指導員8名及び調査員142名及び全国家計構造調査に係る調査員4名の報酬であります。こちら予算編成時に農林業センサスの指導員に10名、調査員に152名分を見込んでいたことから不用額が発生しております。

3節、職員手当等では農林業センサスにおいて担当職員の時間外手当を支出しております。

8節、旅費は愛媛県からの調査説明会が全てリモートで実施されたことから執行はありませんでした。

10節、需用費では、主にガバットファイル等の消耗品や調査員名札が落ちないように留め具としてロックタイの購入費用、また、調査説明会でのお茶代金等を支出しております。

13節、使用料及び賃借料では、農林業センサスにおいて使用した調査員説明会等の会場使用料を支出しております。以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入について説明します。決算書は82ページから83ページをご覧ください。

15款2項1目1節、電子計算費国庫補助金は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業に対する補助金で8,955万9千円、情報連携に係る中間サーバの構築に係る費用の国措置分として社会保障・税番号制度システム整備費補助金で3,876万円の歳入がありました。

続いて、2節、デジタル田園都市国家構想交付金については、総合戦略に基づいた事業に対する、国が用意した交付金で、商工観光課の1事業、企画政策課の1事業に係る交付金2,823万250円の歳入がありました。

次に、決算書90ページ及び91ページをご覧ください。

16款1項5目1節、委譲事務費県負担金は、パスポート事務、浄化槽設置事務等の権限移譲事務に係る交付金で、200万8,000円の歳入がありました。

次に、決算書92ページ及び93ページをご覧ください。

16款2項2目9節、児童福祉総務費県補助金は、愛媛県が令和5年度に創設したえひめ人口減少対策総合交付金において、本市が実施した8つの対象事業に対し交付された交付金で、1,735万7,663円の歳入がありました。

次に、決算書98ページ及び99ページをご覧ください。

16款3項1目5節、基幹統計費委託金は、農林業センサス統計調査、全国家計構造調査、統計調査員確保対策事業等に係る委託金で、520万8,495円の歳入がありました。

次に決算書108ページ及び109ページ、配布資料の5ページをご覧ください。

18款1項3目1節、企画費寄付金は、明治安田生命相互保険会社から寄付金として、81万500円の歳入がありました。

また、3節地域振興費寄付金は、ふるさと納税の使い道として、自動運転バス運行事業に対して寄付いただいたものが、個人版企業版合わせて、1,120万円ありました。

21款5項1目2節、総務費雑入は、上下水道課の企業会計システム、伊予消防等事務組合の給与処理システムに係る運用支援料のほか、伊予市版SDGsロゴマークピンバッジ及びネックストラップ、SDGsロゴ入りエコバッグの販売収入、205万3,516円の歳入がありま

した。

次に、決算書110ページ及び111ページ、配布資料の5ページをご覧ください。

21款5項1目10節、雑入は、佐礼谷診療所が使用する光インターネット回線の使用料として、8万4,480円の歳入がありました。

次に、同じく決算書110ページ及び111ページをご覧ください。

22款1項2目2節、高度無線環境整備推進事業債として、1億4,290万円の歳入がありました。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。森川委員

○森川建司委員：何点かお願いします。

1点目は、成果調書の1ページ、行政評価委員会のいくつか指摘事項がございまして、その意味では新たな体制でやっていくという話です。私、今年度の分析評価を聞いていて果たして新しい体制でいいのかなとちょっと疑問があります。というのは、活動を評価するためにやりますね。自主的なのか、活動を適正に評価するための指標があるんだけど、行政評価委員会は、指標評価ができるのかというのを何回も聞くわけです。その評価でも、そのものがずれとったら評価にならないんです。その辺のところもう少しやる必要があるんじゃないかなと思うんですが、それが1点目。

2点目は、総合計画です。成果調書4ページです。総合計画の説明を伺いまして、いろいろとコミュニティ施設の問題、合併して、体育館も必要。そもそも私も1回言ったと思うんですけども、後期基本計画で作っているのはアンケートです。アンケート数は多分これが正しいんですけど、回答率は3割ぐらいですか、その回答した中で、いつも私が言っているのは、これからの伊予市の将来を見る20代、30代、40代の方の回答があるのかどうかです。これは大体60代、70代、80代の回答が多いのでは、なかなかアンケートが活かされないんじゃないと思うんです。総合計画も。だから、年代補正などはやったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、それについて。

3点目は、約8,000万円ほどかけて情報化推進をされていますけども、それによって確実にセキュリティの確保を図ったとございます。今サイバー攻撃がすごいですよね。企業にも、それから自治体にも。本当に今サイバー攻撃にセキュリティは大丈夫なのかどうか、これについてお願いします。

歳出139ページ。地域活性化起業人負担金ということで500万円ほど負担金出しております。いわゆる民間のプロを、入ることによって、具体的にはどんな成果がでているか教えてください。

5点目は、151ページ。農業センサスの話がありました。これ不用額が結構大きいなと思ったんですけど、この不用額の理由が分かればお願いします。

最後、歳入で83ページ。デジタル田園都市国家構想交付金ということで、2事業に対して交付されておりますが、これも予算でやったかもしれませんが、これは手挙げ方式でそれぞれの課が頑張って取ってきたという認識でいいのか、以上6点です。

○川口和代委員長：向井企画政策課課長補佐

○向井英樹企画政策課課長補佐：私から1点目そして2点目、そして最後6点目の質問に対して回答をさせていただきます。

まず、1点目の行政評価の委員会で指摘が多いとされました指標に関する考え方でございます。

森川委員おっしゃるとおりでございます、指摘が指標の設定に関する指摘が多いのは事実でございます。

これに対しては、まだまだ職員のスキルが上がっていないことが主な要因であろうかというふうに考えております。

我々企画政策課としましては、定期的に職員研修を実施したり、これまでも実施し、この行政評価に対する考え方であったり、指標の設定の仕方、こういったものを学んでいただくような場を設けておりますが、まだまだそういった御指摘が多いのも事実でございますので、引き続き、これは1回やったら終わりということではございませんので、引き続き担当課としましてしっかりと職員にその考え方やスキルが身につくよう努力をしてみたいと考えております。

次、2点目でございます。アンケート調査の年代の補正といいますか、若者年代への対応というところでございます。

この昨年度実施しました満足度調査は、確かに無作為抽出で1,500名の方を抽出しており、若者の比率を上げるというような対応はしておりませんが、これは今年度9月頃に実施をしております総合計画のアンケート調査におきましては、やはり今森川委員からの御指摘のとおり、回答率というものはやはり御高齢の方からの回答率が多いだろうと予測しまして、実は配布数に少し補正をかけまして、若い世代を少し多くというような配分をしまして2,000名を抽出してアンケート配布を行っております。

現在アンケートの分析をしているところでございまして、まだ結果のほうにつきましては仕上がっておりませんので御報告はできませんが、そういった対応をしておりますことを御報告申し上げます。

6点目のデジタル田園都市国家構想交付金の事業に関する御質問でございますが、森川委員御指摘のとおり、こちらは私どもの事務局が庁内にこういった制度の周知を行います。その中で、各担当部署が事業を計画し、この交付金の活用というものを検討しまして、そこから実現に至ったものが昨年度で言いますと2事業ということで、商工観光課の事業と我々企画政策課の事業の2事業というふうになっております。

また、来年度に向けてもこの交付金の活用を見込んで今計画を練っている部署もございまして、そういったところで各担当部署が財源確保に向けて検討した結果というところで御理解いただけたらと思います。

○川口和代委員長：木下企画政策課課長補佐

○木下里香企画政策課課長補佐：私のほうから、3点目、4点目、5点目につきましてお答えいたします。

まず、3点目の情報セキュリティーが大丈夫かということに関して、まず技術面のほうのお話をさせていただきますと、伊予市のインターネット環境というのは、愛媛県が構築しております愛媛県のセキュリティークラウドという、インターネットからのセキュリティー対策を施したネットワークの内側でインターネットを運用しておりますので、まずそこでサイバー攻撃に対する第1陣のバリアみたいなセキュリティーをネットワーク構築をしている中で運用しております。

本市としましては、インターネット環境におきましては、強化サーバーを令和4年に構築しておりますので、そこでまずインターネットから来たときにも、ウイルス対策のチェックをはじめ、ログの管理等々しております中、そこからのデータを内側のシステム、この業務端末に入れる場合も、無害化と申しましてウイルスを除去して中に取り込んで業務を行うというようなセキュリティ対策を施しており、また各ソフトについては、バージョンアップを必要な折に最新にするようにしております。随時予算を計上して、急なときなどバージョンアップさせていただいているのがそれに当たろうかと思えます。

方針につきましては、総務省が地方自治法の一部を改正する法律を昨年6月に公布しまして、サイバーセキュリティを確保する方針の策定、またその変更に関する指針というものを出しまして、これを踏まえて各自治体もサイバーセキュリティを確保するための方針を作りなさいということがございましたので、本市でも伊予市情報セキュリティポリシーの基本方針の中にサイバーセキュリティを確保する方針というものをうたっておりますので、両面でセキュリティを確保する、インターネットの世界100%と言えるかどうかはこの場で回答が難しいところがございますけれども、でき得る限りのセキュリティを施して安心した業務を継続できるようにしております。

4点目、地域活性化起業人の方の具体的な成果ということでございます。

昨年度は特に自動運転バスの運営をBOLDLY株式会社様のほうでした関係の中で、出発式であったりですとか、補助事業に対する採択の手続、地域コミュニティの開催ですとか、あとマスコミ対応や視察団への御対応など、そういったところに特に御尽力をいただきましたり、またこの庁舎の前のEV電源供給システムの開所式ですとか、あるいは来年、今松山大学と今年度もやろうとしておりますけれども、デジタルディバイド対策でスマホ教室を松山大学の学生と地域のスマホ教室を御希望される方で運営をするというような取組も昨年12月に行っておりまして、そのような成果を頂戴しております。

最後の農林業センサスの不用額の理由でございまして、農林業センサスだけ統計調査の予算というのが、5年前の費用を参考に、また物価で特に報酬費では、各賃金なども上昇しておりますので、どうしても想定範囲の上限での予算化というものをしておるんですけども、実際は国からの交付金、県から通知があるんですが、想定しているよりはやはりちょっと少ない人員であったり少ない金額での委託料の示しがありまして、委託料の範囲で運営をさせていただいておりますので、ちょっと農林業センサスの場合、調査員数も多うございますので、不用額が出ておるということになっております。

○川口和代委員長：森川委員

○森川建司委員：1点だけ。

最初に言った行政評価の件ですけども、確かに企画のほうでしっかり研修もする、そして勉強会もして、レベルアップしようとしているのはいいんですけども、あまりにもこれにかなりの時間を結局は取って、職員がそれに疲れてしまって意欲が下がっていく部分があるんじゃないかと思うんですけども、その辺のそこバランスよくやってください。

○川口和代委員長：ほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で企画政策課の審議を終了いたします。暫時休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時18分 再開

○長寿介護課(午後2時18分～午後3時39分)

説明員:米湊明弘市民福祉部長 福積秀子長寿介護課長 福島淳太長寿介護課課長補佐  
上田令奈長寿介護課係長

傍聴議員:なし

傍聴人:なし

欠席委員:なし

○川口和代委員長:再開いたします。

これより、長寿介護課の所管に係る決算審査を行います。

まず、認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。福積課長

○福積秀子長寿介護課長:長寿介護課所管の主な歳出について説明いたします。

決算書事項別明細書152、153ページをお願いします。成果調書9、10ページ中段から11、12ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、本課所管分は1節報酬、3節職員手当等のうち期末手当において、高齢者福祉業務等に従事する会計年度任用職員1名分の人件費を支出しております。

158、159ページをお願いします。3款1項9目老人福祉費です。

これは、敬老事業、養護老人ホーム入所措置、シルバー人材センター、老人クラブ育成事業、老人福祉単独事業など(一般事務費)に係る経費で、執行率96.0%でございます。

7節報償費、執行率97.3%でございます。成果調書10ページ中段にありますとおり、100歳到達者17人へのお祝い金や、米寿該当者249人への祝賀記念品代等を支出しております。

12節委託料執行率99.5%でございます。高齢者見守り員設置事業委託料、緊急通報体制整備事業委託料を支出いたしております。

18節負担金、補助及び交付金、執行率95.5%でございます。

ここでは、伊予市・伊予郡養護老人ホーム事務組合負担金、令和6年度から開始しました高齢者補聴器購入費助成金等を支出しております。

160、161ページをお願いします。19節扶助費、執行率96.0%でございます。養護老人ホーム江南荘の入所者に対する措置費を支出しております。

3款1項10目老人福祉施設費につきましては、三世代交流拠点施設、生きがい活動センター等(下灘老人憩の家)の運営事業に係る経費で、執行率95.8%でございます。

10節需用費で、じゅらく生きがい活動センターエアコン修繕工事費(517,000円)等を支出しております。

12節委託料、執行率99.7%です。ここでは、各施設の指定管理料や浄化槽維持管理委託料等を支出しております。これらの施設の事業内容を成果調書11ページ、12ページにそ

れぞれ記載しております。

3款1項11目介護保険対策費、執行率92.6%でございます。

18節負担金、補助及び交付金では、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業助成金を支出しております。

27節繰出金は、介護保険特別会計への繰り出しをしております。詳細は特別会計で説明いたします。以上一般会計の歳出でございます。

決算書70、71ページをお願いします。成果調書は9ページ、10ページをご覧ください。

13款2項1目2節老人福祉施設費負担金では、養護老人ホーム入所者の保護者等負担金と緊急通報装置利用者負担金を受け入れております。

72、73ページをお願いします。

14款1項2目2節老人福祉施設費使用料では、中山コミュニティセンター敷地内の電柱に係る使用料等の受け入れを行っております。

80、81ページをお願いします。

15款1項1目4節介護保険対策費国庫負担金では、消費税財源を活用した低所得者の保険料軽減負担金を収納いたしております。

88、89ページ中段をお願いします。

16款1項1目2節介護保険対策費県負担金は、国庫負担金と同じく低所得者保険料軽減県負担金を受け入れております。

92、93ページをお願いします。

16款2項2目5節老人福祉施設費県補助金では、市老人クラブ連合会への活動費補助金を受け入れております。

6節介護保険対策費県補助金では、社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業助成に対する県介護保険事業補助金を受け入れております。

100、101ページ中段をお願いします。

17款1項2目1節基金預金利子では、収入済額423万5,607円のうち、13万5,527円を地域福祉振興基金の利子として、収納しております。

17款1項3目2節地域福祉振興基金運用収入では、地域福祉振興基金の運用収入を受け入れております。

102、103ページをお願いします。

19款1項1目1節介護保険特別会計繰入金は、介護予防普及啓発補完事業に対する繰入金です。

106、107ページをお願いします。

21款3項1目1節高額介護サービス費貸付金元利収入は、貸付利用がありませんでした。以上が一般会計の歳入でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。森川委員

○森川建司委員：2点お願いします。

成果調書のほうで、10ページの一番下のところです。緊急通報体制の整備事業なんですけども、これ昨年が60台から今年は53台に減ったんです。受信対応とか、うち出動件数とか、安否確認情報もどんどん下がっているという状況なんで、多分老人は増えているんだと

思いますけど、これが減っていつている理由として、先ほど負担金が36万5,000円、だから結構な、53台で36万円ですから、1人1万円は行かんけど、8,000円ぐらいかなと思います。この辺も原因じゃないかと思うんですけど、この辺に対する見解をお願いします。

2点目は、12ページ。老人福祉施設事業ということで、それぞれ下灘、上吾川、三谷、唐川、双海生きがい、中山生きがい、この6施設がそれぞれこういう活動をしているということで、そこに成果指標にまとめてもらっただけですけども、この中で5年度よりも増えている、極端に増えているというか、みたにふれあいが多分300人ぐらいです。あと一番下の中山生きがいセンター、これも100人ぐらい増えただけです。ここは残念ながら減っているんですよ。

同じような目的を持った施設でありながら、ぐっと増えているところと減っているところと、この辺はどのように理由を分析されているか、教えてください。というのは、これ過疎だけじゃない、中山が増えていますよね。だから、過疎が問題じゃないんじゃないかな。運営かなという気もするんですけど、そのところ2点よろしくをお願いします。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午後9時47分 休憩

午後9時51分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。福積長寿介護課長

○福積秀子長寿介護課長：まず、1点目の緊急通報装置の件についてですが、若干減ってきているところもありますが、今年の傾向で見ましたら、やはり施設に入られる方とか入院をされて、長年ずっとつけていらっしやいましたが、ずっと不在だったのでやっぱり外されるという傾向がこここのところ見られているところがあります。

まず減っている分と新規でつけられる方で、新規でつけられる方というのは、今までと見ましたらやっぱり若干減ってきている傾向にございます。

負担金が原因になっているかどうかについては、すみません、今ちょっと把握のほうはできておりませんが、負担金について支払いが難しいとか、そういうお声は今のところ伺っておりませんので、今のまま様子を見ていかせていただいたらと思っております。

2点目のふれあい館と生きがい活動センター等についての人数の増減になりますが、これにつきましては、過去から見ても、1年間で増減しているところは見られる傾向となっております。そこそこのふれあい館でされる催物であるとか、利用状況によって人数のほうが増減がありますので、全体的に増えてきている、減ってきているというのはちょっと一概には言えない、経年で見ましたらやっぱり増えているところ減っているところというのはずっとございますので、今回三谷が増えているところ、中山が増えているところにつきましては、今のところ課題分析はできておりませんが、経年で見ましたら若干少しずつ減ってきている傾向があるのかなというふうには思っております。

○川口和代委員長：ほかございませんか。門田委員

○門田裕一委員：決算書のページ159、3款1項9目老人福祉費で、敬老会実施事業費補助金、この敬老会3回目ですけど、敬老会の回数、敬老会の意義が1点質問と、今後の課題についてちょっとお聞きしたい。

あともう一点は、同じく成果調書の11ページの3款1項9目介護予防普及啓発補完事業

の生活支援サービス事業の補聴器の助成の実績が17人ということで、これは当初予定していた人数か。

○川口和代委員長:福積長寿介護課長

○福積秀子長寿介護課長:1点目の質問についてお答えさせていただきます。

敬老会につきましては、目標というか、目的にありますように、高齢者の方の長年貢献していただいたというところの感謝の気持ちを込めて各地域で行っていただいている事業となっております。

今年度ちょっと支払いの補助金を見直そうということで、その見直しの案も出させていたところだったんですけども、地区で長年実施されている状況がございまして、今までとやり方というか、支払いがちょっと変わったら困るというお声がありまして、今年度も昨年度と同じような方法で実施をしたところがございます。

長寿介護課としましては、皆さんがされるのに支援をさせていただきたいという気持ちはございますが、敬老会に行かれる方、行かれない方というのがどうしても見られますので、そこが皆さんが平等にということで今回御提案をさせていただいたんですけども、ちょっとなかなか地域では難しいということで元に戻させてもらったという経緯がございます。

今の状態を少し継続する形にはなりますが、続けていく方向を今のところは持っております。

ただ、米寿の記念品につきましては、昨年度までは米寿に関しては市のほうからお贈りをさせていただいたところがございますが、今年度からは敬老会に合わせて地域の皆さんと一緒に祝いをしてもらったということで、地域のほうで記念品を贈っていただいたり、何か形としてお祝いをしていただくという形で、米寿に関しては昨年度から今年度はそういう形に変更したところがございます。

今のところは長寿介護課としては継続していくような方向にしております。

○川口和代委員長:福島長寿介護課課長補佐

○福島淳太長寿介護課課長補佐:2点目の質問にお答えさせていただきます。

補聴器購入費助成事業ということで、一応昨年度から新たに実施した事業になります。

補聴器購入に対して、条件を満たした方に上限3万円ということで補助をするという制度になりますが、やっぱり初年度ということであり、まだまだ周知が図れていない部分もあって、当初の計上した予算よりはかなり人数が想定よりは低い結果にはなっています。

ただ、伊予地区の医師会の耳鼻科の先生等に御協力をいただくようにはあらかじめ進めていただくようなことをお願いしたり、チラシであったりとか、各介護保険サービス事業所とか関係者の方に随時周知を図ることで、今後一応必要な方に対して、そういう難聴の方対象に補助をすることで補聴器着用をどんどん進めていく形で、いわゆる介護予防、活動の活性化であるとか、地域に出向いていただくような、そういったことも含めて介護予防を図るという意味で進めていければというふうに考えております。

○川口和代委員長:ほかありませんか。正岡委員

○正岡 満委員:成果調書12ページ、先ほど森川委員が御質問されたことについて関連して、誠に申し訳ないんですけど、この6施設ですね、これ要は指定管理を受けてやってる。私、上吾川というところに住んでいるんですが、私、上吾川のふれあい館の運営協議会、上吾川ふれあい館の顧問してるんですけど、毎月報告してるんです。区長が報告してると思うん

ですけど、そのつけ方ですよ。だから、子どもさん何名、何歳から何歳の方、男女はないんだけど、何名、そういうふうな欄があると思うんです。前から私らがしよった頃とは大分変わって、ちょっとやり方も変わるんかもしれないけど、そういったような記入の方法とかつけ方とかというのを指導というのを全体集まって報告してる会というのはあるんですか。

○川口和代委員長:1問でいいですか。

○正岡 満委員:そういった集まって皆さんに説明して、こういう形でやってくださいよというような全体の最初の4月に始まる前の段階での会とかというのはやっているんですか、やってないんですか。

○川口和代委員長:1問でいいでしょうか。1問でいいですか、正岡さん。

○正岡 満委員:はい、1問でいいです。

○川口和代委員長:福積長寿介護課長

○福積秀子長寿介護課長:定期的に毎月各施設のほうから報告のほうはいただいております。皆さん集まってそのつけ方の指導というのは、今のところ実施しておりません。

ただ、御質問があったところに関しては、御説明のほうは差し上げているところでございます。

○正岡 満委員:はい、分かりました。構いません。

○川口和代委員長:日野委員

○日野猛仁委員:1点だけ。

門田委員も聞かれましたが、敬老会の関係で、確かに今年見直し案があって、区長のほうから反対があったというのを私も聞き及んどんですが、今説明の中で、平等にするというところで、どういったところで平等にしてするような案があったのか。今後数年後またそういった形で出かねないんですけど、私も区長から内容まで聞いてなかったんですけど、どういったところでの提案だったんでしょうか。

○川口和代委員長:福積長寿介護課長

○福積秀子長寿介護課長:地区のほうに補助金としてお出ししている金額が、対象者の方に対して単価幾らという形でお渡ししているのが現状でございます。来られた方、来られていない方というのがいらっしゃるの、今回こちらのほうから御提案させていただきましたのは、来られた方には2,000円なら2,000円、来られていない方には、ちょっと金額を落として少し、1,000円なら1,000円とかという形、あとお手伝いの方に関して、やっぱり皆さんお配りいただいたり、準備も進めていただくというところで、そういうお世話をしてくださる方にも一律幾らという形で御提案をさせていただいたところではあったんですけども、従来のやり方と違うということと、あと計算というのが、来る方、来ない方というのがなかなか難しいという地区の現状がございましたので、今回は例年どおりの対象者掛ける金額という形で補助のほうをさせていただいたところでございます。

○川口和代委員長:日野委員

○日野猛仁委員:ありがとうございます。

私どもの地区では、敬老会をウェルピアでしてて、そこの単価が年々上がってとんですよ。非常に区長もそれでやられたらもうお金が足らんがという形だったんですけど、従来どおり対象者にという形でやったようであります。

敬老会を実施するのに、いろんな地域もこの2,000円を上げてくれんかという、実際に

市の負担も大変でしょうけど、当面は見直しをしないということなのかなというふうにも先ほどのことでは伺いましたので、当面はやってる地域とやってない地域が確かにあるのも知っておりますが、やっているところも非常に大変なんですけど、やはり地域挙げて敬老会をせないかんという機運でありますので、そのあたりはやっぱり地域のまとまりじゃないですけど、そういった意味でもそういうところは引き続き、そういったところがなかったら、本当に地域が何かしようかという形にならないんですよね。集まりがだんだんだんだん減ってきていますから、そういった点も含めて引き続きお願いしたいと思っております。

○川口和代委員長：米湊市民福祉部長

○米湊明弘市民福祉部長：成果調書のほうの10ページのところの真ん中ぐらいに、敬老事業という形で記載させていただいています。ここの事業内容について、敬老会実施事業、敬老記念品贈呈事業、これすみません、単位が47人とか27人になっていますが、これか所の間違いでした。申し訳ございません、か所に変更していただいたらと思います。

今年度の実績で申しますと、この敬老会実施事業につきましては51か所、それと敬老記念品贈呈事業につきましては30か所と、昨年度よりも増えておりますので、先ほど日野委員の申されたとおり、いろいろな事情はあるかもしれませんが、今後とも今の方式で進められるところは進めていって、これも財政状況がございまして、その辺を加味しながら継続できるところは継続していくような気持ちで長寿介護課のほうとも検討を進めてまいりたいと考えております。

○川口和代委員長：ほかありませんでしょうか。北橋委員

○北橋豊作委員：今の関係ですけど、例えば私にもかれこれ市民からあれどないなとんぞということで、クレームじゃないんですけど、要望は来ておるんです。例えば中村地区やったら、ある部落とある部落は集まってやったが、ある部落はお金を平等性を確保するために出したというふうなことなんで、広報区によっても違うというふうなことの中で、このいわゆる敬老会の協議会とか何かあるんかどうかわかんんですけど、そこで何か統一できるような考えはないんですか、ちょっとそこらあたりお考えを聞かせてもらったらと思うんですが。

○川口和代委員長：米湊市民福祉部長

○米湊明弘市民福祉部長：確かに、私のこれ昔の記憶ではちょっとあれなんですけど、基本はもう地区のほう、広報区のほうにお願いしているんですが、過去何かそのまま現金をもらったからそれを現金を配るようなそういうやり方はちょっと御遠慮いただきたいというのは、私の何か昔の記憶の中ではあるんですが、実際今のところ区長会の説明とか、そういうところでこちらのほうからお願い云々については実際してないところですし、この敬老会に関しての開催の協議の場というのも、現在ないところがございますので、また今回このような御意見がありましたので、これを説明するのは区長会のときの5月、6月ぐらいにあります区長会のときがありますので、またその辺で日程でお願いするようなこととか、そういう点がありましたらまたその点でまた区長のほうにもお願いできたらというふうを考えております。よろしくお願いたします。

○川口和代委員長：ほかありませんか。

○川口和代委員長：すみません、私から何点かお願いしたいんですが、今のところの敬老会のところですが、多分これはコロナのときにちょっと変わったんじゃないかなと思うんで

す。敬老会を実施するのにお金をとってたのを、コロナでできなくなったから記念品だけでも配ってほしいという動きがあったんです。そんな中でこれが始まったんだけど、でもコロナがもう終息したので、一応区長のほうには敬老会を実施する事業であるというのをもう一度改めてお願いして、なるべく本来既定のものは少ないですよ、敬老会している地区が。その上でどうしても無理な場合は、記念品配付でもオーケーというふうにしなないと、だんだん高齢者の方が集まる機会も減るのじゃないかと。そのところ1つお願いしたいと思います。

2点目は、成果調書の10ページのもう一段下のシルバー人材センター事業についてですが、これ市費で885万円が投資されているんですが、一応シルバーは会員が登録をして、その件数に対してお金をいただくんですけど、この885万円というのはどういうことに使われるお金なのかなというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、11、12ページの先ほどから出ている6個の老人福祉施設事業のところですが、これ多分同じような施設なんだけど、市費の投資が100万円強のところもあれば300万円近いところもあるので、この市費を投資する違いというのは何なんだろうというふうに疑問です。

それと、12ページに書いてある事業効果の概要というところが、これちょっと全く同じことを書いているのはあり得ないなというか、もし上吾川ふれあいの事業の人が何か面白いことをしたら、こういう取組をしているというのを書いてほしいな。全く一緒はちょっと許されないなと思いましたが、どうでしょう。

○川口和代委員長：米湊市民福祉部長

○米湊明弘市民福祉部長：川口委員長からの1点目と最後の分ですが、まず1点目につきましては、先ほどコロナの現況もありましたように、やはりそのようなコロナ禍の影響ももう大分終わって、今でこそまた普通の生活また普通の行事というふうになっておりますので、また先ほど申された点につきましては、またそのような形でもこちらのほうとしても考えて進めていきたいと考えています。

それと、最後の老人福祉施設事業のこの6つにつきましては、事業効果の概要、誠に申し訳ございません。今年度はこのままになっていますが、来年度からは特色のあった事業とか、また特段あった分につきましては記載させていただいて、全てが同じということは、ちょっとそういうふうにならないよう来年度は気をつけて作成させていただきたいと考えております。

○川口和代委員長：福積長寿介護課長

○福積秀子長寿介護課長：2点目のシルバー人材センターの部分になりますが、こちらのほうは、県のほうもシルバー人材に補助をしております、それに準じて市のほうも補助をするようになっておりますので、補助金として支払いをさせていただいておりますので、シルバー人材センターのほうでそれを、何にこれを使うというのはないんですけれども、支払いさせていただいております。

3点目の施設の金額の違いになりますが、ふれあい館等に関する表記がある分に関しましては、地域のほうの運営協議会によって行われている分で、地域の方が身近に寄り集まれる施設になっております。

下の生きがい活動センターという名前がついている分の施設に関しましては、一応伊予

市のほうで介護予防の拠点施設ということにさせていただいておりますので、介護予防に関する事業のほうも実施させていただいております。ですので、講師が来て皆さん集めて介護予防教室をしていただいたり、いろいろな活動をしていただいておりますので、その分は若干金額のほうが変わってきている状況になっております。

○川口和代委員長:よく分かりました。ありがとうございます。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、次に参ります。

認定第3号令和6年度伊予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。福積課長

○福積秀子長寿介護課長:326・327ページからお願いします。あわせて成果調書は69、70ページ中段から71、72ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費につきましては、執行率97.4%でございます。

1節報酬では、介護保険事業計画策定等審議会1回分の委員報酬と地域包括支援センター運営協議会2回分の委員報酬を支出しました。委員数は、事業計画策定審議会16人、地域包括支援センター運営協議会15人となっております。

12節委託料は、執行率100%でございます。介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料等を支出いたしております。

13節使用料及び賃借料、執行率99.4%で、介護指定事業者等管理システム使用料等支出しております。

18節負担金、補助及び交付金、執行率98.2%、ここでは、介護基盤整備事業費補助金等を支出しております。今回、伊予診療所が介護療養型医療施設から介護医療院へ転換及び移転により、生じた補助金で、介護医療院の新規整備等に係る経費に対し補助したものです。後ほど歳入でご説明いたしますが、全額、県からの補助金を活用しております。

22節償還金利子及び割引料は、介護給付費国庫負担金等の令和5年度分精算に伴い、国、愛媛県、支払基金への返還金等を支出しました。

2目賦課徴収費につきましては、執行率88.7%です。

328、329ページをお願いします。

10節～11節は事務的経費でございます。

3目認定審査会費、執行率85.5%でございます。

松前町、砥部町と共同で設置運営しております伊予地区介護認定審査会の事務的経費です。

支出の主なものは、1節報酬で、執行率78.4%です。介護認定審査会152回の開催に伴い、認定審査会委員報酬を延べ606名分支出してしております。

12節委託料では、執行率100%で、介護認定審査会支援システム保守業務委託料を支出しております。

13節使用料及び賃借料は、認定審査会システムの賃借料で、執行率100.0%です。

4目認定事務費、執行率93.2%でございます。

11節役務費では、執行率85.8%で、主な支出は、要介護認定申請に伴い市が主治医に作成を依頼した意見書の作成手数料で、921万1,400円となっております。

12節委託料では、執行率99.7%で、要介護認定訪問調査委託料を支出しております。

2款保険給付費です。要介護(要支援)認定を受け、介護サービスに対して支払った介護報酬等で、執行率95.6%でございます。

1項1目介護サービス等諸費、執行率96.1%でございます。全額、負担金です。

18節負担金、補助及び交付金で、要介護と認定された高齢者が利用した介護サービスに対する介護報酬について国保連合会を通して介護保険事業所に支出しております。

2項1目審査支払手数料、執行率96.1%となっており、全額、負担金です。

330、331ページをお願いします。

11節役務費で、介護保険事業所からの請求の審査手数料を国保連合会に支出しております。

3項1目高額介護サービス費、執行率97.0%で、全額、負担金です。

18節負担金、補助及び交付金で、利用者が支払った利用者負担額のうち、所得によって定められた基準額を上回った額を申請に基づき、利用者に支払いしております。

4項1目特定入所者介護サービス費、執行率85.5%でございます。

18節負担金、補助及び交付金で、低所得者の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用した際に負担軽減を図っている食費や居住費に対して、基準費用額から負担限度額を差し引いた額を給付費として支出しています。

5項1目介護予防サービス等諸費、執行率90.0%です。全額、負担金です。

18節負担金、補助及び交付金で、要支援の認定を受けた高齢者が利用した介護予防サービスに対する介護報酬について国保連合会を通して介護保険事業所に支出しております。

6項1目高額医療合算介護サービス等費、では、執行率91.9%でございます。

18節、負担金、補助及び交付金で、前々年8月～前年7月の1年間に利用者が支払った介護保険と医療保険の利用者負担額を合計し、所得によって定められた基準額を上回った額を利用者に支出しております。

3款地域支援事業費では執行率92.1%でございます。

332、333ページをお願いします。

1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、執行率は90.7%でございます。

1目介護予防・生活支援サービス事業費では、執行率90.7%でございます。

全額、18節負担金、補助及び交付金で、要支援者及び総合事業対象者の第1号通所事業費、第1号訪問事業費を支出いたしております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費では、執行率92.8%でございます。

18節負担金、補助及び交付金では、委託している地域包括支援センターで実施した要支援者及び総合事業対象者の介護予防ケアプランの作成業務に係る負担金で、2,209件分の経費です。

3目高額介護予防サービス費は、執行率56.1%でございます。

全額、18節負担金、補助及び交付金で、介護給付費同様、利用者が支払った利用者負担額のうち、所得によって定められた基準額を上回った額を申請に基づき、利用者に支払いしております。

4目高額医療合算介護予防サービス等費、では、執行率73.7%でございます。

全額、18節負担金、補助及び交付金で、介護給付費同様、前々年8月～前年7月の1年間に利用者が支払った介護保険と医療保険の利用者負担額を合計し、所得によって定められた基準額を上回った額を利用者にお支払いしました。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、執行率91.7%でございます。  
決算書334、335ページをお願いします。

12節委託料では、執行率95.3%で、介護予防拠点事業委託料を支出しております。  
成果調書71、72ページ上段をご覧ください。これら事業の主な事業内容をそれぞれ記載しております。

主なものとして、一般介護予防事業で、介護予防教室を6か所の委託先において82回延べ947人に、介護予防拠点事業で、じゅらく生きがい活動センターにおいて延べ17,771人に実施しております。

3項包括的支援事業・任意事業、執行率94.6%となっております。

1目総合相談事業費では、執行率94.1%となっております。

7節報償費で、地域ケア個別会議12回開催に伴うアドバイザーへの謝礼を延べ24人に支出しております。

12節委託料で、地域包括ケア相談窓口事業委託料を支出しております。身近な高齢者の相談窓口として、社会福祉法人2か所に各中山・双海地域にランチを設置し、その業務を委託しております。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、執行率99.9%です。

336、337ページをお願いします。

12節委託料、ここでは、伊予市地域包括支援センターの運営業務委託料を支出しております。

4目任意事業費、執行率80.4%

7節報償費、執行率78.8%で、介護保険サービス利用者のサービスの適正化を図るため、利用者の相談事業を行っていただいている介護サービス相談員の謝礼等を支出しております。

11節役務費、執行率6.1%で、ここでは住宅改修支援手数料等を支出しております。不用額の主な原因は成年後見における市長申立を3件見込んでおりましたが、申立てがなかったことによるものです。

12節委託料、執行率77.3%

ここでは、高齢者配食サービス事業委託料、家族介護教室事業委託料等を支出しております。

19節扶助費、執行率41.7%で

家族介護用品支給事業として、支給要件に該当する方に対して、紙おむつ、尿取りパット等を支給し、経済的負担の軽減を図りました。また家族介護手当支給事業として、支給要件に該当する方に対して、介護手当を支給し、経済的な負担の軽減を図りました。

338、339ページをお願いします。

5目、6目、7目につきましては、包括的支援事業に位置づけられた各事業推進のための経費となっております。それぞれ執行率は、41.8%、66.4%、93.1%でございます。

4項1目審査支払手数料、執行率84.0%でございます。

11節役務費で、介護保険事業所からの請求等の審査支払事務に要する手数料を国保連合会に支出しております。

340、341ページをお願いします。

4款1項1目、基金積立金につきましては、令和6年度の過年度分介護給付費交付金等を介護保険事業運営基金に積み立てました。

5款諸支出金、は、償還金及び還付加算金及び繰出金を支出しております。

1項1目第1号被保険者保険料還付金、22節償還金、利子及び割引料につきましては、第1号被保険者へ過年度分の介護保険料を還付いたしました。

2項1目他会計繰出金27節繰出金は、介護予防普及啓発補完事業費分を一般会計に繰り出したものです。以上が特別会計の歳出でございます。

介護保険特別会計歳入について、決算書314、315ページからになります。

成果調書は69ページ下段、72ページをご覧ください。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、収納率99.2%です。

1節は、年金から天引きさせていただいております65歳以上の高齢者の介護保険料で、収納率100%です。

2節は、65歳になった方で、すぐには保険料の年金天引きができない方など現金で納付いただいた普通徴収保険料です。収納率96.7%です。

3節は滞納繰越分収納率30.5%でございます。

滞納の原因としては、納付意識希薄が滞納額の62.9%と半分以上を占めています。納付意識希薄のため納めていただけない方については、収納担当や他課との連携により、納付率向上に向けて取り組むとともに引き続き、丁寧な説明や取組に努め、意識向上を図っていきたいと考えています。

2款1項1目認定審査会負担金は、伊予地区介護認定審査会を構成している松前町、砥部町から審査件数割等により納入いただいた負担金です。

3款1項2目督促手数料は、未納保険料の督促手数料です。

4款1項1目介護給付費負担金は、介護サービス給付費に対する国の負担金です。

316、317ページをお願いします。

2項1目調整交付金は、本市の財政力指数に応じて、国から支払われた交付金です。

2目地域支援事業交付金(介護予防)は、介護予防事業に対して、3目地域支援事業交付金(包括・任意)は、包括事業・任意事業に対してそれぞれ国から支払われた交付金です。

4目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化予防等に関する市町の取組を支援することを目的とした交付金です。

5目介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の予防・健康づくりに重点をおいた市町の取組を支援することを目的とした交付金です。

6目介護保険事業費国庫補助金、これは、令和5年度からの繰越分で、介護報酬改定等に伴うシステム改修の経費に対し、国から支払われた補助金です。

318、319ページ、5款1項1目介護給付費交付金は、介護サービス給付費に対して、2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業に対して40歳から64歳の皆様の負担金としてそれぞれ支払基金から交付されるものです。

6款1項1目介護給付費負担金は、介護サービス給付費に対して、2項1目地域支援事業交付金(介護予防)は、地域支援事業の介護予防事業に対し、2目地域支援事業交付金(包括・任意)は、地域支援事業の包括・任意事業に対して、それぞれ県から支払われた補助金です。

3目介護基盤整備事業費件補助金は、歳出でご説明いたしました、伊予診療所が介護療養型医療施設から介護医療院へ転換及び移転に生じた経費への市補助金に対して県から支払われた補助金です。

320、321ページをお願いします。7款1項1目利子及び配当金は、介護保険事業運営基金の利子です。

2目介護保険事業運営基金運用収入は、基金を運用することで得られた収入です。

8款1項1目介護給付費繰入金は、介護給付費に係る市の負担分を、そして2目、3目では、地域支援事業の介護予防事業、包括・任意事業の市の負担分を一般会計からそれぞれ繰り入れました。

4目その他一般会計繰入金、につきましては、1節、2節で職員給与等と事務費の繰入を行っております

322、323ページをお願いします。5目低所得者保険料軽減繰入金です。

2項1目介護保険事業運営基金繰入金は、保険料の剰余金を積み立てて運用している介護保険事業運営基金の一部を繰り入れ、令和6年度の支払に備えました。

9款繰越金は、全額、前年度繰越金です。

10款1項1目介護保険料延滞金は、保険料の納付が遅れた方から延滞金を収納しました。

3項2目返納金につきましては、主に介護報酬の過誤調整により発生した高額介護サービス費の過払いに伴う返還金を収納いたしております。

以上が特別会計の歳入でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長:以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。森川委員

○森川建司委員:何点かお願いします。

1点目は、歳入の介護保険料のところですけども、全体の収納率は99.2%なんです。去年よりも0.3ポイント上がっているんです。収納率が上がるというのはいいことなんですけども、先ほど市税のところちょっと聞いたら、やっぱり物すごい景気が冷え込んでいて、どうしても市税の収入が上がらないというのが現状なんです。

だけど、年金から引き取るからどうしても上がってしまうんで、逆に取り過ぎて困って生活保護に行ったり、そういう何か本当に苦しんでいる人はいないんだろうかなというのが1点目です。

2点目は、321ページ、繰入金のところなんです。一般会計から、釈迦に説法ですが、6億6,500万円ぐらい繰り入れておるんですけども、理想はこの繰入れがないほうがいいですよ。だから、介護保険料と国と県の補助金とか負担金で、負担金というか支出金か、これで賄えればいいんでしょうけど、これを少しでも減らさないことには、私は大変なことになっていると思うんです。だから、これを少しでも減らすための施策が何かないかなということで、もしお答えができればお願いします。

3点目、331ページ、高額介護サービス費ということで、これも高額介護サービス費が増

えていっていると思うんです。だから、当然権利と言えば権利なんですけど、こういう大変一般会計から6億円も出して大変厳しい中で、この高額介護サービス利用者が増えるというのは、それはあまりよろしくないかなと思うんですけど、どれくらい今増えているのかなということで分かればお願いします。

次は、337ページ、4点目です。在宅介護手当支給事業ということで、家でどうしても見なくちゃいけないという人がおって、これ一般質問で何か言ったかもしれませんが、要は介護保険を利用した人は月に何十万円、30万円とか40万円とか使える。しかし、家で見てる人には12万円。これ1家族だとしては12万円って、ずっと介護保険料払っていて、家族が見るといのに支援金が12万円というのは、私はちょっと少ないんじゃないかなと思うんですが、それに対する御見解をお願いします。

最後、成果調書の72ページの一般介護予防事業の中で、eスポーツについて何か、2カ所、2つその事業で参加した、2地区が参加したということで、これのもし効果等、こういうことが効果があるのであれば事業拡大の方向性があるかないかについてよろしくをお願いします。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時19分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。福島長寿介護課課長補佐

○福島淳太長寿介護課課長補佐：4番目と5番目の質問にお答えさせていただきます。

4番目の在宅介護手当に関しては、おっしゃったように、要介護高い方が在宅で1年間介護保険サービスを利用せずに過ごされた方に対して支給されるということにはなっております。

現状、要介護5の方ですか、一般的に見るとやっぱり寝たきりに近い状態の方、介護の大変な方という方が対象になるんですが、そういった方、在宅で1年間というのは、通常であれば御家族だけが対応するというのはあまり想定されていない。通常は寝たきりの方を御家族の方が介護保険サービスを利用せずにというのは想定はしていないので、金額のほうが少ないという御指摘ではあるんですが、本来逆に言えば、そういうふうに介護度の高い方が1年間サービスを使わないということは、もしかしたら言葉はあれですけども、介護放棄であるとか、そういった可能性も考えられるということで、手当の支給はもちろんなんですが、長寿介護課としては、そういった方、実態を把握することで適切な介護につなげていくという目的も含めて事業を展開しているということが事業の性格としてはあります。

金額の少ない、金額については今後検討の余地はあると思うんですが、一応そういった目的で今後も事業を続けていく中で、介護保険の本質である誰もが適切な介護保険のサービス、必要な方が必要なサービスを受けられるというところを目指して今後も事業のほうは続けていければというふうに考えております。

続きまして、5点目のeスポーツの今後の展開ということにお答えをさせていただきます。

eスポーツのほうで、一応昨年度県の事業のほうで実施をしております、モデル事業ということで、双海のほうで下灘、上灘でそれぞれ事業のほうを展開しております。

私たちも当初、いわゆるゲーム機を使って高齢者の方が楽しみながらそういった介護予防を目的にゲームをしていただくということで、どれぐらい普及するかというところはすごく不安に思って疑問に感じたところもあるんですけども、一応来られた方に関しては、すごく楽しまれて、想定以上に皆さん上達も早く、そういった意味では参加の方も、ちょっと固定にはなったんですけども、たくさんの方に楽しんでいただけたかなというふうに思っております。

なので、ふだんは集いの場としての役割であるとか、交流の場としての役割であるとか、そういったeスポーツ、ゲーム自体を通じて手足、体を動かすという介護予防的なところであるとかというところで非常に効果はあったのかなというふうには考えております。

今年度も引き続き、今度は中山のほうで、やはり県の一応モデル事業の一環として引き続き行っております。

来年度以降は、伊予市のほうにおいてもゲーム機器のほうの購入を予定をしております、介護予防の一環としてそういった地域でeスポーツ、高齢者の方が集まって楽しめるような事業を一応考えております。以上になります。

○川口和代委員長：上田長寿介護課係長

○上田令奈長寿介護課係長：1点目の年金天引きの収納率が高いので、取り過ぎてはいないかという御質問だと思うんですけども、こちらのほうに関しては、基本的には年金の基礎部分からしか年金天引きはさせていただいておりませんので、それ以外にもらわれている方、厚生年金だとか、それ以外にもらわれている方については、その年金部分につきましては年金から引かせていただいておりますので、そういった生活保護のお話とかという御相談とかはございません。

あと3点目の高額介護サービス費の利用者の方が年々増加現象にありまして、その分上限金額より多くサービスを使われている方がいらっしゃいますので、その部分の上限金額を超えた金額につきましては、こちらのほうからお返しをさせていただいておりますので、その部分も増えてきているのが現状でございます。

○川口和代委員長：福積長寿介護課長

○福積秀子長寿介護課長：2点目の繰入金を少しでも減らせないかという御質問に対してですが、この繰入金介護保険の係る給付費の負担割合が決まっております、国、県、市というふうはその分の交付割合で決められている形でこの金額となっております。

ですので、少しでも皆様の給付費が減るような方向で介護予防等にこれから力を入れていかせていただきまして、そこで少しでも介護になる方が減っていった介護サービスを使う方が少し減っていくようになれば、この繰入金等も減ってくる傾向になるかと思っておりますので、またこちらのほうも力を入れて頑張っていきたいと思っております。

○川口和代委員長：森川委員

○森川建司委員：1点だけ。

再々質問じゃないんですけども、要望というか、この繰入金の話ですけど、言われるように、この制度の中で考えてたらもうこれ限界なんです。結局は本当にこういう財政の弱い自治体はどんどんどんどん疲弊していくんです。ただ、国と県が50%かな。

○川口和代委員長：福積長寿介護課長

○福積秀子長寿介護課長：国が25%で、保険料で23%、県と市でそれぞれ12.5%となっ

ております。負担割合が。

○川口和代委員長:森川委員

○森川建司委員:その負担割合を国が少しでもやればよいということを私は今後は訴えていきたいと思います。

○川口和代委員長:ほかございませんでしょうか。

○川口和代委員長:成果調書の70ページのところで、伊予診療所が転換をしたので、県が県費でお金が出ているということですが、何がどう変わったっていうのがひとまず知りたいです。大きく何がどう変わったかということ、伊予診療所が。

それと、2点目ですが、2点目は成果調書の72ページの中ほどの総合相談事業というところで、相談受付延べ件数が書いてあるんですが、なかやま幸梅園は相談窓口が495件相談されて、支援をしたのが37件という、そういう読みでいいのかなと思うんですが、包括支援センターは相談受付件数が3,554件と書いてあるんですが、そのうち支援を行ったのは何件なのかが書いてないので、ちょっとそのあたりのどのくらい相談支援ができていたのかなというのが知りたいです。

3点目は、329ページのところで、真ん中どころの認定事務費のところですか。そこで11番役務費のところ、4番手数料かなりの金額が出ていますが、これは病院の先生に診断書を書いてもらう、認定の診断書を書いてもらうと言ったんですが、これは1件につき幾らで、何人分の手数料なのかというのが知りたいのと、もう一件下の12の委託料もですが、調査員本当に大変な仕事だと思いますが、これも調査1個に対して幾らという単価で何人分の調査を令和6年度にしているのかというのが知りたいです。

以上大きく3点ですが、よろしくお願ひします。

○川口和代委員長:暫時休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時21分 再開

○川口和代委員長:再開いたします。福積長寿介護課課長

○福積秀子長寿介護課長:まず、1点目の伊予診療所の介護療養型施設に関してになります。

こちらの施設のほうが介護療養型施設に転換になることになったんですけれども、そもそも国の方針のほうで、令和5年度末で療養型のほうを廃止するように、それで医療院のほうに方向転換するようというふうに示されておりましたので、その時期を見て今回医療院のほうになったところでございます。

こちらのほうは、長期にわたり療養が必要な方が、介護と医療と両方受けられるようにという形で設置しているところでございます。

○川口和代委員長:福島長寿介護課課長補佐

○福島淳太長寿介護課課長補佐:2番目の質問のほうにお答えをさせていただきます。

総合相談窓口ということで、一応成果調書のほうになかやま幸梅園、双海夕なぎ荘のほうに相談窓口及び相談支援件数、掲載をさせていただきます。

御指摘の地域包括支援センターの相談受付件数に対して相談支援というところがないと

ということで、こちらのほうがちょっと今何件ぐらいというのが手元に申し訳ないですが資料がないんですが、地域包括支援センターが総合相談窓口の機能を有しています。当然相談件数のほうも相当数上がっております。地域包括支援センターが御承知のように専門職が中心になって、そういった高齢者の方のお困り事、様々な相談に対して支援を行うという重要な任務を担っておられますので、相談受付件数に対して相談支援された件数というのも相当数になろうかと思えます。

次年度以降は、ちょっとこちらのほうの件数も上げさせていただければと思いますので、またよろしく願いいたします。以上になります。

○川口和代委員長：上田長寿介護課係長

○上田令奈長寿介護課係長：3点目の手数料のお話のことに対してお答えをさせていただきます。

手数料につきましては、在宅の場合は5,000円、継続、施設新規の方につきましては4,000円、継続につきましては3,000円の手数料を払っております。

4点目の委託料につきましては、愛媛県の指定を受けているBLUEというところの法人事業者と委託契約をさせていただいております。令和6年度の調査依頼件数につきましては、1,938件の審査依頼をさせていただいております。

○川口和代委員長：ありがとうございました。

1問目の伊予診療所が介護療養型医療施設から介護医療院に変わったというのは、国の制度の中で名前が変わっただけで、何か病院内に何かがないといけないとか、何かそういうのが変わったわけではないという判断でいいですか。というのと、3点目のところの手数料のところですが、新規は5,000円と分かつんですが、それで結局のところ、先生の診断書は何件分で921万1,000円になっているのかなというのと、BLUEへの委託料というのは、この件数に掛ける幾らという単価があるんですか。それはなく、委託料として年間単純に件数関係なくこの金額かというところが知りたいです。

○川口和代委員長：福積長寿介護課課長

○福積秀子長寿介護課長：1点目の介護療養型と介護医療院との違いということで、先ほど申しあげましたように、廃止になる見込みということで、今回医療院ということになったところではありますが、大きな違いと申しますのは、長期にわたり療養の必要な方が対象となるというところは同じかと思うんですけれども、生活支援面でのサービスがなかなか受けられないという方も、今回介護医療院のほうでは受け入れていただけるという方向になっております。ですので、介護施設ではなかなか対応できない医療的ケアを望む方などが生活できる施設となっております。

○川口和代委員長：上田長寿介護課係長

○上田令奈長寿介護課係長：先ほどの委託料につきましては、全体的にBLUEの事務費と訪問調査に必要な経費等も必要になってますので、それらも踏まえた上で幾らということで委託契約をさせていただいている状態となっております。

○川口和代委員長：再々質問ですが、その委託料というのは、件数が幾ら多くても少なくとも、伊予市だったらきっとこれから増えていくと思うんですけど、件数に関係なく委託料決まっているということでよろしいんですか。

それと、先ほどちょっと答弁漏れですが、手数料というので、病院の先生の診断書が何件

分書かれていたのかと、手数料として何件あったのかというのは答えがなかったんですが。  
暫時休憩いたします。

午後3時37分 休憩

午後3時38分 再開

○川口和代委員長:再開いたします。米湊市民福祉部長

○米湊明弘市民福祉部長:誠に申し訳ございません。委員長からの再々質問の2点につきましては、ちょっと今手持ちの資料のほうでちょっと見当たりませんので、後また最終日のほうでまた委員会が市民福祉部のほうありますので、またそちらのほうで御回答か、またあの時期を見てこの開催中にまた御回答させていただいたらと思います。申し訳ございません。

○川口和代委員長:ほかありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、以上で長寿介護課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時48分 再開

○学校教育課(午後3時48分～午後4時48分)

説明員:窪田春樹教育委員会事務局長 小笠原幸男学校教育課長 武智ゆかり学校教育課課長補佐 中塚正洋学校教育課課長補佐 赤石雅俊学校教育課課長補佐 武知斉学校給食センター所長

傍聴議員:なし

傍聴人:なし

欠席委員:なし

○川口和代委員長:再開いたします。

これより、学校教育課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

武智ゆかり学校教育課課長補佐

○武智ゆかり学校教育課課長補佐:学校教育課の所管分についてご説明を申し上げます。

学校教育課では、教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、保健体育費、学校給食費を担当しております。

なお、説明に当たって金額の読み上げは最小限にとどめ、職員人件費については、省略させていただきます。

それでは、歳出から説明いたします。

歳入歳出決算事項別明細書240、241ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費、予算現額2億5,431万円、支出済額2億4,005万4,572円、執行率94.4%。

1目教育委員会費、成果調書は、57、58ページの教育委員会運営事業欄を併せてご覧ください。

1節報酬は、教育委員4名の報酬です。明細書242、243ページをお願いします。

8節旅費は、全国都市教育長協議会定期総会出席等に伴うものです。

9節交際費は、お悔やみに伴う支出です。

2目事務局費、成果調書は57、58ページの通学バス・タクシー運行事業、教育支援教室事業、特別支援教育事業欄を併せてご覧ください。

1節報酬は、会計年度任用職員の幼児ことばの教室指導員2人、巡回教育相談員3人、特別支援巡回相談員1人、教育支援教室指導員4人分の報酬です。

明細書244、245ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料は、通学タクシーの利用及び特別支援教育事業に係る車借上げなどで、当初の見込より使用が少なかったことから、206万1,440円の不用が生じています。

3目諸費です。成果調書は57、58ページALT派遣事業、学校安全対策事業、教職員住宅管理事業を併せてご覧ください。

1節報酬は、ALT6人、スクールソーシャルワーカー2人の支出です。

不用額139万7,101円の主なものは、ALTの入れ替わりにより、報酬額が減額となったことによるものです。

7節報償費は、スクールガードリーダー2人ほかの謝礼です。

8節旅費は、ALT、スクールソーシャルワーカーの旅費及び通勤手当で、不用額が生じた理由は、ALTの帰国に係る旅費の支出が当初の見込より少なかったことによるものです。

11節手数料は、防災士登録料、由並教職員住宅の浄化槽汚泥引抜料です。

18節負担金補助及び交付金は、ALT招致事業に関しての自治体国際化協会への負担金、学校防災士資格取得のための受講料です。

24節ふるさと応援基金積立金は、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施し、400万円の寄附に対し、返戻金等必要経費を差し引いた金額をふるさと応援基金として積み立てたものです。

明細書246、247ページをお願いします。

10款教育費2項小学校費、予算現額6億1,673万円5,900円、支出済額5億7,005万3,964円、執行率は92.4%、翌年度繰越額1,850万2,000円を含めると、執行率は95.4%です。

1目学校管理費、成果調書57～60ページ、学校生活支援員等設置事業、小学校施設修繕事業、小学校施設営繕事業を併せてご覧ください。

1節報酬は、学校生活支援員28人とスクールサポートスタッフ1人の報酬です。学校生活を送るに当たって特別な支援を要する児童生徒は年々増加してきており、近年、必要予算は拡大しております。

2節給料は、学校に配置している校務員の給料です。

12節委託料は、小学校警備業務委託料のほか小学校運営管理に係るもので、不用額の

主なものは入札減少金です。

13節使用料及び賃借料は、小学校校務用パソコン等賃借料、総合型校務支援システム等の支出です。

14節工事請負費は、伊予小学校多目的室天井張替工事等によるもので、不用額は入札減少金によるものです。

明細書248、249ページをお願いします。

15節原材料費は、各小学校において、運動場用真砂土等、工事用材料の原材料支出が少なかったため、16万6,900円の不用額が生じています。

17節備品購入費は、郡中小の配膳台の購入等で、不用額は入札減少金です。

2目教育振興費、成果調書59、60ページ、要・準要保護・特別支援児童扶助費、遠距離通学援助事業、特色ある学校づくり補助事業、GIGAスクール運営事業を併せてご覧ください。

7節報償費は、小学校卒業式記念品の購入費のほか、式典でのピアノ伴奏や校内書初め大会等の講師謝礼等です。

11節役務費は、GIGAスクール用光回線と校外学習用ポケットWi-Fiの通信運搬費の支出です。

12節委託料は、ICT支援員による授業支援業務委託料等の支出です。

13節使用料及び賃借料は、小学校教育用プリンター賃借料や小学校教育用ソフトウェア利用料が主な支出です。

17節備品購入費は、学校教材備品、児童用図書、理科教育備品の購入を行いました。

18節負担金、補助及び交付金は、特色ある学校づくり補助金として180万円を支出しています。

19節扶助費は、経済的理由により、就学困難と認められる児童の保護者に対する援助です。不用額が生じた理由は、対象人数が見込みより少なかったことによるものです。

明細書250、251ページをお願いします。

3目学校空気調和設備設置事業費、成果調書59、60ページ小学校空気調和設備設置事業を併せてご覧ください。

12節委託料で、平成2年度に各学校に設置完了した空気調和設備に係る維持管理業務委託料です。

4目学校施設長寿命化改良事業費、成果調書59、60ページ学校施設長寿命化改良事業を併せてご覧ください。

12節の繰越額は、郡中小23教室棟長寿命化改良工事監理業務の繰越しで、不用額は入札減によるものです。

14節の繰越額は、郡中小23教室棟長寿命化改良工事の繰越し予算残で、不用額は入札減によるものです。

10款教育費3項中学校費、予算現額1億7,385万4,000円、支出済額1億5,955万4,145円、執行率91.8%です。

1目学校管理費、成果調書59、60ページ、学校生活支援員等設置事業、中学校施設修繕事業、中学校施設営繕事業を併せてご覧ください。

1節報酬は、学校生活支援員1人、スクールサポートスタッフ1人の報酬です。

2節給料は、校務員3人の給料です。

明細書252、253ページをお願いします。

12節委託料は、中学校警備業務委託料のほか、中学校運営管理によるもので、不用額の主なものは入札減少金です。

13節使用料及び賃借料は、中学校校務用パソコン等賃借料、総合型校務支援システム等の支出です。

14節工事請負費は、港南中学校運動場防球ネット取替工事によるもので、不用額は入札減少金です。

17節備品購入費は、伊予中学校のテレビスタンド等の購入で、不用額は入札減少金です。

2目教育振興費、成果調書61、62ページ、パソコン教室運営事業、要・準要保護・特別支援生徒扶助費、特色ある学校づくり補助事業、中学生海外派遣事業、部活動地域移行事業、GIGAスクール運営事業を併せてご覧ください。

7節報償費は、外部指導者派遣実証事業講師謝礼と中学校卒業式記念品を支出しています。

8節旅費は、講師の費用弁償を計上していましたが、該当がなかったため、全額不用となっています。

11節役務費は、部活動の地域移行実証事業に係る保険料とGIGAスクール校外学習用ポケットWi-Fi接続手数料の支出です。

12節委託料では、ICT支援員による授業支援業務委託料の支出です。

明細書254、255ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料では、中学校教育用パソコン賃借料や中学校教育用ソフトウェア利用料が主な支出です。

17節備品購入費は、学校教材備品、生徒用図書、理科教育備品の購入費用です。

18節負担金補助及び交付金につきましては、数値に訂正がございます。中学生海外派遣事業支援補助金は、戻入金があり、決算額は、789万2,201円となります。また、成果調書61、62ページ中学生海外派遣事業の事業内容の欄の伊予市中学生海外派遣事業支援補助金は、789万2000円となります。大変申し訳ございませんでした。

18節の説明に戻ります。特色ある学校づくり補助金として120万円、自転車通学用ヘルメット購入費補助金として1人当たり1,500円の88人分、13万円2千円ほかを支出しています。

19節扶助費は、経済的理由により、就学困難と認められる生徒の保護者に対する援助です。不用額の主なものは、対象人数が見込みより少なかったことによるものです。

3目学校空気調和設備設置事業費、成果調書61、62ページ中学校空気調和設備設置事業を併せてご覧ください。

12節委託料で、平成2年度に各学校に設置完了した空気調和設備に係る維持管理業務委託料です。

10款教育費4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額5,399万2,000円、支出済額5,003万9,001円、執行率92.7%です。

成果調書61、62ページ、幼稚園施設営繕事業、施設等利用給付事業を併せてご覧くだ

さい。

明細書256、257ページをお願いします。

12節委託料は、幼稚園警備業務委託料等のほか、幼稚園運営に係る委託料の支出です。

13節使用料及び賃借料は、複写機賃借料やNHK放送受信料となっています。

17節備品購入費は、AEDの購入費で、不用額は入札減少金です。

19節扶助費は、市内の幼児が通園する市外の私立幼稚園へ支払うもので、施設利用料、預かり保育料、入園料、副食費です。不用額の原因は、見込みより少なかったことによるものです。

明細書264、265ページをお願いします。

10款教育費6項保健体育費のうち、学校教育課所管は、1目保健体育総務費と3目学校給食費です。

1目保健体育総務費、予算現額4,888万2,000円、支出済額4,103万8,099円、執行率84.0%です。

成果調書65、66ページ、児童生徒健康診断事業、結核対策委員会運営事業を併せてご覧ください。

1節報酬は、学校医32人と学校産業医2人、薬剤師2人への報酬です。

7節報償費は、伊予郡市の1市2町で組織する伊予地区結核対策委員会委員謝礼です。

11節役務費では、幼稚園の園児・小中学校の児童生徒及び教職員の健康診断等に要する費用を支出していますが、学校医出務手数料で約54万円、児童生徒検診手数料で約90万円がそれぞれ人数の減少により不用となっています。

13節使用料及び賃借料は、不用額45万6,850円は、体育大会関係車借上料で、小学校の市内陸上大会を行っていたものが、令和5年度より伊予地区での合同開催になったことによるものが、主な理由です。

17節備品購入費は、学校保健用備品としてAEDの購入等の支出で、不用額1,153,722円は、入札減少金です。

18節負担金補助及び交付金は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る共済掛金及び給付金等の支出です。不用額の主な理由は、全国大会、四国大会等に出場する生徒に対して補助金を交付していますが、出場する生徒が少なかったこと、災害共済給付金の支出が見込みより少なかったことなどです

明細書266、267ページをお願いします。

○川口和代委員長：武知学校給食センター所長

○武知斉学校給食センター所長：10款教育費6項保健体育費3目学校給食費について説明します。

予算現額2億8,971万5,000円、支出済額2億7,095万8,722円、執行率93.5%です。

成果調書65、66ページ、学校給食センター運営事業を併せて御覧ください。

1節報酬は、学校給食センターにおいて事務に従事する会計年度任用職員1名分の報酬です。

2節給料は、正規職員のほか、調理師7人及び調理支援員15人の会計年度任用職員の

給料です。不用額の主な理由は、当初、調理師12人、調理支援員14人分を予算計上しておりましたが、調理師の人数が大幅に少なくなったことによるものです。

明細書268、269ページをお願いします。

7節報償費は、みそ汁ポスター入選者記念品の費用です。

10節需用費の修繕料について、主なものは、給湯用加圧給水ユニットポンプ取替修繕工事代金、空調ドレンアップキット部品等交換工事代金、和え物室自動ドア修繕工事代金です。

11節役務費の手数料は、職員の保菌検査手数料、受水槽・貯湯槽の清掃及び点検手数料等の支出です。

12節委託料は、学校給食等配送業務、可燃ごみ収集運搬業務、換気・空調設備保守点検業務が主なものです。不用額については入札減少金です。

13節使用料及び賃借料は、栄養計算システム機器賃貸借料等の支出です。

14節工事請負費は、蒸気発生装置蓄熱槽取替工事費と乾物搬入口のチャイム新設工事費です。

17節備品購入費は、ドライ移動台、AED本体、スタッキングカートの購入費で、不用額は入札減少金によるものです。

18節負担金、補助及び交付金は、子育て支援学校給食費補助金、学校給食費高騰対応事業費補助金、臨時休業時給食事業費補助金等によるものです。

○川口和代委員長：武智課長補佐

○武智ゆかり学校教育課課長補佐：続いて、歳入について、説明いたします。

明細書72、73ページをお願いします。

13款分担金及び負担金2項負担金2目教育費負担金、1節保健体育総務費負担金、収入済額189万1,860円です。

明細書76、77ページをお願いします。

14款使用料及び手数料1項使用料8目教育費使用料、1節教員住宅使用料は、中山地域教職員住宅使用料24万9,000円、双海地域教職員住宅使用料10万8,000円です。

2節小学校管理費使用料で、学校教育課分は小学校用地使用料4万9,960円です。

3節中学校管理費使用料で、学校教育課分は中学校用地使用料2万2,500円です。

4節幼稚園使用料で、幼稚園用地使用料6,000円です。

明細書86、87ページをお願いします。

15款国庫支出金2項国庫補助金5目教育費国庫補助金、1節事務局費国庫補助金、収入済額25万8,000円です。

2節小学校教育振興費国庫補助金、収入済額88万2,196円です。

3節小学校施設長寿命化改良事業費国庫補助金、収入未済額199万8,000円は翌年度に繰り越しになります。

4節中学校教育振興費国庫補助金、収入済額63万6,804円です。

5節幼稚園費国庫補助金、収入済額664万350円です。

明細書96、97ページをお願いします。

16款県支出金2項県補助金6目教育費県補助金、1節事務局費県補助金、収入済額167万9,264円です。

2節小学校振興費県補助金、収入済額21万6,000円です。

3節中学校振興費県補助金、収入済額26万円です。

4節幼稚園費県補助金、収入済額340万9,175円です。

明細書100、101ページをお願いします。

17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金、1節基金預金利子、この中に学校教育課分として、義務教育施設整備基金利子23万8,000円、教育奨励基金利子2,000円が含まれています。

明細書102、103ページをお願いします。

18款寄附金1項寄附金5目教育費寄附金、1節教育諸費寄附金、こちらは、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施し、400万円の寄附に対し、返礼品等必要経費を差し引いた224万5,000円です。

明細書104、105ページをお願いします。

19款繰入金2項基金繰入金6目義務教育施設整備基金繰入金です。

1節義務教育施設整備基金繰入金、収入済額7,900万円です。

明細書110、111ページをお願いします。

21款諸収入5項雑入1目雑入です。

9節教育費雑入、この中の学校教育課分としては、471万9,643円となります。日本スポーツ振興センター災害共済給付金、ALT家賃自己負担分、太陽光発電余剰電力売電料等が含まれています。

明細書114、115ページをお願いします。

22款市債1項市債9目教育債です。1節義務教育施設整備事業債、収入済額1億8,360万円です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。これより質疑を受けます。向井副委員長

○向井哲哉副委員長：252ページ、253ページになりますが、10款3項1目17節の備品購入費です。これ306万7,625円ということでテレビスタンド等となっております。これは伊予小学校のテレビスタンドを設置したということですが、何台分でこういうふうになったのか。ちょっと金額が大きいので。

それと、次年度からほかの小学校、中学校にもこのようなことは継続してやらなければいけないことなのかということ2点お願いします。

○川口和代委員長：武智学校教育課課長補佐

○武智ゆかり学校教育課課長補佐：テレビスタンドの購入台数なんですけれども、伊予中学校のテレビ一式、合わせて6台分、その金額が158万700円となっております。

テレビの購入を今後続けるかどうかという御質問だったかと思うんですけれども、放送設備等をアナログからデジタル化にするに当たって、テレビのほうもアナログからデジタルに変えていくという形になりますので、今後、今年度は港南中学校をするように予定しております。今後また別の学校も計画的に変えていくことをしたいと思っております。

○川口和代委員長：向井副委員長

○向井哲哉副委員長：こちらの中ではテレビスタンドというふうになってはいますが、テレビも並行して変えていくということなのでしょうか。

○川口和代委員長:武智学校教育課課長補佐

○武智ゆかり学校教育課課長補佐:テレビもテレビスタンドのほうも順次計画的に変えていくようにしております。

○川口和代委員長:向井副委員長

○向井哲哉副委員長:テレビスタンドというのは、テレビもスタンドも1セットということなんですね。でよろしいですかね。スタンドだけではなく。

○川口和代委員長:武智学校教育課課長補佐

○武智ゆかり学校教育課課長補佐:アナログからデジタルに変えるに当たって、変わったテレビに合ったスタンドを購入するようになりますので、一式と考えていただけたらと思います。

○川口和代委員長:森川委員

○森川建司委員:2点お願いします。

1点目は、成果調書58ページ、一番下、学校支援員、校務員、スクール・サポート・スタッフということで、学校支援員を25名から28名、そして校務員を7名から8名に増やしたということですね。具体的にこの増やしたことによってどのような効果があったのかについてできるだけ詳しく教えてください。

2点目、決算書265ページ、10款6項1目7節報償費ということで、伊予地区結核対策委員会委員謝礼8万4,000円。この結核対策委員会の実施をされた日にちとか、メンバーがどれぐらいいて、どんな内容だったかについて概要をお願いします。

○川口和代委員長:暫時休憩いたします。

午後9時47分 休憩

午後9時51分 再開

○川口和代委員長:再開いたします。

武智学校教育課課長補佐

○武智ゆかり学校教育課課長補佐:1点目の支援員の増加のところなんですけれども、毎年教育相談等を行いまして、学校のほうから支援員の要望何人というところとかというのを伺いするようにしております。

それにより、学校教育課のほうで特別支援巡回相談員等と協議を行い、支援員の配置の人数を決めるようにしております。

その中で、やはり令和5年度から令和6年度にかけて支援の必要な児童・生徒のほうが増加しているところに対しては、支援員を増加して配置するような形をとっております。これによりまして、支援のお子さんに対しての支援が充実していると考えております。

2点目の結核対策委員会に関しての委員謝礼なんですけれども、10人で構成しております。そのうち4人分に対して謝礼をお支払いをしております。

結核対策委員会なんですけれども、令和6年の開催は7月24日に1回開催をしております。

○川口和代委員長:森川委員

○森川建司委員:2つお願いします。

1点目は、今の結核対策委員会、4人に対して8万4,000円なのかどうかということと、10人いる中で4人しか出てないと。その会議録というか、会議録もあると思うんですけども、どんなことがどれぐらいの時間話し合われたのか。例えば1時間で終わった会議だったら、1人2万円ですか、も払う。これちょっと高いんじゃないかと思えますし、その辺のところについてもう少し詳しくお願いします。

もう一つ、学校支援員と校務員、それぞれ計4名増やしたわけですね。4名増やすと、これは予算で決めたから4名増やしたのは皆さん知つとと思う。ただ、4名を増やしたその成果について聞きたいんです。

例えば校務員は今までいわゆる僕たちのときは用務員って言った校務員が、本来ならばいないところ、多分小規模の学校やと思うんです。いなくてもできるだろうというところにわざわざ1名つけとるわけです。報酬じゃなくて、多分正規職員、一般職か、給料払って。そういうことで、じゃそういう人を配置した効果についてもう少し具体的に教えてほしいというのは、人件費がもう大変なんです。全体ですよ。この学校のだけじゃなくて全体としてですよ。今度ベースアップがまた示されたので、また上がると。そしたらまた1億円、2億円と人件費が積み上がる中で、ここを落としていかななくちゃいけないからこそ、この4名を増やした効果をもう少し教えてくれと言っているんです。

○川口和代委員長：小笠原学校教育課長

○小笠原幸男学校教育課長：まず、結核対策委員会ですけれども、10人と申しますのは、その中に医師資格を持たれている方が含まれておりまして、その方は2万1,000円、1回で報酬を得るということになります。そのほかは、それぞれ伊予市、松前町、砥部町の学校に勤められております養護の先生であるとか、あと担当職員であるとかでございまして、こちらにつきましては公務員ということで報酬のほうは発生しておりません。

なぜ2万1,000円、高額の謝礼といいますか、報酬をお支払いするかというところでございしますが、この結核対策委員会につきましては、昨今海外からこちらに戻ってこられる方、また御家族にそういう結核の疑いがある方がいた場合、そういうときに学校でどのような対応をするかということが極めてセンシティブな内容につきまして、いろいろ御指導、御助言をいただくというところでございまして、こちらについては医師資格、それも結核に造詣の深い先生でないと対応できないというところがありますので、謝礼をお支払いしております。

こちらにつきましては伊予地区の会でございまして、伊予市が全てお支払いしているものではないということで、それぞれの地区から御負担はいただいております。

続きまして、生活支援員また校務員等を増員したことに対する効果と申しますか、まず生活支援員でございまして、昨今特別な配慮を要する児童・生徒が増加しております。特に小学校につきましては、もう先生だけでは当然対応できないという状況でございまして、

また、学校に行きづらいお子さん等も増えております。こういった方については、様々な目で支援をする必要があるというところで、実際の要望については、このまださらに何十%も多い数を要望されておりますが、こちらについては、1人が2人とか3人とか対応するというところで、学校のほうには何とか我慢してもらっているという状況でございまして、

この生活支援員を増員することによって、他の児童・生徒に影響なく良好な教育環境が提供できていると思っております、学校のほうからも深く感謝をいただいているというところ

ろでございまして、人件費が高騰しているというところにつきましては、こちらも重々承知はしておりますけれども、何とか今伊予市内で通われている児童・生徒に少しでも負担のないような環境をとということで、こちらのほうは何とか人事部局とも相談をしながら、何とか増員をしているというところでございます。

校務員でございます。こちら小規模校につきましては校務員がいないところもございいます。こういったところは、先生が4名、5名という中で、養護教諭の先生であったり教頭先生とかが環境美化であったり、施設管理であったり、そういうところを対応しております。児童・生徒は少なかって、実際に対応しないといけない事項は学校ごとで同じ程度ございしますので、どうしてもその養護の先生また教頭先生、校長先生に負担がかかっているという状況がございしますので、校務員の先生を配置することでそういったところをしっかりと環境美化、施設管理等を対応してもらっているというところでございますので、こちらについても極めて大きな効果があったものと考えております。

○川口和代委員長：森川委員

○森川建司委員：2点お願いします。

まず、今の校務員等の話なんですけど、今コミスクが始まって、私も伊予小学校のスタッフとして草取りに行ったりいろいろしよんですけども、それこそそういう用務員がいないけども地域の方がその辺の例えば樹木の剪定だ草引きだ草刈りだぐらいはできるんじゃないかというそういう視点でまたちょっと考えていただきたいなと思います。

それから、結核の話ですけど、医師が1人2万1,000円は分かったんです。しかし、4人しか出てないですね、今回の会議。4人とも医者ということですか。そういうこと。結構です。

コミスクは。

○川口和代委員長：小笠原学校教育課長

○小笠原幸男学校教育課長：森川委員おっしゃるとおり、コミュニティ・スクール、今年度から全校に導入されております。そういった中で、地域とともにある学校ということで、地域の方のお力添えをいただきながら学校運営していくというところは当然必要だと思っております。

おっしゃられたように、今草刈りであったり木々の剪定というのが非常に重荷になっておりますので、こちらについては、今後も地域の方のお力をいただく回数等がまた増えてまいろうかと思っておりますので、現在校務員が担当していることもちょっと振り返りながら、コミュニティ・スクールでお手伝いいただくことも考えて今後人員配置等についても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：ほかございませんでしょうか。

門田委員

○門田裕一委員：ページ250ページの10款2項4目14節の学校施設長寿命化改良事業工事請負費で、特に郡中小学校、21教室を改良工事されてるということで、ちょっと大変現場が大変だという声と、あと学校の先生方も大変な苦勞をされているということで、この教室の改良工事の前に、プレハブの仮設校舎を建てて一気に短期間で、やはり公共事業は人件費が多数占めますので、そういった検討なりがあったのかどうか。

また、今後長期化する工事に対して、スムーズにできる配慮なり計画はあるのかどうか。

以上2点です。

○川口和代委員長：中塚学校教育課課長補佐

○中塚正洋学校教育課課長補佐：21教室棟につきましては、今現在工事をしております23教室棟の面積的に見ますと約4倍ほどございますものですから、単純に工期が4倍に増えるのかというところで懸念もあったというところで、プレハブを建てて一気に短縮してはどうかというおっしゃいましたように、確かにそのことについて再三再四、内部のほうで検討もし、また設計事業者、また学校ともお話をした中で、やはり一番はグラウンドがプレハブを建てることによって狭まってしまうということで、運動会とか、また日々の運動場を使った授業への影響が非常に大きいということもありましたものですから、現在は運動場にプレハブを建てるのではなくて、何とか今ある空き教室等で引っ越しなどを繰り返しながら短縮をする方向で21教室棟の工事については検討をしているというところでございます。

○川口和代委員長：門田委員

○門田裕一委員：運動場が使えないという理由が大半を占めたということですけど、プレハブ仮校舎を建てた場合の経費とか、そういった試算はされたんでしょうか。

○川口和代委員長：中塚学校教育課課長補佐

○中塚正洋学校教育課課長補佐：プレハブを建てた場合により、工事費用は格段に跳ね上がります。そしてまた、これについては補助対象外ということですので、建ててまたそれを壊すという工費、またそれに伴う運動場が使えない期間が、狭まる期間が長くなってしまいうということも考えまして、これについてはちょっとプレハブのほうは断念をしたというところが正直なところでございます。

○川口和代委員長：門田委員

○門田裕一委員：やはり背景に国庫補助金のそういった制度の問題があったということですね。かしこまりました。

○川口和代委員長：日野委員

○日野猛仁委員：1点だけお願いいたします。

成果調書の57、58ページにあります上から2番目の通学バス・タクシー運行事業なんですけど、やはり教育費はある程度お金はかけていかないかんのですけど、やはり縮小できるところは縮小していかないといけないと思うんです。

特に、今バスを利用されている人数が書いてはいるんですが、バスを利用するよりも、下のタクシーですよ、タクシーで利用したほうが、やはり既存の車と言うたらおかしいんですけど、そのほうが一般的に見たら安く上がるのかなと思うんですが、この中山であったりとか南山崎、双海中学校の子どもさんらが今バスを使っているんですが、今後子どもさんの人数も減ってくると思われるんです。そう思ったら、やっぱりバスよりもタクシーだったりとかジャンボタクシーとか、そういったものに切り替えたほうが、一般的に見たら経費が安くなるのかなと思われるんですが、そういった検討はなされているのかお聞きしたいと思います。

○川口和代委員長：中塚学校教育課課長補佐

○中塚正洋学校教育課課長補佐：おっしゃられるとおり、この人数に対してバスでの輸送というのは非常にコストがかかっているのではないかと御指摘、確かにそのとおりでございます。これにつきましては、特に中山地域でございませけれども、来年度ジャンボタクシーのようなバスではなくてちょっと小型化したものの輸送のほうを事業者と今検討をして、

その予算についても今詰めているところでございます。

あと、今現在双海中学校の通学バス、そして南山崎小学校の通学バス、これにつきましては、市の所有バスを使用した通学の運行を事業者に委託してございます。これにつきましても、今後児童の少子化に伴う変動もございませぬですから、これについても車両をもう少し小さくしたもの、例えばジャンボタクシーもしくは小型タクシーによつての輸送のほうを検討に入っているところでございます。

また、市内にございますバス、タクシー事業者との話も聞く中で、やはりどうしてもドライバーの確保というものが非常に今困難ということもございませぬですから、すぐに事業者に対してタクシーなりジャンボタクシーの輸送依頼をかけても、なかなか日々の登下校については、事業者のほうの負担がかかっているというところもあるものですから、これについてはどうしても市の直接的な輸送のほうも併せて検討しているというところでございます。

○川口和代委員長：日野委員

○日野猛仁委員：今検討をされているということですので、少し安心しました。やはり先ほどほかの課のときにも言ったんですけど、来年度の査定を今やっているんですけど、かなりオーバーしているというのを聞き及んでいますので、いろんな学校支援員とか、やっぱりどうしても要るようなところはしっかり手厚く支援をしていかななくてはいけないんですけど、それ以外である程度言うたら改善できるところは改善しながら経費削減に努めていただきたいと思ひます。

○川口和代委員長：北橋委員

○北橋豊作委員：1点だけ伺ひしたいと思ひます。

成果調書の59、60と次のページ、中学校の関係では61、62ページあるんですけども、小学校空調設備設置事業なんですけど、エアコンの関係ですが、この中でDBO方式で業務委託して一元管理をしていただきますよというふうなことでんですけども、これこの方式と金額、小学校は865万4,000円、中学校は384万円ほど6年度に支出しておるんですけども、DBO方式というのは、設置業者が一定期間やっぱりやる方式なのか、ちょっとそこらあたり分からないんで教えてもらったらと思ひます。

この金額について、これ毎年この金額を支出しなければいけないと思ひんですけども、これについては交付税で措置されておるのか、一時国のほうも交付税で支出するという論議はあったようございませぬが、現状どうなっておるのか、そこらあたりについてちょっと伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○川口和代委員長：中塚学校教育課課長補佐

○中塚正洋学校教育課課長補佐：DBO方式といいますものがデザイン・ビルド・オペレートという方式でございまして、これについては、民間の力を活用してその設備自体を運用していく、保守も含めて運用していくということございまして、本市の小・中学校の空調設備につきましては、日々の修繕があった場合、また何か異常が発生した場合には、委託をしております事業者のほうで即時対応をして、それに係る費用はもう委託料の中の範囲内というところで、今令和2年からの長期契約で活用しているものでございませぬ。

この契約後の10年間の契約の中で、年度年度でその契約を委託料というのを割って払っていくものでございませぬですから、これに対して多少の変動がございませぬが、これは今後も払っていくというところで、ただ空調が日々老朽化していく中で、どうしても修

繕というものは発生していくものですから、これについては一概には言えませんが、これに係るマンパワー、そしてコストに関しては妥当なところだというふうを考えてございます。

また、これに対する交付税措置に関しては、普通交付税の中に、学校運営に係る経費の項目に委託料というのがございますが、この空調設備設置事業そのものがあるわけではございませんから、これが全て交付税措置になっているかというのと、全ての委託料が含まれていることから、全ては入っていないほうが多いかなというところがございます。

○川口和代委員長：ほかございませんでしょうか。

私から1点いいでしょうか。

何年か前にも言ったんですけれども、小学校にも中学校にも特色ある学校づくり補助金とあって、小学校には20万円、中学校には30万円ですよね、何か補助金だからもらって当然だって、補助金だからどんな特徴ある学校づくりをしているのかというのをちゃんと明確に教えてほしいなという中で、今回103ページですが、103ページのところの教育費寄附金のところで、伊予中学校が去年かんきつか何かのあれで特色ある学校づくり事業寄附金ということで224万4,000円をクラウドファンディングしていますよね。この動きを見たら、その補助金をもらうだけじゃなくて、各学校自分たちはこんなことをしたいんだよというこういう動きがあってしかるべきかなと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

小笠原学校教育課長

○小笠原幸男学校教育課長：特色ある学校づくり補助金につきましては、おっしゃられたとおり、20万円、30万円ということで、学校で様々な取組に使っておりますけれども、おっしゃられたとおり、伊予中学校では、グラウンドの片隅にミカン園を整備して、そちらのほうもその補助金内での活動をしてたんですが、どうしても地域の方の様々な御支援がある中で事業規模が大きくなってまいりまして、どうしてもその30万円では対応できないというところがございまして、じゃ地域の方の御寄附もいただいている部分もあるんですが、せっかくやるんだったら成果が見込めるような事業にしていきたいということでクラウドファンディングを活用させていただきました。そこで224万円ということで、今までよりも様々な機器を購入したり、今いい形でミカンの収穫に向かって進めているというところがございます。

この伊予中学校の取組は、他の学校にも実は波及しておりまして、中山小学校でも地域の特産品を使ったような活動をしたいという取組がありまして、昨年度はクラウドファンディングを断念したんですが、伊予中学校のように、場合によってはクラウドファンディングいただいたり、他の形の地域の方から御寄附いただいたりすることで特色ある学校づくり事業を拡大していくという動きが出ておりますので、ぜひこの伊予中学校の事例を他の12校のほうにも伝達して、この補助金だけじゃないよ、もっと大きな活動ができるというところをコミュニティ・スクールも巻き込んだ形でこれからも推進してまいりたいと考えているところがございます。

○川口和代委員長：ありがとうございます。頑張ってください。ほかございませんでしょうか。

窪田教育委員会事務局長

○窪田春樹教育委員会事務局長：ないようでしたら、最後に申し訳ないんですが、校務員の関係で森川委員の御質問がありましたけれども、少しちょっと確認を取るのに時間がかかりまして、修正をさせていただいたと思います。

校務員につきましては、小学校で8名というふうはこの資料で書いております。中学校のほうでは3名ということがございます。学校は全部で13校ございます。小学校は9校ありまして、1人足りない。学校には1人ずつ校務員は置いております。この1人は正規職員なんです。ここの8人は会計年度任用職員というふうなことで、正規職員がいない学校へというふうに書いておりますけれども、これ人事異動に伴いまして、令和6年度は郡中小学校と北山崎に校務員がいたのが、北山崎小学校から郡中小学校に校務員が変わりました。郡中小学校の校務員が伊予中学校に変わりました。それで、小学校の校務員の正規職員が1人減るということです。正規職員が小学校に2人いたのが、中学校のほうに1人異動になったというふうなことで、小学校の予算上での正規職員が少なくなったということで、そこに会計年度というのが入りますので、7名から8名になった。中学校のほうは4人から3名に減ったということになってくるんです。

そんなことで、校務員は必ず必置としております。なぜかといいますと、やはり準公金、保護者のほうから預かったお金を近くの金融機関のほうに入金をしたりですとか、あと学校のほうには送付便というふうなことで、子どもたちの重要な個人情報なんかも含めた資料とか書類などを教育委員会のほうに日々届けていただくような業務がございます。そういったものに関しましては、やはり会計年度任用職員だったり正規の職員だったりする者がお運びするというふうなことがやはり安全対策上も守秘義務的にも大事なことだと思っておりますので、このあたりに関しましては、コミュニティ・スクールのほうで協力をいただく一般の方々にお任せするのはやはり難しい部分もありますので、やはり作業であったりとかというふうなことにしまして、共同作業だったりとか、そういうものに関しまして御協力を求めているというふうな区切りはあるというふうに考えております。

○川口和代委員長：ありがとうございました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で学校教育課の審議を終了いたします。暫時休憩いたします。

午後4時48分 休憩

午後4時50分 再開

### ○社会教育課(午後4時50分～午後5時14分)

説明員：窪田春樹教育委員会事務局長 北岡康平社会教育課長 西岡美加社会教育課課長補佐 田窪幸司社会教育課課長補佐

傍聴議員：なし

傍聴人：なし

欠席委員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。これより、社会教育課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

○川口和代委員長：田窪課長補佐

○田窪幸司社会教育課課長補佐：社会教育課の所管に係る決算につきまして、歳出から説明いたします。

まず、6款については、農林水産課と予算が重複している部分がありますので、別紙令和6年度歳出明細書資料1により説明させていただきます。

なお、重複部分について、成果調書へ記載している事業や取組はございません。

決算書の200、201ページ下段、並びに歳出明細書資料1の1枚目をご覧ください。

6款農林水産業費、1項：農業費、6目農業施設管理運営費は、中山地域の永木と野中にあります構造改善センター及び佐礼谷の生活改善センター、この3施設の管理運営費が社会教育課の執行分であり、最下段課別集計にありますように、執行率は、98.4%です。

主な支出は、10節光熱水費での電気代、12節委託料での施設の管理業務委託料です。特に大きな不用額はありません。

決算書の206、207ページ下段、208、209ページ上段及び歳出明細書資料1の2枚目をお願いします。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費は、中山地域の長沢体育館横に所在するなかやま林業センターの管理運営費が、社会教育課の執行分であり、最下段課別集計にありますように、執行率は96.7%です。

主な支出は、10節光熱水費での電気代、12節委託料での施設の清掃業務委託料です。特に大きな不用額はありません。

10款に移ります。決算書256、257ページ中段から258、259ページをお願いします。併せて、成果調書61、62ページ下段から63、64ページをご覧ください。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費ですが、文化財保護、生涯学習推進、文化振興、青少年センター運営、家庭教育・子育てサポート、プロスポーツ地域振興、コミュニティ・スクール導入促進支援、伊予市内遺跡発掘調査等事業などに関する経費となっており、執行率92.6%となっております。

不用額のご説明をしますと、258、259ページの7節、報償費では、コミュニティ・スクールの全13校実施予定がモデル校9校での実施となり、地域学校協働活動推進員謝金が当初の想定ほど実施に至らなかったため、68万3,000円の不用となりました。

また、青少年センター運営において、新型コロナウイルス感染症が5類になったものの、まだ影響があり補導委員による街頭補導実績が伸びなかったことに伴う、25万6,000円の不用等が生じました。

続いて、決算書258、259ページ下段から260、261ページ中段まで、成果調書、63、64ページ中段をご覧ください。

2目公民館費は、中央公民館のほか、大平、中村、郡中、上野、中山、双海の地区公民館に関する経費ですが、執行率94.4%です。

不用額について、ご説明します。7節、報償費が、公民館活動各種学級講師謝礼等について費用のかからない方を講師として招くなどしたことから、約21万円の不用額が生じています。

12節委託料では、各地区で予定していた市民運動会等が中止又は事業内容の変更となったこと、上野地区公民館の防火設備に係る設計業務委託料を計上していましたが、施設の見直し等協議を進める関係で設計を見送ることしたことなどから約229万円の不用額

が生じました。

13節、使用料及び賃借料では、郡中地区公民館の輪転機の使用を取りやめたこと、双海地区公民館の通学合宿について参加人数が想定より少なくふれあいの館やタクシー借り上げ料が減少したことから約32万円の不用額が生じています。

決算書260、261ページ下段をお願いします。成果調書63、64ページ中段になります。

3目図書館費ですが、指定管理料に含まれていない図書館協議会の運営や図書館システムに要する経費となっており、執行率91.4%です。

12節委託料では、図書館システムのバージョンアップの委託料を計上しておりましたが、令和6年度はバージョンアップをしなくても利用可能となり、令和7年度のシステムの機器及びソフトの更新時期にバージョンアップを実施することとなったため、約27万円の不用額が生じています。

続いて4目、人権同和教育費ですが、人権同和教育推進に係る経費となっており、執行率97.6%です。

10節、需用費のうち、修繕料ですが、双葉集会所玄関扉修繕工事231,000円を要しましたが、予算不足のため、予備費から充当しております。

13節使用料及び賃借料において教職員研修会の会場使用料が不用になったこと、また企業部局の研修会を行わなかったことにより5万5,000円の不用額が生じております。

続いて決算書262、263ページ中段をお願いします。

5目、社会教育施設管理運営費ですが、大平地区の緑風館及び唐川コミュニティセンターに関する経費となっており、執行率95.9%です。

唐川コミュニティセンターは令和5年度に建物を解体いたしました。令和6年度では跡地にフェンスを設置いたしました。

続いて決算書262、263ページ下段及び264、265ページ上段をお願いします。成果調書65、66ページ上段になります。

6目文化交流センター費ですが、令和5年4月より指定管理制度を導入した文化交流センターの指定管理料等となっており、執行率99.9%です。

続いて決算書264、265ページ下段、266、267ページ上段をお願いします。

6項保健体育費、2目社会体育費ですが、スポーツ推進委員や、社会体育施設管理、社会体育に関する事業等に関する経費となっており、執行率95.9%です。

不用額について、ご説明いたします。1節、報酬では、スポーツ推進委員の活動が当初の想定ほど実施に至らなかったことから約29万円の不用額

7節、報償費では、全国大会出場激励費が当初の想定ほど実施に至らなかったことから約32万円の不用額、12節委託料では、施設管理に係る入札減少により約35万円の不用額が生じました。

以上で、歳出の説明を終わります。続きまして、歳入について説明いたします。

決算書74、75ページをお願いします。

14款、使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業費使用料、3節林業総務費使用料のうち、社会教育課分は、なかやま林業センターの使用料で、1万160円の収入です。

続きまして、決算書76、77ページをお願いします。

8目教育費使用料、2節小学校管理費使用料は、収入済額192万8,260円のうち社会

教育課部分としては187万8,300円で各小学校の屋内外運動場を社会体育等で使用した使用料です。

3節、中学校管理費使用料は、収入済額124万2,640円です。こちらも同様に社会教育課部分としては122万140円で各中学校の屋内外運動場を社会体育等で使用した使用料です。

5節、公民館使用料は、収入済額229万4,693円で、市内各地区公民館の使用料225万7,210円及び職員駐車場として使用している行政財産使用料3万7,483円です。

6節、社会体育施設管理運営費使用料は、収入済額86万2,650円で、各施設夜間照明施設及び緑風館の使用料です。

7節、文化交流センター費使用料は、収入済額6万191円で、文化交流センターに設置している自動販売機及び通信設備の行政財産目的外使用料です。

8節、社会体育費使用料は、収入済額55万9,940円で、長沢、永木、野中の体育館及びグラウンドと下灘ふれあい体育館、加えて永木・野中の夜間照明施設の使用料です。

90、91ページ中段をお願いします。16款、県支出金、1項県負担金、4目教育費県負担金、1節諸費県負担金は、収入済額6万6,000円で、地域改善対策高等学校等奨学金事務交付金で、奨学金の返還事務及び返還免除申請等に係る事務負担金です。

96、97ページ中段をお願いします。16款、県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、5節社会教育総務費県補助金は、収入済額141万5,000円で、家庭教育・子育てサポート事業やコミュニティ・スクール導入推進事業等に係る地域ぐるみで育むえひめっ子未来創造事業費補助金です。

100、101ページ、上段をお願いします。17款、財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入は、収入済額1,842万625円のうち、社会教育課分としては、大平地区公民館に設置している自動販売機に係る土地貸付料が、7万5,900円、四国電力送配電(株)の占用料等が5万4,390円、合わせて13万290円です。

110、111ページ、上段をお願いします。21款、諸収入、5項雑入、1目雑入、9節教育費雑入は、収入済額529万9,372円の内、社会教育課分としては、公民館における各種講座の受講料やプロスポーツ応援イベント助成金等で57万9,729円となっております。

以上で歳入についての説明を終わります。審査のほど、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

日野委員

○日野猛仁委員：1点だけ教えてください。

261ページにあります、中段にあります12節の委託料なんですが、不用額が229万円あるんですが、その内訳をもう少し詳しく教えていただきたいんですが。

○川口和代委員長：田窪社会教育課課長補佐

○田窪幸司社会教育課課長補佐：説明させてもらったとおり、各地区公民館で予定しておりました運動会等のイベントを中止または変更に係る減額がありました。

例えば郡中地区運動会であれば8万5,128円、中山運動会では2万4,842円と、各イベントで細かく減額が生じておりました。

また、上野地区の運動会については中止となりまして、34万円の減額。一番大きなところとしては、上野地区公民館の設計業務として130万9,000円の減額、こちらが一番大きな

減額の要素となっております。

○川口和代委員長：日野委員

○日野猛仁委員：運動会の中止、ちょうど天候もあって郡中も中止になったのは分かるんですけど、最後に130万円の上野地区の何の分がやめたのか、それとも逆に言うたら延期になるものなんですか、ちょっとそのあたりがよく分からなかったんですが。

○川口和代委員長：田窪社会教育課課長補佐

○田窪幸司社会教育課課長補佐：上野地区公民館の防火設備に関しまして、3年に1回の特定建築物の検査において、3階の和室において排煙設備を設置したほうが良いという検査結果を得ました。それにつきまして、排煙設備を設置できるように、まずは設計業務を組んでおりましたが、後日建て替えとか大規模な更新とか、そういった話も出てきましたので、再度いろいろ協議した結果、愛媛県にも確認しまして、排煙設備があったほうが良いのはあったほうが良いんですけども、建物の設備上、法律には排煙設備を設置していなくても違反はしていないので、そのままでも構いませんという結果を受けたことから、費用削減のためにも今回見合わせることとしました。

○川口和代委員長：ほかありませんでしょうか。すみません、私からちょっと何点か。

259ページのところに12節委託料のところ、ワールドスタディー業務委託料等というので81万円ほど使っているんですが、この成果調書のほうで62ページの下の段のところにワールドスタディー19人掛ける22回というので、これに対してこの金額が使われているのか。

ワールドスタディーという行事自体私が認識できていないので、どういうものであって、市費を投資して効果があるのか。19人で22回というこれが延べ人数じゃなくて、22回19人しか利用していないのかってちょっとこの詳細を1つ教えてほしいです。

それと2点目としましては、成果調書の66ページの10款6項2目のところで、②番HIMEカップビーチバレージュニア大会というので16チーム67人とあるんですが、このジュニア大会だけじゃなくて、5月から9月までずっとHIMEカップビーチバレーってありますよね。その人数もかなり減ってきていると思うんですが、全然人数的なものが見えてこないの、もし分かっていたら教えていただきたいなと思います。お願いします。

○川口和代委員長：西岡社会教育課課長補佐

○西岡美加社会教育課課長補佐：1番目の質問にお答えをいたします。

ワールドスタディーについてなんですけれど、この事業は目的としまして、これからのグローバル化時代を生きていくために、子どもの頃から物事を地球的な視野で考えて行動する国際感覚とコミュニケーション能力を身につける、そしてまた国内や国際社会での基本的なマナーや礼儀を学ぶということで、英会話ということではなく、楽しく英語を通じて小さい頃から親しみ、そして世界の子どもたちと仲よくするために世界のことを知りましょうというようなカリキュラムになっております。対象年齢は、市内の幼児5・6歳児と、あと小学生の低学年ぐらいになっております。

人数としましては、こちらのほうの成果調書が19人となっておりますが、前半・後半、前期・後期と分けておまして、前期が委託料14万3,000円で11回、後期も11回14万3,000円、合わせて28万6,000円の委託事業となっております。

これ等とありますので、そのほかの部分がここに含まれておること、一番大きな額をこちらのほうには掲げております。

あと、大体前期19人、前期の方がそのまま後半の11回も通われる方が多いので、通算通年で22回を19人が学ばれているというような状態です。

時間としても、午前中9時45分から10時半の45分間、短い時間で市内の子どもたちが郡中地区公民館に集まって学習しているという事業になります。

○川口和代委員長:田窪社会教育課課長補佐

○田窪幸司社会教育課課長補佐:ビーチバレージュニア大会につきましては、具体的な数値の入れ替わりというのはちょっと今持ち合わせておりませんが、今年度についても、ビーチバレーのジュニア大会を20周年で開催しましたところ、令和6年度を上回る参加者が集まりまして盛況な形で迎えておりますので、人数の減ということではないかと思えます。

また、HIMEカップのほうにつきましては、こちらビーチバレー推進委員会のほうの主催になっておりまして、こちらの事業報告のほうには載せておりません。もし必要であればいつでも数値のほうは分かるかと思えます。

○川口和代委員長:再質問です。

ワールドスタディーで19人で国際感覚を養うというんですが、小学校の低学年までということですが、伊予地区に住んでいる方が海外の方の子どももいらっしゃるのか、その19人というのは日本人だけなのか、ハーフの方もいらっしゃったり、いろいろな人種の方がいらっしゃるのかというのが知りたい。

○川口和代委員長:西岡社会教育課課長補佐

○西岡美加社会教育課課長補佐:去年の令和6年度は日本のお子様だけだったんですが、市内の住民票のある方になりますので、その中で去年は日本国の方だけでした。

今年は、日本国籍なんですけれども、ハーフになる方が通われているので、基本お子様は大体日本人のお子様になります。外国の方が通われているというのはここ例年見たことはなくて、今年だけ令和7年度だけハーフのお子様1人いらっしゃいます。

○川口和代委員長:ありがとうございます。ほか皆さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:それでは、質疑もないようですので、以上で社会教育課の審議を終了いたします。暫時休憩いたします。

午後5時14分 休憩

午後5時15分 再開

○川口和代委員長:再開いたします。

以上をもちまして、本日予定いたしておりました審査を終了いたします。

10月27日も、午前9時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。本日は大変お疲れ様でした。

午後5時15分 閉会